

公益財団法人 大学基準協会
令和3年度短期大学認証評価受審用

自己点検・評価報告書



日本大学短期大学部

目 次

序 章	1
はじめに	
1 日本大学短期大学部の理念・目的等	
2 平成 26 年度短期大学認証評価受審後の取組	
3 日本大学における自己点検・評価と改善改革に向けた取組	
基準 1 理念・目的	5
○現状説明	5
○長所・特色	9
○問題点	9
○全体のまとめ	10
基準 2 内部質保証	11
○現状説明	11
○長所・特色	20
○問題点	20
○全体のまとめ	20
基準 3 教育研究組織	23
○現状説明	23
○長所・特色	25
○問題点	25
○全体のまとめ	26
基準 4 教育課程・学習成果	27
○現状説明	27
○長所・特色	43
○問題点	43
○全体のまとめ	43
基準 5 学生の受け入れ	45
○現状説明	45
○長所・特色	50
○問題点	50
○全体のまとめ	51

基準 6	教員・教員組織	52
	○現状説明	52
	○長所・特色	61
	○問題点	62
	○全体のまとめ	62
基準 7	学生支援	63
	○現状説明	63
	○長所・特色	70
	○問題点	70
	○全体のまとめ	71
基準 8	教育研究等環境	72
	○現状説明	72
	○長所・特色	83
	○問題点	83
	○全体のまとめ	84
基準 9	社会連携・社会貢献	85
	○現状説明	85
	○長所・特色	89
	○問題点	90
	○全体のまとめ	90
基準 10	大学運営・財務	
	第 1 節 大学運営	91
	○現状説明	91
	○長所・特色	100
	○問題点	100
	○全体のまとめ	100
	第 2 節 財務	102
	○現状説明	102
	○長所・特色	104
	○問題点	104
	○全体のまとめ	104
終	章	106
	1 全体の総括	
	2 今後の展望	

序 章

はじめに

日本大学短期大学部（以下、本短期大学部）の開設は、戦後間もない昭和25年度である。当時の学校教育法上では、短期大学が「当分の間の措置」としておかれており、当時の短期大学設置基準に「大学に併設の場合は、〇〇大学短期大学部と呼称することができる」、「短期大学が大学・高等学校等に併設される場合には、短期大学の本質にかんがみ、前期諸施設設備等については、特に考慮されなければならない」などの規定があったことから推測されるように、短期大学の制度そのものが形式的にも実質的にも脆弱な基盤の上に立っていた頃から本短期大学部は存在した。名称が「日本大学短期大学部」としてあるのもこのことを物語っている。つまり、大学に併設されている伝統ある多くの短期大学と同様に、本短期大学部は、設置基準に基づき教育組織、教員組織、施設設備等の基本的な部分は独立している一方で、その運営面や施設等の活用等において日本大学との有機的連携を図り効果的な教育研究を行っている。

なお、日本大学の各学部等と同様、本短期大学部は、三島、船橋の2箇所に校舎を有しており、それぞれが日本大学の学部等に隣接している。すなわち、三島校舎は国際関係学部等に、船橋校舎は理工学部等に接しており、それぞれが併設の学部と教育研究、管理運営の両面で有機的に連携している。学校法人日本大学としては、学部等単位の個性・特色の発揮、経営上の効率性などから、キャンパス単位にほぼ合わせた形の経理単位を置き、各々の活性化を図っているが、このことから、本短期大学部は、「日本大学短期大学部」としてのまとまりとは別に、各校舎が日本大学の学部等との学校種別を超えた密接な関係を有している側面を持っている。

以上のように、本短期大学部は、他の短期大学とは異なる特殊な環境の下に長い年月にわたり学校法人日本大学の設置する高等教育機関の一つとして、併設の日本大学と一体となって教育研究事業を展開している。

個々の具体的活動については本章を参照されたいが、前提としてこのような特殊性があることを御承知いただきたい

1 日本大学短期大学部の教育の理念等

日本大学学則第1章第1節に「目的及び使命」として以下のとおり明示している。

本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

この「目的及び使命」は、時代の推移に即応して数次の改訂を経ているが、その淵源は、

明治22年に創立された本学の前身である日本法律学校の設立主意書に求めることができる。

本学の学祖である山田顕義は、明治新政府において法律の整備と教育の普及が優先課題であるとし、初代司法大臣に就任するなど日本における近代法の整備に携わる一方、国学の振興にも意を払い、明治15年、内務卿当時に皇典講究所設立に関与し、同22年には所長に就任、同年10月4日には、日本固有の学問の上に、欧米文化を取り入れた法律専門の学校づくりを目指して本学の前身、日本法律学校を創立した。その設立主意書には、「一法学校を設立し専ら日本法律を講究し傍ら海外の法理を参考し、近くハ有志の子弟をして日本法律を学ぶの道を得せしめ。遠くハ世人をして法学の正路を知らしめむとす」とある。

そして、平成19年度には、本学の新しい教育理念を「自主創造」とした。「自主創造」を教育理念としたのは、学則の「目的及び使命」に謳われているほか、日本が成熟期を迎え、「自主創造」の気風に満ちた人材の育成が求められており、21世紀が「知の世紀」と強調され、その知は「積極的な知」、つまり「自主創造の知」であり、グローバル化に対応できる人材の要諦が「自主創造」であることから、それぞれが学ぶ領域や活動体験を生かし「自主創造」のできる人材の育成を目指すことによる。

また、短期大学の目的及び使命は、日本大学短期大学部学則第1章第1節に以下のとおり明示している。

本短期大学部は、日本大学建学の精神にのっとり、一般教養との密接な関連の基に、科学的で実務的な専門教育を施し、善良な社会人を育成することを、目的及び使命とする

この文言中に「日本大学建学の精神にのっとり」と明記されているように、目的及び使命の基本的考え方は、日本大学と同じくしている。大学と短期大学とで学校種別は異なっているものの、「日本大学」の名の下に両者が有機的に連携して高等教育機関としての役割を果たしている。

そして、この目的及び使命の下、大学院研究科、学部、短期大学部各学科は、それぞれ教育研究上の目的を学則上に明示し、それぞれの特徴を生かした教育事業を展開している。

大学学部と短期大学部との連携した取組の一部として、以前から短期大学部各学科の卒業生は大学学部へ編入しているが、学生が編入後の学修を円滑に進められるよう、短期大学部と大学学部とのカリキュラムや授業内容の調整が図られている。また、短期大学部と大学学部とが接している三島、船橋の各キャンパスでは、多くの行事やイベントが学部・短期大学部の枠を超えて開催されている。

また、施設・設備等に関しても、短期大学部各校舎が学部へ隣接しているため、図書館や研究施設、研修所など各キャンパスの諸施設について学部等の施設設備を短期大学部学生も利用することができる。

短期大学の目的及び使命の基本的考え方が、日本大学と同じくしているように、学修内容から施設・設備に至るまで、大学学部と短期大学部との学生の相互交流・相互理解も進んでいる。

2 平成26年度短期大学認証評価受審後の取組

前回の短期大学認証評価受審年度である平成26年度には、大学の養成すべき人材像として「自主創造型パーソン（日大人）」を掲げ、将来の目標設定や学びの意識付けを目的とする全学共通教育「自主創造の基礎」を展開させている。

平成27年7月には、大学を取り巻く環境が厳しくなる中、これまでの学部単独の教育から大学全体を意識した教育への転換が必要との認識の下、「教学に関する全学的な基本方針」を策定した。

平成29年4月には本学の教育理念である「自主創造」を明確化すること、つまり「自主創造」を標榜して本学が目標として育成していく人間像を明示し、学生と向き合いながら実効性のある教学施策を具体化していくための方針として、全学的な三つの方針に代わる「日本大学教育憲章」を施行した。その中で学生が備えるべき能力や姿勢を、卒業後も引き続き社会でその能力の伸長が図られるべき人間像として「日本大学マインド」を掲げた。

平成29年度からは、全学的な指針となる「日本大学教育憲章」を基に、令和2年度までの間に、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針」の見直し及び「日本大学教育憲章」、カリキュラム及びシラバスとの整合性・関係性の検証を行い、教育の質保証に努めてきた。

令和2年度においては、9月に就任した現学長の下、教育研究及び管理運営等の諸活動について、改善・改革を推進し、質の向上を図り、本学の人材育成及び研究成果に対する社会的評価及び信頼をより一層高めるための内部質保証体制等の整備を行い、全学的な内部質保証の検証・推進体制を構築することで、質保証の着実な実行を目指し、教育・研究で世界に「誇れる」、また教職員・学生が「誇りに思う」日本大学を展開するため、思いを一つにして日々新たに歩みを続けている。

3 本学における自己点検・評価と改善改革に向けた取組

平成3年の大学審議会答申によって大学評価システムの提言がなされて以来、本学は、積極的に自己点検・評価の導入実施に取り組み、平成4年に「大学の自己点検・評価実施検討委員会」を設置し検討を進め、平成5年に「日本大学自己点検・評価規程」を制定し、現在の自己点検・評価体制の礎を築いた。

第三者評価に関しては、平成8年に財団法人（現在は公益財団法人）大学基準協会が実施した第1回相互評価に申請したことを始めとして、平成16年度に始まった認証評価制度に関しては、本短期大学部は平成19年度及び平成26年度に公益財団法人大学基準協会の短期大学認証評価を受審し、短期大学基準に適合していると認定されてきた。

今回の認証評価申請に当たっては、大学本部に設置されている「大学評価専門委員会」及び「全学自己点検・評価委員会」の議を得て、申請先を公益財団法人大学基準協会とすることを機関決定した。自己点検・評価を実施に当たっては、「大学評価専門委員会」において、短期大学部各校舎及び法人本部各所管部署における全学的観点による自己点検・評価を実施している。

本学における自己点検・評価活動についての詳細は本章に譲るが、このように本学は、平成8年以降続く第三者による評価を積極的、継続的に受けることを通じて、自己点検・

評価や認証評価制度を法令に基づく義務としてとらえるだけでなく、第三者の助言等にも真摯に耳を傾け、改善改革に取り組んできた。

本学では更なる改善改革の推進に取り組むため、令和2年度に教育研究及び管理運営等の諸活動について、改善改革を推進し、質の向上を図り、本学の人材育成及び研究成果に対する社会的評価及び信頼をより一層高めることを目的として、「日本大学内部質保証に関する方針」を策定した。

本方針を達成するために、本学の内部質保証の推進を担う組織である、「全学内部質保証推進委員会」及び「学部等内部質保証推進委員会」を設置し、各自己点検・評価結果に基づき、各組織レベル及び教員レベルでPDCAサイクルを機能させるとともに、全学レベルでのPDCAサイクルを有機的に連携させるシステムを構築することにより、内部質保証の実現に努める組織作りを行った。

このような、第3期認証評価において重視されている「内部質保証」をはじめ、本学の諸活動についての全学的な取組の詳細は本章を参照いただき、今回の自己点検・評価及びそれに基づく認証評価の受審を契機として、本学の更なる活性化と改善改革を進める内部質保証の機能を高めたいと考えている。

以 上

基準 1 理念・目的

○現状説明

点検・評価項目①

短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1：学科（又は専攻課程）・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点 2：短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の連関性

日本大学短期大学部（以下、本短期大学部）は、日本大学の目的及び使命の下、本短期大学部の目的及び使命を「日本大学建学の精神にのっとり、一般教養との密接な関連の基に、科学的で実的な専門教育を施し、善良な社会人を育成する」と短期大学部学則に適切に定めている（資料1-1）。

さらに、平成29年4月に本学の教育理念である「自主創造」を明確化すること、つまり「自主創造」を標榜して本学が目標として育成していく人間像を明示し、学生と向き合いながら実効性のある教学施策を具体化していくための方針として、「日本大学教育憲章（以下、教育憲章）」を制定、施行した。これは、大学の「目的及び使命」の意図するその内容を、時代に即し解釈して制定したものであり、学生が備えるべき能力や姿勢を「日本大学マインド」として「日本の特質を理解し伝える力」、「多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力」及び「社会に貢献する姿勢」を掲げた。このマインドは、本学の教育において全ての学生に担保させていく「能力・姿勢」であるとともに、卒業後も引き続き社会でその能力の伸長が図られるべき人間像として位置付けた。

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

・日本の特質を理解し伝える力

日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。

・多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力

異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。

・社会に貢献する姿勢

社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

<自ら学ぶ>

・豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。

・世界の現状を理解し、説明する力

世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

<自ら考える>

・論理的・批判的思考力

得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。

・問題発見・解決力

事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

<自ら道をひらく>

・挑戦力

あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。

・コミュニケーション力

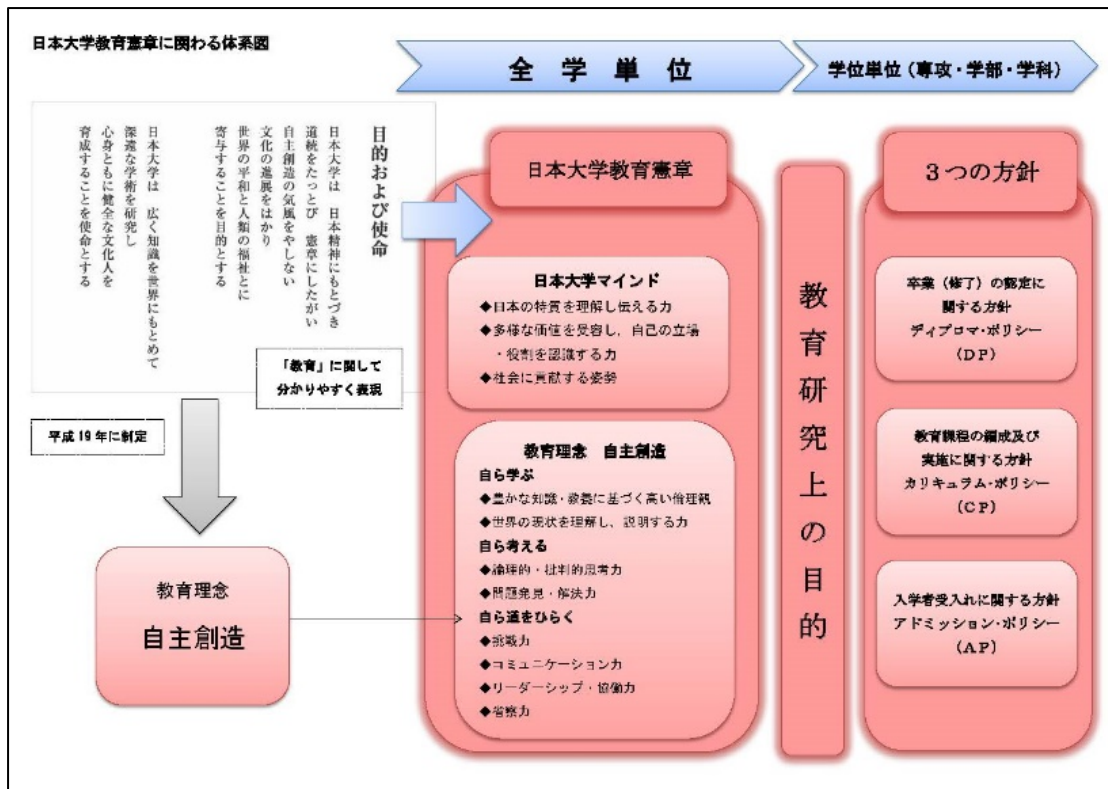
他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。

・リーダーシップ・協働力

集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。

・省察力

謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。



この教育憲章は、上記の図が示すように学部・大学院、短期大学部の「教育研究上の目的」、「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」等の様々な教育研究活動等の礎となっている。

本短期大学部は、さらに校舎ごとにその教育理念として、三島校舎では、日本大学の教育理念「自主創造」を基礎とした「地域・社会貢献」を、船橋校舎では、「主体的に学び・深思・考究・実践躬行・協働」を理念としてそれぞれ定めるとともに、教育憲章を踏まえ、各校舎各学科・専攻の教育研究上の目的を適切に定めている（資料1-1 pp.36～37）。

具体的には、三島校舎においては、所在地である静岡県三島市も含めた地域・社会貢献を理念として、商経学の専門知識・技術に加え、ビジネスパーソンとしての広い視野と豊かな教養を持った人材の養成（ビジネス教養学科）、人々の豊かな食生活と健康の実現のための健全な食生活による健康の維持・増進を担える人材の養成（食物栄養学科）、深く真理を探究して新たな栄養学の知見を創造し、その成果を広く社会に還元することにより、社会の発展に寄与・貢献できる人材の養成（専攻科食物栄養専攻）をそれぞれ掲げ、自ら学び、考え、道をひらき社会に貢献するための必要な知識の修得を明確にしている。

船橋校舎においては、各学科共通の目指すべき人材像を「自ら学び、考え、創造する積極的な姿勢・習慣を備えた人材」として設定し、快適で安全な建築・住空間と都市の創造に取り組む設計者・技術者など、持続的発展可能な社会の構築に対し、自ら学び、考え、創造する姿勢・習慣を備えた人材の養成（建築・生活デザイン学科）、技術改革により産業構造が急速に発展する中、社会の様々な分野において活躍し得る、自ら学び、考え、物事に取り組む姿勢・習慣を備えた積極的な人材の養成（ものづくり・サイエンス総合学科）をそれぞれ掲げ、様々な事柄に積極的に取り組むことを明確に求めている。

このように、本短期大学部の目的及び使命に沿い、校舎ごとに教育理念を定めた上で、学科ごとの特長を教育研究上の目的として示すことで、その個々の役割を明確にしている。

点検・評価項目②

短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学科（又は専攻課程）・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員，学生，社会に対する刊行物，ウェブサイト等による短期大学の理念・目的，学科・専攻科の目的等の周知及び公表

本短期大学部の「目的及び使命」、各学科の教育研究上の目的を学則により定め、「日本大学教育憲章」及び本短期大学部の校舎ごとの教育の理念を短期大学部ホームページにおいて教職員，学生及び社会に対して広く周知，公表している（資料1-2【ウェブ】，1-3【ウェブ】，1-4【ウェブ】，1-5【ウェブ】）。

また，教職員に対しては，全教職員対象に配布している「教職員便覧」等にも記載して浸透を図っている（資料1-6）。

これに加え，学生全員に配布する履修要覧及び「日本大学FDガイドブック：ラーニングガイド」に掲載している（資料1-7～1-10）。

各校舎への対応については，三島校舎では，1年生に対して，新年度ガイダンスで説明し，また，ビジネス教養学科では，「スタディ・スキルズ」（1年前学期開設）及び「キャリアデザイン」（1年後学期開設）の授業においても説明している。

船橋校舎では，1年生に対しては，本学共通教育科目「自主創造の基礎1」（2学科合同で実施）や「入門ゼミナール」（1年前学期開設）の授業において説明するとともに，2年生に対しては，年度当初（4月）の事務・履修ガイダンス時に確認している。また，教育に携わる教職員には，FD活動の一環として年2回実施している教職員研修会を通じて周知している。

点検・評価項目③

短期大学の理念・目的，各学科・専攻科における目的等を実現していくため，短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学では，総合大学としてのメリットを最大限に生かした組織運営を行うため，「学校法人日本大学役員規程」（資料1-11）により，平成27年度から理事長及び学長（短期大学部学長）の就任に合わせて，教学面については「教学に関する全学的な基本方針」，管理面については，「経営上の基本方針」を策定し，この方針に基づき，各学部等で学部等基本計画を策定し，教学及び経営の管理運営を行っている（資料1-12～1-21）。

また，令和2年4月1日施行の私立学校法改正において中・長期的計画の作成が義務付けられたことに対応するため，平成30年度に教学及び経営の2つの方針の内容を踏まえ令和2年度までの「日本大学中期計画」を策定した（資料1-22【ウェブ】）。

中期計画では、本学の「目的及び使命」に基づき、「教育理念」の下、平成28年に制定された本学が育成していく学生の指標である「日本大学教育憲章」を具現化するため、教育憲章を基点とした全学的な質保証体制の確立をはじめとする教学改革の実行、施設環境の整備、学生支援制度の充実を図るための教学的な施策及びそれらを支えるための財政基盤、人事体制等の経営的な施策について定めている。中期計画で示した各施策については、本部及び各学部、短期大学部及び付属校を含む法人全体として、毎年度策定している事業計画及び予算編成に反映させた上で実行されている。さらに事業報告において単年度の各施策の達成度の確認及び改善を行うとともに必要に応じて中期計画の見直し及び修正を行うことになっており、PDCAサイクルを効率的かつ継続的に循環させていくことで、中長期的な視点で計画を展開するとともに適正な事業の遂行を推進している。

教学面における諸施策の達成に向けた具体的な取組としては、平成29年度に学長と学部長等とのビジョン共有のための面談を実施し、面談終了後、「教学に関する全学的な基本方針」に基づき学部で策定された学部等基本計画の見直しを依頼し、平成30年度に、学長と学部長等とのビジョン共有のための面談を再度行った（資料1-23）。このように、定期的に「学部等基本計画」（資料1-24、1-25）の進捗状況を確認し、目的達成及び質の向上を図っている。

また、本短期大学部においては、各校舎の現状と将来展望について「短大二校舎次長・学科長会議」を年1回開催し、各校舎の現状報告及び意見交換を行っている。令和元年12月開催の同会議では、船橋校舎の将来展望として、入学者の卒業後の社会での活躍や4年制大学への編入学を見据えた教育の質の更なる保証、教育力の向上を目的とするFD・SD活動の成果を取り入れた教育改革等の報告を行い、グッドプラクティスとして情報共有を行った。

○長所・特色

本短期大学部においては、目的及び使命、教育理念及び教育憲章と連関して、校舎ごとに定めた教育理念及び教育研究上の目的は、実際の取組を通じて、その実現につながっているといえる。

三島校舎では、所在地が地方都市であるデメリットをメリットに変換するため、大都市圏では難しい、近隣企業や近隣市町との連携を図り、学生の地域貢献と学修の場を模索している。

船橋校舎においては、全国的にも希有の「理工系総合短期大学」として、それぞれの学問的特徴を生かして、人材の養成を行っており、その結果、各学科の教育研究上の目的に基づく、積極的な学修への姿勢が、その学びをさらに深めるべく、4年制大学への編入学を希望する学生の割合の高さにつながっている（資料1-26）。

○問題点

短期大学は、大学と比較し、相対的に安価な学費、高等教育機会を地域に提供し、さらに修業年限が短期であるということから、職業教育、準専門職教育、職業資格取得や大学への編入学という役割がある。しかし、我が国における短期大学は、18歳人口の減少、学生のニーズの変化等によって、短期大学の運営は学生の確保の問題など大変厳しい。この

ような状況において、学生・社会のニーズ等を踏まえ、本短期大学部の目的及び使命を実現していくことが必要である。

○全体のまとめ

大学の「目的及び使命」の意図する内容を時代に即し解釈して「日本大学教育憲章」を制定・施行し、学生が備えるべき能力や姿勢を掲げ、また、校舎ごと、学科ごとにその特性に基づいた学生養成の指針を教育研究上の目的として明確な表現で示している。

また、この教育研究上の目的は、学則に定め、校舎ごとの理念は本短期大学部のホームページにて、教職員、学生及び社会に対して広く周知している。

平成30年度には、令和2年度までの中期計画を作成し、法人全体として、毎年度策定している事業計画及び予算編成に反映させ、各施策の達成度の確認及び改善を行っている。

これらの取組は、4年制大学への編入学を希望する学生が多いなどの学修成果を上げている一方で、学生の確保の問題など、今後厳しさを増していく状況を踏まえて、中期計画等で定めた諸施策の履行と定期的な点検などにより、本短期大学部の目的・使命に基づく、魅力ある人材養成機関としての方向性をさらに定めていく必要がある。

基準 2 内部質保証

○現状説明

点検・評価項目①

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割，当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係
- ・ 教育の企画・設計，運用，検証及び改善・向上の指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど）

【内部質保証に関する基本的な考え方】

本学は、教育研究及び管理運営等の諸活動について、改善・改革を推進し、質の向上を図り、本学の人材育成及び研究成果に対する社会的評価及び信頼をより一層高めることを目的に、「日本大学内部質保証に関する方針」（資料2-1【ウェブ】）を定め、ホームページにて広く公表している。

内部質保証体制における基本的な考え方としては、教育研究及び管理運営等における企画・設計及び運用の状況について、継続的に自己点検・評価を行い、P D C Aサイクル等を適切に機能させることによって、恒常的に改善・改革に努め、質の向上を図り、本学の教育研究等の諸活動が適切な水準にあることを保証することとしている。

また、本方針にて本学は、全学レベル、各組織（教育研究及び管理運営等に係る全ての組織）レベル及び教員レベルにおける活動の企画・設計及び運用について、継続的に自己点検・評価を行い、その結果に基づき、各組織レベル及び教員レベルでP D C Aサイクルを機能させるとともに、全学レベルでのP D C Aサイクルを有機的に連携させるシステムを構築することにより、内部質保証を実現するものと定めた。

なお、短期大学部については、教育その他の面で大学とは異なる特性、独自性を有することに十分配慮し、その主体性を尊重するものと定めた。

このような内部質保証体制の構築に当たっては、年に1度、役教職員等が一堂に会する年頭会同の際に、学長より本学が取り組むべき重要な施策として述べており、内部質保証推進における教職員の意識をより高めるべく働きかけを行っている。

【全学内部質保証推進組織の権限と役割，学科・専攻科その他の組織との関係及びP D C Aサイクルの運用プロセスなど】

「日本大学内部質保証に関する方針」を具体化するために、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、副学長を委員長とした「全学内部質保証推進委員会」を置くとともに、「全学内部質保証推進委員会」からの指摘等を受け改善に取り組み、学部等の内部質保証に責任を負う組織として「学部等内部質保証推進委員会」を置いた。

さらに、「全学内部質保証推進委員会」の下に「企画検討部会」を置き、「全学内部質保証推進委員会」の任務に関する事項について、企画・立案、設計及び調整等を行うこととした。

また、本方針と連動した「日本大学内部質保証推進規程」(資料2-1【ウェブ】)において、学長は、「全学内部質保証推進委員会」からの内部質保証に関する評価結果を真摯に受け止め、改善に取り組むとともに、学内外に公表することで、学長のリーダーシップの下、「全学内部質保証推進委員会」が教育研究等の質保証に取り組む体制を整えた。

そして、各内部質保証推進組織と連携し内部質保証を支える組織として、全学レベルにおける自己点検・評価を「全学自己点検・評価委員会」が担い、組織レベルにおける自己点検・評価を担う「大学評価専門委員会」、また、教員レベルにおける自己点検・評価(FD・SD活動)を担う「日本大学FD推進センター」を本方針に明記し、各レベルにおける諸活動を内部質保証につなげることを定めた。

また、内部質保証、自己点検・評価活動及び「日本大学FD推進センター」において企画・設計・実施されるFD・SD活動等の諸活動を支援するとともに、教学を含めた組織マネジメントを適切に行う上で必要となる情報や課題を収集・分析するIR機能の向上及びIR体制の確立を支援する事務組織として「大学評価室」を新たに設置した。

また、三様監査(監事監査、監査法人による監査、内部監査)についても、内部質保証の一環として捉えることにより、本学の諸活動の質向上に資するものと本方針に定めた。

以上のように、本学の内部質保証体制は、各内部質保証推進組織が内部質保証を支える各組織と連携し、諸活動について検証し、企画・立案、設計及び運用等を行うことで、学長のリーダーシップの下、全学レベルでPDCAサイクルを有機的に連携させるシステムの構築を図ることとした。

また、内部質保証システムそのものの適切性及び有効性に関する検証を行うため、外部有識者の意見を求めることを本方針において定めた。

点検・評価項目②

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

「日本大学内部質保証に関する方針」及び「日本大学内部質保証推進規程」において、全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織として、「全学内部質保証推進委員会」を置くとともに、学部等の内部質保証の推進に責任を負う組織として「学部等内部質保証推進委員会」置いた。

【内部質保証体制】

① 全学内部質保証推進委員会

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織

【主な役割】

- (1) 大学の内部質保証の推進に関する事項
- (2) 大学の認証評価に関する事項

【構成】

- (1) 副学長
- (2) 常務理事
- (3) 学務部長
- (4) その他学長が推薦する者 若干名
委員長は、学長が指名する。

② 学部等内部質保証推進委員会

学部等における内部質保証の推進に責任を負う学部等執行部を委員とする組織

【主な役割】

- (1) 学部等の内部質保証の推進に関する事項
- (2) 全学レベルの自己点検・評価結果に基づく当該学部等に係る改善課題の改善取組に関する事項

【構成】

当該学部等の専任教職員若干名をもって構成し、委員は大学院独立研究科長、専門職大学院研究科長、学部長、通信教育部長又は短期大学部学長（以下「学部等の長」という）が委嘱する。

委員長は、委員のうちから学部等の長が委嘱する。

【内部質保証の支持体制】

① 全学自己点検・評価委員会

- (1) 全学自己点検・評価委員会

全学内部質保証推進委員会と連携し、全学的に自己点検・評価を実施する組織

- (2) 大学評価専門委員会

全学自己点検・評価委員会と連携し、大学における自己点検・評価を全学的な観点から実施し、各組織レベルの自己点検・評価の結果について、その適切性を客観的に評価し集約する。

- (3) 本部自己点検・評価委員会

本部における自己点検・評価の実施を担う組織レベルの自己点検・評価を行う組織

- (4) 学部等自己点検・評価委員会

学部等内部質保証推進委員会と連携し、学部等における自己点検・評価の実施を担う組織レベルの自己点検・評価を行う組織

② 日本大学FD推進センター

教員レベルの自己点検・評価実施に関する企画・設計及び全学、各組織、教員及び職員各レベルにおいて適切なFD・SDを組織的かつ体系的に実施する組織

③ 大学評価室

内部質保証、自己点検・評価及びIRその他これらに関連する諸活動を支援する事務組織

④ 三様監査（監事監査、監査法人による監査、内部監査）

恒常的に実施しているそれぞれの監査を、内部質保証の一環として捉えることにより、本学の諸活動の質向上に資するものとする。

に受け止め、改善に取り組むとともに、学内外に公表することで、学長のリーダーシップの下、「全学内部質保証推進委員会」及び「学部等内部質保証委員会」が教育研究の質保証に取り組む体制となっており、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制が整備されている。

また、本方針及び規程において、内部質保証システムそのものの適切性及び有効性に関する検証を行うため、外部有識者の意見を求めることができる旨定めた。

点検・評価項目③

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針，教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取組
評価の視点3：行政機関，認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点4：点検・評価における客観性，妥当性の確保
評価の視点5：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

【学位授与方針，教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定】

平成29年度以前の本学の全学的な「学位授与方針，教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針（以下，三つの方針）」は，多様な学部等から構成されている総合大学であるため，抽象的で形式的な記述にとどまるもの，相互の関連性が意識されていないものとして指摘されていた。これらの状況を踏まえ，三つの方針を抜本的に見直し，本学に関心を持つ様々な関係者が十分に理解できるような内容と表現にするため，平成29年4月に本学の教育理念である「自主創造」を明確化すること，つまり「自主創造」を標榜して本学が目標として育成していく人間像を明示し，学生と向き合いながら実効性のある教学施策を具体化していくための方針として，全学的な三つの方針に代わる「日本大学教育憲章」（資料1-2【ウェブ】）を施行した。

「日本大学教育憲章」は，本学の目的及び使命の下に，その教育に関する側面について，時代に即して解釈した内容として各学部等から教職員が選抜され，複数回にわたるワークショップを重ね検討するとともに，諸会議を経て策定され，学部等においては，「教育研究上の目的」，延いては，学位プログラム単位ごとの三つの方針における教育の質向上に向けたPDCAサイクル確立の指標として位置付けたものである。

このように全学的な指針となる「日本大学教育憲章」を策定し，各学部等における学位プログラム単位における三つの方針については，「日本大学教育憲章」，カリキュラム及びシラバスとの整合性・関係性を検証し，社会のニーズ等を踏まえ，見直しを図ることとしている。また，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針及びカリキュラムの見直しに当たっては，三つの方針の連動による教育の質保証の観点から学生の受け入れ方針の検証も含めて行うこととしている。

【全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取組】

これまで、教学における内部質保証を推進するために役割を担ってきたのが、本学の教学戦略委員会である。具体的な取組としては、平成29年4月1日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」において、各大学等における三つの方針の策定及び公表について法令上位位置付けられたため、各学部等に策定又は見直しの指示を行い公表した。しかしながら、三つの方針の策定・見直しの期間が短かったため、教学戦略委員会において、本学の教育体制の確立という視点に立った三つの方針の見直しについて検討を重ね、平成29年7月に改めて、三つの方針について見直しを実施する組織・単位並びに見直しの観点及びスケジュールを各学部等に示し、平成30年度以降も、更なる改善を目指し、全学的に三つの方針の見直しの指示を行った（資料2-2）。

各学部等から提出された三つの方針については、教学戦略委員会教育開発推進検討ワーキンググループが確認作業を行い、各学部へ改善等の指示を行っている。また、本学の教育憲章と学位授与方針の整合性が十分に取れていない学部等については、本ワーキンググループのメンバーが学部等へ赴き、改善のポイントを直接説明し、問題点等の解決を支援している（資料2-3）。

併せて、本短期大学部の特徴でもあるが、併設の本学国際関係学部や理工学部の施策に連動して校舎ごとに教育研究活動の質と学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行う取組を行っている。

【行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応】

文部科学省や認証評価機関等からの指摘事項に対しては、本学全体で内容を共有して、真摯に対応している。

まず、設置計画履行状況等調査結果の各指摘事項における対応としては、本部学務部学務課において各学部等への履行状況の確認等を行っている。短期大学部においては、平成29年度に収容定員増加に係る学則変更及び開設予定学部の設置に係る留意事項について、食物栄養学科（三島校舎）において、定員充足率の平均が0.7倍未満との指摘を受けていたが、令和元年度における設置に係る設置計画履行状況報告書にて既に履行済みとなっている（資料2-4～2-6）。

認証評価結果については、学部長会議、理事会等において報告しており、提言等に対しては内容とともに改善に向けて対応していくことを全学的に共有している。全学的な課題として改善を推進していくため、「大学評価専門委員会」及び「全学自己点検・評価委員会」を中心として、各指摘事項に該当する本部所管部署、短期大学部各校舎などの事務局に対し、改善計画の作成を指示し、その進捗状況及び改善結果を確認していく体制を構築している。

改善に向けた指示を受けた短期大学部各校舎では、学部等自己点検・評価委員会を中心に、各指摘事項に係る委員会及び事務局が一体となって改善計画を立案、その進捗状況及び結果の点検・評価等を行い、本部所管部署とも連携を図りながら「大学評価専門委

員会」及び「全学自己点検・評価委員会」に報告している。

このように認証評価における指摘事項への対応は適切に行われており、平成26年度受審の短期大学認証評価における改善報告書検討結果においても、概評において一部引き続きの改善を促されたものの、各指摘事項の改善結果においては意欲的に取り組んでいることが確認できるとの一定の評価をもらい改善済みとなっている（資料2-7）。

【点検・評価における客観性、妥当性の確保】

全学的な点検・評価及び改善・向上の取組として、「日本大学自己点検・評価規程」（資料2-8）に基づき、「全学自己点検・評価委員会」が中心となって、本学の活性化及び合理化を図り社会的責務を果たすことを目的に自己点検・評価を行っている。

本学の自己点検・評価活動の特長は、自己点検・評価結果とともに「改善意見」を作成し、自己点検・評価の結果に基づいて「どの点を」「どのように」改善する必要があるのかを明確にし、全学として、また本部及び学部等单位で妥当性のある改善改革につなげることを可能にする仕組みを構築していることにある。

また、より改善・改革の推進に役立つ点検・評価活動につなげていくため、平成30年度に実施した自己点検・評価結果における改善意見においては、「全学自己点検・評価委員会」の下に置かれる「大学評価専門委員会」の委員がその改善進捗状況や結果についての検証を行い、その結果を「大学評価専門委員会からの見解」として明示し、本部及び学部等に対しフィードバックを行った。検証の際には、各委員の所属以外の学部等の検証を担当するため、改善・向上の取組に対する客観性を確保している。

今後は、点検・評価における客観性、妥当性の確保を更に進めるため、外部の有識者による外部評価の実施について、その実施方法等の検討を進めていく予定である。

なお、自己点検・評価の結果は、3年ごとに『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』（資料2-9【ウェブ】）と題する報告書にまとめているほか、過年度に改善が必要と自己評価した事項については、その後の改善状況を『日本大学改革の歩みー自己点検・評価結果に基づく改善の状況（改善報告書）』（資料2-10【ウェブ】）としてまとめ、いずれもホームページに公開する等、学内外に公表している。

【方針及び手続に従った内部質保証活動の実施】

教学における内部質保証推進の役割を担う教学戦略委員会において、全学的な教育の質の改善・向上について指示を行い、その結果についてワーキンググループが検証し改善につなげており、教学戦略委員会の下で教育のPDCAサイクルを機能させている。

さらに、令和3年3月、「日本大学内部質保証に関する方針」が定められ、本短期大学の内部質保証の責任を負う組織として、大学に全学内部質保証推進委員会を設置し、更なる教育のPDCAサイクルの推進につなげる予定である。

従前行っていた「短期大学部二校舎次長・学科長会議」については、その在り方について検討し、令和3年1月開催の会議より本短期大学部における教学の内部質保証活動の一環として、実施することとなった。

また、新型コロナウイルス感染症に係る本学の対応体制及び対策として、本部各所管部

署が連携し学長のリーダーシップの下、全学的な施策を講じている。

具体的には、新型コロナウイルス感染症に関する情報は、危機管理・情報戦略オフィスに集約され、関係部署及び学部等へ伝達がなされている。これらの情報の分析と併せて、学部等の状況や要望を確認し、本部学務部、学生部、競技スポーツ部及び研究推進部の教学系4部を中心に諸事項への対応を検討の上で学生のキャンパスへの入構及び授業実施等の取り扱いや構内の施設ごとの感染防止対策を示した「大学等におけるキャンパスでの授業実施等に向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」とする）等の対応案の策定を行ってきた（資料2-11～2-14）。策定されたガイドライン等については、学長、副学長及び教学系4部の部長において更に検討を重ね、学長の了承の下、常務理事会において議決・執行し、決定された諸事項については、電子メール及び文書により学部等に速やかに通知している。

上記により決定されたガイドライン等に基づき、学部等の状況に合った運用を定めるよう指示し、その内容については学部等ホームページに掲載している。学部等の対応については大学で調査を行い、取りまとめの上、本部諸会議等で報告し、学部等間で情報を共有するとともに、次の新型コロナウイルス感染症への対応検討時の参考とした。

また、ガイドラインは、令和2年5月25日付けの第1版より、感染症対策の変化に合わせて随時改訂を行っており、学部等においては、このガイドラインに基づくキャンパス内における感染防止対策を講じた上で、対面授業の実施等に伴う学生等のキャンパス入構に対応している。

以上のように、本部各所管部署同士が連携し、新型コロナウイルス感染症に係る諸事項への対応を検討し、対応案の策定を行うとともに、学長や副学長等による更なる検討を重ねた上で各対応策の策定が行われており、新型コロナウイルス感染症拡大の中において、教育を中心とした大学の質の維持に努めている。

点検・評価項目④

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

【教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表及び公表する情報の適切な更新】

本学では「日本大学情報公開内規」（資料2-15）を制定し、学校法人日本大学の情報の公開についての必要事項を定めている。この法人の情報公開については、申請に応じて閲覧に供する方法及び本学公式ホームページにて公表する方法により、①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿（ただし、規程により個人の住所に係る記載の部分を除外して公開）、⑥監事の監査報告書、⑦役員に対する報酬等の支給基準、⑧寄附行為を公開することを規定している。

また、本学の教育研究活動の状況については、適宜各学部等のホームページにおいて更新及び公表されており、それらのリンクは本学ホームページに集約されている（資料2-16【ウェブ】）。

自己点検・評価結果については、各自己点検・評価委員会における精査を経て、自己点検・評価報告書及び改善報告書として取りまとめ、適宜本学ホームページを更新し、社会に広く公表している（資料2-9【ウェブ】、2-10【ウェブ】）。

また、財務については、事業報告書等を各学部等で閲覧できる環境を整えるとともに、毎年度本学ホームページにて公表を行っている（資料2-17【ウェブ】）。

その他の諸活動の状況等については、本学ホームページ内で、年度ごとの事業計画書及び中期計画（資料2-17【ウェブ】）、校舎等耐震化率（資料2-16【ウェブ】）学修満足度向上調査（資料2-18【ウェブ】）等の諸活動を随時更新及び公表している。

【公表情報の正確性、信頼性の確保】

本学の教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表に当たっては、情報の正確性及び信頼性を確保するための仕組みや体制が敷かれている。

具体的には、自己点検・評価結果については、学部等から大学全体までに至るまで、各自己点検・評価委員会での段階的な精査によって、また、財務情報については、監査法人及び監事の監査を受けた上で「監事監査報告書」を付して公開しており、いずれも社会へ情報公開するに当たり、正確性及び信頼性を確保している。

このように、それぞれ何段階かの点検を常態化することにより、公表情報の正確性及び信頼性を担保している。

点検・評価項目⑤

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育の質保証については、これまで教学における内部質保証を推進するための役割を担ってきた教学戦略委員会において、平成29年4月1日までの「日本大学教育憲章」に基づく三つの方針の策定・見直し、平成29年度から令和2年度までの三つの方針の更なる見直し及び「日本大学教育憲章」、カリキュラム及びシラバスとの整合性・関係性の検証について間断なく実施してきた。

また、各学部等から提出された三つの方針については、教学戦略委員会教育開発推進検討ワーキンググループにおける確認作業や改善等の指示及び一部の学部等への改善ポイントの直接説明等により、教学戦略委員会を中心とした問題点の解決を支援した。

このように、本学においては定期的な点検・評価・改善を重ねることで、教育の質の向上及び保証の実現を図ってきた。

自己点検・評価活動については、全学的な取組として、「日本大学自己点検・評価規程」

に基づき、自己点検・評価活動を行っている。また、自己点検・評価の結果は、3年ごとに『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』と題する報告書にまとめ、その後の改善状況は『日本大学改革の歩み－自己点検・評価結果に基づく改善の状況（改善報告書）』としてまとめることで、全学及び学部等におけるP D C Aサイクルの有効性を検証しており、いずれの報告書もホームページに公開する等、学内外に公表している。

また、改善改革の推進に役立つ取組として、平成30年度に実施した自己点検・評価結果における改善意見において、「全学自己点検・評価委員会」の下に置かれる「大学評価専門委員会」の委員がその改善進捗状況や結果についての検証を行い、その結果を本部及び学部等に対しフィードバックを行う等。更なる改善・向上につながる点検・評価活動を行っている。

今後についても、令和3年3月1日に、新たに組織された内部質保証の推進に責任を負う「全学内部質保証推進委員会」及び「学部等内部質保証推進委員会」を中心とした、教育研究及び管理運営等の諸活動におけるP D C Aサイクル等の適切性の検証及び恒常的な改善・改革に努めることで、適切な水準の保証及び質の向上を図っていく。

○長所・特色

三つの方針の見直しに当たり、各学部等から提出された三つの方針について、教学戦略委員会教育開発推進検討ワーキンググループが確認作業を行い、各学部へ改善等の指示を行うとともに、教育憲章と学位授与方針の整合性が十分に取れていない学部等については、本ワーキンググループのメンバーが学部等へ赴き、改善のポイントを直接説明する等、問題点等の解決において全学的な支援を行った。

また、本学の自己点検・評価活動については、3年サイクルで実施されており、1年目には、全学的な現状について、点検・評価（check）を行い、その結果から改善計画を策定し実行（action）に移す。2年目では、その改善計画の進捗（plan及びdo）についての調査を実施し、改善進捗状況についての大学評価専門委員会の委員による検証（check）を行い、更なる改善（action）を促す。3年目については、改善に至ったのかを確認し、その改善結果を検証している。

このように、本学における自己点検・評価活動は、点検・評価実施時点の全学的な取組についてのみ検証するだけでなく、その後の改善に至るまでの流れについても検証を行うことで、適切なP D C Aサイクルにつなげている。

○問題点

本学の自己点検・評価活動が適切に機能している一方、学長を中心とした内部質保証体制については立ち上がったばかりであり、今後の自己点検・評価活動、全学的に展開するI R及びF D・S D活動等との連携により、一層の内部質保証の推進を図り、今後の内部質保証体制及び自己点検・評価活動等の諸活動が形骸化しないよう、全学的な意識の醸成を図り、教育研究等諸活動の適切な水準の保証、質の向上を実現していく必要がある。

○全体のまとめ

内部質保証体制等について、本学では、教育研究及び管理運営等の諸活動について、改善・改革を推進し、質の向上を図り、本学の人材育成及び研究成果に対する社会的評価及

び信頼をより一層高めることを目的として、「日本大学内部質保証に関する方針」を策定した。

本方針における内部質保証に関する基本的な考え方として、継続的に自己点検・評価を行うことで、P D C Aサイクル等を適切に機能させ、恒常的に改善・改革に努め、質の向上を図り、教育研究等の諸活動が適切な水準にあることを保証することを明記した。

また、継続的な自己点検・評価を、全学レベル、各組織（教育研究及び管理運営等に係る全ての組織）レベル及び教員レベルの三段階に分け、全学レベルを「全学自己点検・評価委員会」、組織レベルを「大学評価専門委員会」、「本部自己点検・評価委員会」及び「学部等自己点検・評価委員会」、教員レベルを「日本大学F D推進センター」が担い、それぞれの活動の企画・設計及び運用について継続的に自己点検・評価を行うこととした。

「全学内部質保証推進委員会」及び「学部等内部質保証推進委員会」は、各自己点検・評価結果に基づき、各組織レベル及び教員レベルでP D C Aサイクルを機能させるとともに、全学レベルでのP D C Aサイクルを有機的に連携させるシステムを構築することにより、内部質保証を実現するものと定めた。

本方針を具体化するために、本方針と連動する「日本大学内部質保証推進規程」を定め、全学における内部質保証の推進に権限を持つ「全学内部質保証推進委員会」を置くとともに、「全学内部質保証推進委員会」からの指摘を受け改善に取り組み、学部等の内部質保証に権限を持つ組織として「学部等内部質保証推進委員会」を置いた。

また、本方針に定めた「全学内部質保証推進委員会」の下に置かれる「企画検討部会」により、内部質保証推進のための企画・立案、設計及び調整等を進めることとした。

その他、内部質保証を支える基盤として、「日本大学F D推進センター」、「大学評価室」及び「三様監査（監事監査、監査法人による監査、内部監査）」等があり、各組織や諸活動と連携し、恒常的な改善・改革、質の向上を図る。

また、今後については本学の内部質保証体制について外部有識者の意見を求め、内部質保証システムの適切性及び有効性に関する検証を行うことについても検討している。

なお、学長は、「全学内部質保証推進委員会」からの内部質保証に関する評価結果を真摯に受け止め、改善に取り組むとともに、学内外に公表することで、学長のリーダーシップの下「全学内部質保証推進委員会」及び「学部等内部質保証推進委員会」が教育研究の質保証に取り組む体制となっており、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制が整備されている。

ただし、学長を中心とした内部質保証体制については、立ち上がったばかりであるため、一層の内部質保証の推進を図り、教育研究等諸活動の適切な水準の保証、質の向上を進めていく必要がある。

三つの方針における本学の基本的な考えの設定については、平成29年4月に本学の教育理念である「自主創造」を標榜して本学が目標として育成していく人間像を明示し、学生と向き合いながら実効性のある教学施策を具体化していくための方針として、全学的な三つの方針に代わる「日本大学教育憲章」を制定した。

「日本大学教育憲章」の制定に当たっては、本学の目的及び使命の下に、その教育に関する側面について、時代に即して解釈した内容として各学部等から教職員が選抜され、複数回にわたるワークショップを重ね検討するとともに、諸会議を経て制定された。

また、教育のPDCAサイクルを機能させる取組として、これまで教学における内部質保証を推進するための役割を担ってきた教学戦略委員会において、各学部等に三つの方針の策定又は見直しの指示を行い公表するとともに、三つの方針の見直しについて検討を重ねた。その中で、教学戦略委員会教育開発推進検討ワーキンググループによる確認作業や改善等の指示及び一部の学部における改善ポイントの直接説明等を実施する等、全学的な取組として、教育の質の向上及び保証の実現を図ってきた。

自己点検・評価活動については、「日本大学自己点検・評価規程」に基づき、自己点検・評価活動を行っている。また、自己点検・評価の結果は、3年ごとに『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』と題する報告書にまとめ、その後の改善状況は『日本大学改革の歩み－自己点検・評価結果に基づく改善の状況（改善報告書）』としてまとめ、いずれの報告書もホームページに公開する等、学内外に公表している。

また、「大学評価専門委員会」の委員による改善進捗状況や結果についての検証を行い、その結果を本部及び学部等に対しフィードバックを行う等、更なる改善・向上につながる点検・評価活動を行っている。

本学における自己点検・評価活動は、点検・評価実施時点の全学的な取組についてのみ検証するだけでなく、その後の改善に至るまでの流れについても検証を行うことで、適切なPDCAサイクルにつなげている。

情報公開については、「日本大学情報公開内規」を制定し、学校法人日本大学の情報の公開についての必要事項を定めている。

また、教育研究活動の状況については、適宜各学部等のホームページにおいて更新及び公表されており、それらのリンクは本学ホームページにも集約されている。「日本大学情報公開内規」に定められているように、事業報告書等も、各学部等で閲覧できるよう環境を整えるとともに、毎年度本学ホームページにて公表を行っている。その他の諸活動の状況等の公表については、本学ホームページ内で、年度ごとの事業計画書及び中期計画等の諸活動を随時更新及び公表している。

なお、各情報の公表に当たっては、情報の正確性及び信頼性を確保するための仕組みや体制が敷かれている。

基準3 教育研究組織

○現状説明

点検・評価項目①

短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性

評価の視点2：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成

本短期大学部は、本短期大学部の目的及び使命を実現するために静岡県三島市及び千葉県船橋市に二つの校舎（三島校舎・船橋校舎）を有しており、三島校舎は本学国際関係学部、船橋校舎は本学理工学部それぞれ併設し、併設している各学部と教育研究面から管理運営にいたるまで有機的に連携しながら、本短期大学部の目的及び使命を踏まえた教育研究組織を構成している（短期大学基礎データ表1）。

三島校舎は、ビジネス教養学科、食物栄養学科及び食物栄養専攻の2学科、1専攻を配置し、日本大学の教育理念「自主創造」を基礎とした「地域・社会貢献」をその理念とし、三島市を含めた各地域社会に貢献できる人材育成を行っている。また、各学科・専攻科のそれぞれに有用なビジネスパーソンや栄養士を育成すべく、実務的な素養を身に付けた社会のニーズに応える学生の育成が可能な教育組織となっている。

船橋校舎は、建築・生活デザイン学科、ものづくり・サイエンス総合学科の2学科を配し、建築・生活デザイン学科にはデザイン系、エンジニアリング系の2分野、ものづくり・サイエンス総合学科には機械工学、電気電子工学、情報科学、応用化学、物理学、数学、総合科学の7分野を配置し、全国的にも希有の「理工系総合短期大学」として、それぞれの学問的特徴を生かして、人材の養成を行っている。具体的には、建築・生活デザイン学科は、東京オリンピックに伴う建設ラッシュや多発する自然災害に対応するための建築学修得に対する社会の要望の高まりに応じている。また、ものづくり・サイエンス総合学科は幅広い専門分野を設け、学生の将来を広げる教育課程によって学生や社会の多様なニーズに応じており、いずれの学科も理学・工学における主要な専門分野を配置した本格的な理工系総合短期大学として教育組織、学問の進展や社会の要請にも応えることができる教育組織となっている。

研究組織の構成について、本学では、付置研究所において、大学の教育理念に基づき、各研究所規程によってその目的及び使命を明らかにしている。短期大学部の校舎が併設される学部が研究所が設置され、短期大学部教員もこれらの研究所の研究活動を行っている。これらの研究所では定期的に研究組織の適切性を検証しながら、その改善に取り組んでいる。いずれの研究所も規程を整備した上で、目的に沿った事業を執り行い、学術研究の進展や社会の要請に対応している。

三島校舎には、併設される国際関係学部生活科学研究所と国際関係研究所が設置されている（資料3-1、3-2）。教員の研究成果は、両研究所を通じて講演会や研究発表会、『生

活科学研究所報告』、『国際関係研究』、『国際関係学部研究年報』など紀要への論文掲載という形で社会に発信している。

船橋校舎には、併設する理工学部には理工学研究所が設置されている（資料3-3, 3-4）。また、理工学研究所の研究施設（研究部門）として、大型構造物試験センター、空気力学研究センター、材料創造研究センター、先端材料科学センター、環境・防災都市共同研究センター、マイクロ機能デバイス研究センター、工作技術センター、交通総合試験路を設置して設備の充実を図り、より高度で発展性に富む教育研究支援体制を確立している（資料3-5【ウェブ】）。教員の研究成果は、理工学研究所を通じ講演会や、「理工学研究所研究ジャーナル」としてJ-STAGEへ掲載して社会に発信している。

以上のことから、短期大学部の理念・目的に照らして、各学科・付置研究所、その他の組織の設置状況は適切であると判断できる。

点検・評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

教育・研究の組織等の改編等に当たっては、手続き方法を周知し、決定過程を明確にしている（資料3-6）。具体的には、組織改編等の変更を行う場合は、①各学部等は、その構想を事前に本部学務部に相談する。その際、「学部等構想原案」及び事前相談資料等必要書類を提出する。②大学として一体的な改革を実施するため、学長の教学マネジメントの下、実施内容の確認及び実施時期の調整等を行った上で、当該学部に対して、具体的な指示をする。③学部等は、申請するに当たって、学部等における諸会議及び教授会で審議の上、大学に申請する。④大学においては、学長室会議にて検討し、常務理事会、学部長会議の議を経て、理事会で決定している。

さらに、両校舎とも、本短期大学部を併設する国際関係学部及び理工学部において、学事事項に関しては主に学務委員会を中心として、研究組織に関することについては主に研究委員会を中心として教育研究組織の適切性について定期的に検証している。

その他、組織の妥当性の検証に関連する個別の案件については、必要に応じて臨時の専門委員会を設置して検討し、その後、教授会等で審議し「教学組織の増設、改廃及び変更」を提起する場合には、学長裁定に定められた項目として学長への意見とするなど柔軟に対応している（資料3-7）。

具体的な取組として、船橋校舎では入学試験実行委員会が作成する入学志願者の動向（資料3-8）、社会的ニーズの変化及び学問の動向等を、年度ごとに理念・目的の検証と併せて学科長・主任会議において総合的に分析・検討し、改善の必要性が認められた場合は、改善策を策定している。

また、研究組織に関して三島校舎では、国際関係学部が付置する生活科学研究所、国際関係研究所の2つの研究所においてそれぞれ研究所規程を整備し、社会の変化に伴う研究の動向に対応し、その都度、各研究所運営委員会が組織の検討を行っている。

船橋校舎では、理工学部が付置する理工学研究所において、理工学研究所運営委員会を設置している。この委員会は毎年度定期的で開催され、研究所の過年度の事業報告及び次年度の計画等を審議している。また、理工学研究所の研究施設（研究部門）について、各研究部門内に設置された運営委員会を基に、管理、運営をより明確に行っている。

その他、全学的な取組として、「日本大学自己点検・評価規程」（資料2-8）に基づき、自己点検・評価活動を行っており、自己点検・評価の結果は、3年ごとに『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』（資料2-9【ウェブ】）と題する報告書にまとめ、その後の改善状況については、『日本大学改革の歩み－自己点検・評価結果に基づく改善の状況（改善報告書）』（資料2-10【ウェブ】）としてまとめ、いずれもホームページに公開する等、学内外に公表している。

○長所・特色

全学的な視点を踏まえて各学部等の特色を強化するために、学長による学部長等とのビジョン共有のための面談を定期的に行い、各学部等の今後の方向性や事情等を踏まえた意見交換を行っている。

各校舎は、併設する国際関係学部及び理工学部と連携しており、適切に運営される取組が構築されている。また、併設する各学部が付置する各研究所において研究を遂行する環境を整えており、本短期大学部の目的及び使命に照らして教育研究組織の適切性は担保されている。研究所の活動以外にも、併設学部での講演会、科学研究費助成事業の実施や、産学連携による知的財産の創出活動なども遂行されている。

三島校舎では、社会や地域及び学術の動向を、生活科学研究所及び国際関係研究所において注視しながら、改善を図っている。

船橋校舎では、併設する理工学部への3年次編入を視野に入れて運営されていることもあり、学部での対応する学科との共同研究の実施など学部の研究組織と併せて有機的な運用を図っていることが特色であり、教育面においては、令和元年度から「企画調整委員会内規」（資料3-9）を改正し、同委員会の目的を、本短期大学部の教育理念・目的の実現に向けて教学マネジメントを行うとともに、内部質保証及び向上のための責任機関としての役割を果たすことと定め、明確化したことにより、教育研究組織の検証・改善システムが一層整備された。

○問題点

学長と学部長等とのビジョン共有のための面談の際、教学に関する事項（専任教員の授業科目担当数、退学率、留年率、休学率、専任教員の本学出身割合）や学修満足度向上調査などに基づく点検・評価を行っているが、更なる全学的な教学マネジメントの確立には、その前提として学修成果の可視化があり、そのためには、令和3年3月に教学IRを支える事務組織として設置された大学評価室を中心に、大学としての教学IRの確立が必須である。

なお、船橋校舎では、企画調整委員会内規に定められた審議事項の一つである「教学マネジメントを支える基盤に関する事項」の基盤としての教学IRについて、併設の理工学部で教学IR機能を担う情報統括委員会に、船橋校舎の教員も構成員となって共同で教学

I Rに取り組んでいるが(資料3-10), 船橋校舎単独での分析が充実していないため, 今後は, 船橋校舎としての教学I R機能を充実させることでP D C Aサイクルの向上を図る。

○全体のまとめ

上記の記述のとおり, 本短期大学の目的・使命に照らし, 教育研究組織の適切性は担保されていると言える。

また, 本短期大学の教学マネジメントを一層確立していくために, 令和3年3月に教学I Rを支える事務組織として大学評価室を設置した。今後は, 教学に係るデータの収集, 評価の実施及び分析等を行い, 社会的ニーズ, 学問の動向を踏まえながら, 本短期大学の特色を生かした教育研究組織へ改善・向上するための取組を行う。

基準 4 教育課程・学習成果

○現状説明

点検・評価項目①

授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、日本大学学則第1章第1節に「目的及び使命」を掲げ“自主創造の気風”を醸成することに取り組んで学生の育成を行っている（資料4-1）。また、本短期大学部の「目的及び使命」は、日本大学短期大学部学則第1章第1節に「日本大学建学の精神にのっとり」と明記されているように、「目的及び使命」の基本的考え方は、日本大学と同じである（資料1-1）。

そこで、本学の教育理念である「自主創造」を明確化し、本学が目標として育成していく人間像を「日本大学マインド」として定義し、「日本の特質を理解し伝える力」、「多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力」及び「社会に貢献する姿勢」の3つを掲げている。これらは、在学中に限らず卒業後も、社会でその能力を伸長されるべき本学特有の育成すべき人間像として位置付け、この人間像に導くために必要な基礎的能力として本学の教育理念である「自主創造」を構成する3つの構成要素及び8つの能力を掲げた。

このような人間像を明示し、学生と向き合いながら実効性のある教学施策を具体化していくための方針として「日本大学教育憲章」を平成29年4月に施行した（資料4-2）。

これを踏まえ、本学の教育憲章に掲げる3つの構成要素及び8つの能力を基軸とした各学部、研究科及び短期大学部の学位プログラム単位での三つの方針の策定とその公表を指示した（資料2-2）。

これに基づき、各校舎では、授与する学位ごとに、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、以下の表のように、修得すべき具体的な資質及び能力を、「日本大学教育憲章」に掲げる8つの能力に関連した構成要素（コンピテンス）として、また、各構成要素を修得するための能力（コンピテンシー）をDP1～8として明確化している（資料4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】、1-7～1-9）。

《「日本大学教育憲章」と「卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」の連関（船橋校舎例）》

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素 及びその能力）		卒業の認定に関する方針	
構成要素 （コンピテンス）	能力 （コンピテンシー）	構成要素 （コンピテンス）	能力 （コンピテンシー）
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	幅広い知識、豊かな教養と高い倫理観	DP1 幅広い知識と豊かな教養に基づいて、技術者としての倫理観・責任感を高めることができる。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	世界情勢や国際社会における問題の把握と多様性の理解	DP2 国内外の情勢を把握し理解を深め、そこに存在する多様な文化や背景を理解し、国際社会が直面する問題を説明することができる。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	論理的・批判的思考力	DP3 多様な情報や知識を収集し、科学技術リテラシーを用いて多角的・論理的に分析・整理することにより、論理的な思考、批判的な思考をすることができる。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	問題発見・解決力	DP4 事象を注意深く観察し収集した情報や知識を基に能動的に課題を発見し、工学に関する専門知識を活用して解決策を提案することができる。
挑戦力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	挑戦力	DP5 自ら目標を設定し、その達成のために自ら考え、計画し行動するとともに、あきらめない気持ちを持って新しいことに果敢に挑戦することができる。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	コミュニケーション力	DP6 他者の考えや思いを聴いて理解するとともに、自らの思考・判断のプロセスを説明し自分の考えを伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	リーダーシップ・協働力	DP7 互いに異なる意見を持つ集団のなかで、互いに連携しながらリーダーシップを発揮して協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	省察力	DP8 謙虚に他者の声に耳を傾けるとともに自己を見つめ、自律的・継続的な振り返りを通じて自己を高めることができる。

点検・評価項目②

授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

<p>評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）・公表及び教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の体系，教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分，授業形態等

本学の教育憲章に基づいた3つの構成要素及び8つの能力を基軸とした「卒業の認定に関する方針」に示す能力を涵養するための方針として「教育課程の編成及び実施に関する方針」を学位プログラム単位で策定することで、「卒業の認定に関する方針」との関連性を担保している。

さらに、本学では、「教学に関する全学的な基本方針」において学修成果（ラーニング・アウトカム）を捉えた学修・教育の質保証を目的とし、教員が「教える」ということから学生が「できるようになる」ことを重視したアウトカム基盤型教育の実践を掲げている（資料1-13）。これに基づき、個々の授業科目においても、専門性の高い知識と本学の教育憲章に基づいた「卒業の認定に関する方針」に定める能力の獲得を目的とした授業展開を実施している。

大学の方針に伴い各校舎では、本学の教育憲章を基軸とした「卒業の認定に関する方針」を策定し、それに基づいた「教育課程の編成及び実施に関する方針」をホームページ及び

学生に配付している要覧等に掲載し公表を行っている（資料4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】、1-7～1-9）。

《「卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」と「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」の連関（船橋校舎例）》

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素 及びその能力）		卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 （コンピテンス）	能力 （コンピテンシー）	構成要素 （コンピテンス）	能力 （コンピテンシー）	
豊かな教養・知識に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	幅広い知識、豊かな教養と高い倫理観	DP1 幅広い知識と豊かな教養に基づいて、技術者としての倫理観・責任感を高めることができる。	CP1 全学共通教育科目、教養教育部門科目及び共通基礎教育部門科目の学修を通じて、理系・文系の学問領域にとらわれない幅広い知識と豊かな教養を身に付け、技術者としての倫理観・責任感を高めようとする態度を培う。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	世界情勢や国際社会における問題の把握と多様性の理解	DP2 国内外の情勢を把握し理解を深め、そこに存在する多様な文化や背景を理解し、国際社会が直面する問題を説明することができる。	CP2 教養教育部門科目、言語教育部門科目、共通専門教育部門科目、分野別専門教育部門科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、国内外の情勢を把握し理解を深めるとともに、そこに存在する多様な文化や背景を理解し、国際社会が直面する問題を説明できる能力を養成する。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	論理的・批判的思考力	DP3 多様な情報や知識を収集し、科学技術リテラシーを用いて多角的・論理的に分析・整理することにより、論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	CP3 共通基礎教育部門科目、共通専門教育部門科目、分野別専門教育部門科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、収集した多様な情報や知識を科学技術リテラシーを用いて多角的・論理的に分析・整理し、的確に評価・考察する能力を培い、論理的・批判的思考力を養成する。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	問題発見・解決力	DP4 事象を注意深く観察し収集した情報や知識を基に能動的に課題を発見し、工学に関する専門知識を活用して解決策を提案することができる。	CP4 ゼミナール系科目、共通基礎教育部門科目、共通専門教育部門科目、分野別専門教育部門科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、事象を注意深く観察し収集した情報や知識を基に、能動的に課題を発見し、工学に関する専門知識を活用して解決策を提案できる能力を養成する。
挑戦力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	挑戦力	DP5 自ら目標を設定し、その達成のために自ら考え、計画し行動するとともに、あきらめない気持ちを持って新しいことに果敢に挑戦することができる。	CP5 全学共通教育科目、体育実技科目、ゼミナール系科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、自ら目標を設定し、その達成のために自ら考え、計画し行動するとともに、あきらめない気持ちを持って新しいことに果敢に挑戦する態度を培う。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	コミュニケーション力	DP6 他者の考えや思いを聴いて理解するとともに、自らの思考・判断のプロセスを説明し自分の考えを伝えることができる。	CP6 全学共通教育科目、言語教育部門科目、ゼミナール系科目、実験・実習・実技科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、集団としての問題発見・解決のプロセスを学び、他者の考えや思いを聴いて理解するとともに、自らの思考・判断のプロセスを説明し自分の考えを伝達する能力を養成する。
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	リーダーシップ・協働力	DP7 互いに異なる意見を持つ集団のなかで、互いに連携しながらリーダーシップを発揮して協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	CP7 全学共通教育科目、ゼミナール系科目、実験・実習・実技科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、互いに異なる意見を持つ集団のなかで、互いに連携しながらリーダーシップを発揮して協働者の力を引き出し、その活躍を支援できる能力を養成する。
省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	省察力	DP8 謙虚に他者の声に耳を傾けるとともに自己を見つめ、自律的・継続的な振り返りを通じて自己を高めることができる。	CP8 初年次教育から専門教育に至る学修を通じて、謙虚に他者の声に耳を傾けるとともに自己を見つめ、振り返りの習慣を身に付けることにより、生涯にわたって学び続け、自己を高めていく姿勢を培う。

点検・評価項目③

教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
評価の視点2：教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
評価の視点3：授業科目の位置づけ（必修，選択等）
評価の視点4：単位制度の趣旨に沿った単位の設定
評価の視点5：個々の授業科目の内容及び方法
評価の視点6：短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定
（初年次教育・高大接続への配慮，教養教育と専門教育の適切な配置等）
評価の視点7：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

【教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性】

授与される学位単位の「卒業の認定に関する方針」は、本学の教育憲章を基軸とした学位取得時における能力（コンピテンシー）を示し、その能力の獲得（到達）に向けた方針として「教育課程の編成及び実施に関する方針」を策定し、それに基づいた授業科目を配置している。さらに、「教学に関する全学的な基本方針」において学修成果（ラーニング・アウトカム）を捉えた学修・教育の質保証を目的とし、教員が「教える」ということから学生が「できるようになる」ことを重視したアウトカム基盤型教育の実践を掲げている。

また、アウトカム基盤型教育の充実を図るため「日本大学教育憲章ルーブリック」を策定し、自主創造を構成する8つの能力を到達目標（アウトカム）と考え、各段階に応じた到達度（パフォーマンスレベル）を具体的に示し、学修者の評価尺度の“見える化”を行っている（資料4-5）。アウトカム基盤型教育の趣旨やルーブリックの活用については、全学FD委員会を中心にワークショップ等を開催しその理解浸透に努めている（資料4-6）。

両校舎においては、「卒業の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」の見直しの依頼に基づき、カリキュラム・ポリシーの前文の修正、コンピテンシーとコンピテンシーの対応を1対1にすること、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの整合性及び内容の関連性の強化を実施した。

【教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮及び授業科目の位置づけ（必修，選択等）】

平成27年9月に本部学務委員会を中心として、履修系統図の作成要項を作成し、学科単位での履修系統図の作成を行った。作成の主な目的は、学生及び教職員が「見える化」されたカリキュラム構成を共有することにより、当該学科のカリキュラムの全体像を俯瞰できるとともに、学生が授業科目間の関連性をより明確に理解し、学修のモチベーションを高めることである。さらに、平成29年4月に本学の教育憲章が制定され、教育憲章の3つの構成要素及び8つの能力を基軸とした各学部及び短期大学部で授与される学位単位で「卒業の認定に関する方針」，「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受

け入れに関する方針」が策定された。これに伴い、履修系統図においても見直しが行われ、「卒業の認定に関する方針」に掲げる能力（コンピテンシー）を涵養するための「教育課程の編成及び実施に関する方針」に基づく科目の体系的、順次性及び配当年次を示す見直しを行い、要覧等に掲載し学生への周知を行っている。

両校舎においても、教育課程の編成に際しては、学科ごとに、教育研究上の目的により養成する人材像を示すとともに、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、必修科目及び選択科目等の科目の位置づけなどの体系的な教育課程の編成を行っている。

また、教育課程については、授業科目ごとに年次配当、修得できる能力や他の授業科目との関連等に基づく位置付けがなされ、これらを配当年次ごとに配置して体系的に理解できるように、履修系統図を作成し、学生用の要覧等に掲載している（資料4-7～4-9）。

【単位制度の趣旨に沿った単位の設定】

本学の短期大学部学則第28条において規定し、単位制度の趣旨に沿った単位の設定を行っている（資料1-1）。これまでも「教学に関する全学的な基本方針」において、事前・事後学修等も捉えた学修成果を前提とした授業時間（半期15週以上）の実質的確保を行っている。さらに、全学FD委員会を中心に学生向けの「FDガイドブック：ラーニングガイド」を作成し、単位制度に関する説明を掲載し周知している（資料1-10）。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、授業開始時期の遅れやオンライン授業への変更等が発生したが、各校舎において授業時間数の確保を前提とした授業日程の調整を各学部で行った。

両校舎も学則第28条に基づき単位の設定を行っている。

校舎ごとの措置としては、三島校舎では、入学時のガイダンス等で、事前・事後学修時間を考慮した履修登録について指導を行っている。

船橋校舎では、令和元年度カリキュラムの改定時に科目内容を精査し、「教学に関する全学的な基本方針」による科目数2割程度の削減を実施するとともに、半期15週の授業時間数の確保を確認した。また、各科目のシラバスにおいて、授業回ごとの授業内容及び事前・事後学修の内容と所要時間を指示している。さらに、「短期大学部（船橋校舎）履修科目登録単位数の上限に関する内規」（資料4-10、4-11）に基づき、各学期の履修登録上限を定めているほか、サマーセッション（夏季集中授業）及びスプリングセッション（春季集中授業）を設定することで、単位制度の趣旨に沿った、学生の学修に無理のない制度となっている。

【個々の授業科目の内容及び方法】

本学では、「教学に関する全学的な基本方針」において学修成果（ラーニング・アウトカム）を捉えた学修・教育の質保証を目的とし、教員が「教える」ということから学生が「できるようになる」ことを重視したアウトカム基盤型教育の実践を掲げている（資料1-13）。個々の授業科目においては、専門性の高い知識と本学の教育憲章に基づいた「卒業の認定に関する方針」に定める能力の獲得のハイブリットの授業展開を実施している。その内容

は、学生用の「FDガイドブック：ラーニングガイド」に掲載し周知を図っている（資料1-10）。

アウトカム基盤型教育の浸透を図るため、全学FD委員会を中心にワークショップを開催し、アウトカム基盤型教育の考え方、学修目標の設定、学修方略の考え方及び学修評価への理解浸透を図っている。それにより、学生の到達を起点とした各授業科目の設計をシラバス作成に役立てているが、全学共通のシラバスシステムはないため、教員向けに「FDガイドブック：ティーチングガイド」を作成し、シラバスの役割及び作成時のポイントを掲載し周知を図っている（資料4-12）。

また、個々の授業科目の教育改善を行うために、学生からの授業評価アンケートを行い、各学部の単独の質問項目や全学共通項目を設け、その設問の集計結果を全学FD委員会で報告し、各学部の教育改善に努めている（資料4-13【ウェブ】、4-14【ウェブ】）。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン授業を中心とした授業運営となっているが、一部科目については、オンライン授業との併用も含め、対面授業も実施している。

対面授業の実施に際しては、キャンパス内での授業実施等に際しての具体的な感染防止対策を示した「大学等におけるキャンパスでの授業実施等に向けたガイドライン」（資料2-11～2-14）に基づき、各校舎で対応している。

校舎ごとの措置としては、三島校舎では、国際関係学部と合同の学務委員会が中心となって定期的にシラバスの記載内容について検証している。また、全教員に「シラバス作成チェックリスト」に基づき、記載漏れがないかを確認するとともに、全科目のシラバスが適切に作成されているかを教務課でチェックし、不備がある場合には教員に追加・訂正を求める体制を整備している（資料4-15～4-17）。

新型コロナウイルス感染症への対応・対策として、オンライン授業を中心とした授業を実施し、実験・実習を伴う一部科目については、対面授業と併用した授業も実施している。対面授業での受講を望まない学生に対しては、オンラインクラスを設け、オンラインによる補講を行うなど、十分な学修効果を得るようにし、不利益にならないような配慮を施した。

船橋校舎では、シラバスの内容については、第三者チェックを実施している（資料4-18）。

新型コロナウイルス感染症への対応・対策として、令和2年度前学期は全科目をオンライン授業、後学期は、実験・実習科目を中心に一部科目で対面授業を再開したほか、2年生の卒業研究に係るキャンパス内への入構を認めた。また、体調不安等により、引き続きオンラインでの受講を希望する学生への対応も行っている（資料4-19【ウェブ】）。また、オンライン授業については、ほとんどの教員がその運営に不慣れであったことから、理工学部が「ICT教育支援委員会」を設置し、船橋校舎教員も同委員会の構成員となる形で、オンライン授業実施に関する様々なサポートを行っている。特に、学生が教員に個別質問を行うことができる環境の整備、適切なオンライン授業の実施環境と適正な学修内容の確保等を実施した（資料4-20、4-21）。

【短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）】

本学の初年次教育は、大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸経験を有効なものとする、新入生を対象として作られた総合的教育プログラムとして、1年次前学期「自主創造の基礎1」、1年次後学期「自主創造の基礎2」を設置した（資料4-22）。この初年次教育科目では、次の5つをねらいとしている。

- ① 能動的な学びへ学修方法の転換を図ること。
- ② 大学で学ぶための基本的な学修スキルを修得すること。
- ③ 大学生としての自覚と自信を涵養すること。
- ④ コミュニケーションを高め、積極的に授業に参加する態度を育成すること。
- ⑤ 学修意欲の向上により脱落防止を促進すること。

このねらいを前提とし、本学の教育憲章に基づく能力の獲得をこの科目の到達目標としているが、初年次の開講科目であることも踏まえ「日本大学教育憲章ルーブリック」に定める初年領域の到達を目指すこととしている。また、「自主創造の基礎2」の授業の一環として、学部等の垣根を超えてグループワークを行う「日本大学ワールド・カフェ」（資料4-23【ウェブ】）を実施している。「日本大学ワールド・カフェ」では、複数の学部会場に分け、各会場に学生が集まり実施され、約1万5千人もの学生が参加をしている。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインで実施した。

さらに、全学共通の教養基盤科目として1年次後学期「日本を考える」を配置している。この科目では、「日本大学教育憲章」の基盤を形成するための基礎的素養を身に付けるとともに、実社会との関連から教養を学ぶ意義の理解や自身の専門分野を学ぶ意識を高め、以後受講する科目等の成果の充実につなげることを目的としている。「自主創造の基礎2」は、全学部の学生が共通して授業を受けられる授業回を設けそのための教案を本部学務委員会を中心となり作成し、その共有を図っている。

校舎ごとの措置としては、三島校舎では、学科共通で全学共通教育科目「自主創造の基礎1」及び「自主創造の基礎2」はまだ導入に至っていないが、今後導入に向けて検討が行われている。学科独自として、ビジネス教養学科では、前学期に「スタディ・スキルズ」（資料4-24）を必修科目として開講し、自主創造の理念について理解するとともに、大学における学修や学生生活についての基本的な技術や能力等を身に付けることを目的して展開している。食物栄養学科では、入学前の限られた時間で、新入生を対象として複数科目の事前学修会を開催し、シームレスな高大接続を目指している。

船橋校舎では、各学科においては、それぞれの専門分野に応じた授業科目を開設し、学科ごとに分野別に科目ユニットを単位とした教育課程を構築しているが、この他に補充教育科目を開設し、高大連携支援教育や専門教育科目を履修するうえでの補充・補完教育を実施している（資料4-25【ウェブ】）。また、全学共通教育科目「自主創造の基礎1」（資料4-26）、「自主創造の基礎2」（資料4-27）及び「日本を考える」（資料4-28）を必修科目として開設し、初年次教育を実施している。「自主創造の基礎1」内では、理工学部・薬学部と短期大学部（船橋校舎）合同の授業回（Funa-MIX）を設けており、授業形態は、ワールド・カフェ形式を用いて、各学部の学生を混在させたグループ編成によるディスカッションを主とした授業となっている。例年は1年次前期の5月下旬から6月上旬に実施（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）しており、入学して間もない短期

大学部生が4年制の学部生と交流を持つことで、ディスカッションの重要性や、自らのキャリアプラン考察のきっかけとなっている（資料4-29）。

【学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施】

本学の教育憲章では、日本大学マインドとして「日本の特質を理解し伝える力」、「多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力」及び「社会に貢献する姿勢」の3つを掲げている。

これらは、卒業後も、社会でその能力を伸長されるべき本学特有の育成すべき人間像として位置付け、この人間像に導くために必要な基礎的能力として、本学の教育理念である「自主創造」を構成する3つの要素及びその8つの能力を掲げている。「卒業の認定に関する方針」は、この8つの能力に基づき策定され、学位取得時における能力（コンピテンシー）を涵養するための方針として「教育課程の編成及び実施に関する方針」を策定しその方針に従い各授業科目を配当している。授業での学びは、専門的知識の修得を目的としながら、社会で発揮すべき能力の涵養も意図しているものといえる。

校舎ごとの措置としては、三島校舎では、ビジネス教養学科において、キャリアデザインの概念を理解し、日本大学教育憲章に求められる「社会人」に必要な技術・態度を身に着けることをテーマに、1年次後学期に「キャリアデザイン」（資料4-30）の授業を必修科目としている。

自らのキャリアを明確にすることで、各自の進路に応じた専門知識の学修の重要性を理解するとともに、大学生活において自らの行動がどうあるべきかを考える内容となっている。また、食物栄養学科では、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、食と栄養の専門家としての知識・技能・態度を身につけ、育てる教育を行っており、既定の科目を学修することで、卒業と同時に栄養士の資格を取得することができる。また、社会的及び職業的自立を図るために、必要な能力を育成するキャリア形成を促す教育として、栄養士以外の資格（管理栄養士、フードスペシャリスト、フードアナリスト、製菓衛生師、NR・サプリメントアドバイザー、介護職員初任者研修）の取得を促すべく、各資格に必要な科目を配し、学科をあげてサポートしている。さらに、栄養士資格取得者が知識と技術をさらに伸ばすため、併設の専攻科食物栄養専攻への進学を目指すことができる。

船橋校舎では、実習・実験等の実体験学修を多く導入するとともに、1年次より各ゼミナールを通じて、学修指導と併せて学生の卒業後の進路や個性に応じた指導を重視している。特に、学修成果を発表する機会を設けプレゼンテーション能力の向上を図るとともに、協同作業による学修体験や創作表現の機会を与えることにより自主性の向上を図り、学生が自ら卒業後の進路を見出すよう促している。また、建築・生活デザイン学科では、技術者の養成として建築士の受験資格に対応している。

点検・評価項目④

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

評価の視点2：シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

評価の視点3：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点4：授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

評価の視点5：適切な履修指導の実施

評価の視点6：各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

【単位の実質化を図るための措置】

本学の短期大学部学則第28条において規定し、単位制度の趣旨に沿った単位の設定を行っている（資料1-1）。これまでも「教学に関する全学的な基本方針」において、事前・事後学修等も捉えた学修成果を前提とした授業時間（半期15週以上）の実質的確保を大学としての方針とも実行されている。さらに、全学FD委員会を中心に学生向けの「FDガイドブック：ラーニングガイド」を作成し、単位制度に関する説明を掲載し周知している（資料1-10）。また、各科目のシラバスにおいては、全学共通のシラバスシステムはないが、全学FD委員会が中心となり、教員向けに「FDガイドブック：ティーチングガイド」を作成し、シラバスの役割、作成時のポイント及び事前事後学修の内容を記載するなど、教員への理解を深め単位の实質化を図るための学修時間の確保に努めている（資料4-12）。

両校舎においても独自でシラバスシステムが利用され、各授業回において、事前学修・授業内容（時間）・事後学修と構成され、総合計が単位制度に沿った学修時間の確保を行っている。

また、両校舎では学則第28条に基づき単位の設定を行っている。

三島校舎の2学科及び1専攻科では、1年次及び2年次における履修上限単位数を48としている。船橋校舎では、「短期大学部（船橋校舎）履修科目登録単位数の上限に関する内規」（資料4-10、4-11）を制定し運用を行い、全ての学科において1年次の履修上限単位数を56とし、2年次の履修上限単位数を50と設定している。

【シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）】

平成23年11月に「シラバスの作り方：日本大学版」を公表し、さらに全学FD委員会を中心に作成した教員向けに「FDガイドブック：ティーチングガイド」を作成し、シラバスの作成ポイント及びシラバスに掲載する項目等について周知を図っている。各科目は、本学の教育憲章を基軸とした「卒業の認定に関する方針」に掲げる学位取得時の能力（コンピテンシー）を涵養するための方針として「教育課程の編成及び実施に関する方針」を

策定し、それに基づいた授業科目が配置され体系的な教育課程を構成している。これにより、シラバスにおいても学位取得時の能力（コンピテンシー）に関連した到達目標を掲げ、それを達成するための15週の授業が設定され、学びを効果的にするために授業手法を取り入れている。教育効果を測るために、成績評価基準を定め評価の尺度としてルーブリックを活用し評価を行っている。これらのカリキュラムプランニングは、全学FD委員会を中心としてワークショップを開催し理解浸透に努めている。

各校舎でシラバスシステムを用いて作成され、三島校舎では、授業のテーマ、到達目標（ディプロマポリシーとの対応、授業の方法）、第1回から第15回まで事前・事後学修の内容と時間及び講義内容、成績評価基準、参考図書及びオフィスアワーを記載している（資料4-31【ウェブ】）。

船橋校舎では、学修到達目標、授業形態及び授業方法、履修条件、到達目標（ポリシーとの対応）、第1回から第15回まで事前・事後学修の内容と時間及び講義内容、成績評価基準、参考図書、オフィスアワー及び学生へのメッセージを記載している（資料4-32【ウェブ】）。さらに、シラバスの内容について、第三者チェックを実施しており、授業内容との整合性を確認している（資料4-18）。

【学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法】

本学では、「教学に関する全学的な基本方針」において学修成果（ラーニング・アウトカム）を捉えた学修・教育の質保証を目的とし、学生が「できるようになる」ことを重視したアウトカム基盤型教育の実践を行っている。学修成果（ラーニング・アウトカム）を達成するため、順次性をもった教育課程を編成し、その基盤となる初年次教育を全学共通科目として設置し、学生の主体的な授業への参加する態度を育成している。

具体的には、全学共通教育科目の「自主創造の基礎1」を開講し、コミュニケーションを高め、積極的に授業に参加する態度を育成することも設置のねらいの一つとして掲げ、主な授業内容は、「コミュニケーション」、「プレゼンテーション」及び「グループワーク」を行い、主体的な参加を促す授業設計をしている。これにより、学生の自ら考え主体的に行動する習慣の涵養を行っている。

三島校舎においては、本学の初年次教育と類似する科目として「スタディ・スキルズ」を開講し、「コミュニケーション」、「プレゼンテーション」及び「グループワーク」を授業に取り入れ、学生の主体的な学びを涵養する授業を展開している。食物栄養学科は、初年次教育に限定した科目は配置せず、栄養士養成施設で学修する高度な専門知識と実践的な技術を実験や実習を通じて主体的な学修を実践している。

船橋校舎においては、全学共通科目の「自主創造の基礎1」及び「自主創造の基礎2」を開講し、自ら主体的に行動する習慣を涵養している。また、「自主創造の基礎1」内では、理工学部・薬学部と短期大学部（船橋校舎）合同の授業回（Funa-MIX）を設けており、授業形態は、ワールド・カフェ形式を用いて、各学部の学生を混在させたグループ編成によるディスカッションを主とした授業を展開し、学生の主体的な参加を促す授業を展開している（資料4-29）。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本的にはオンラインでの授業実施となっているため、アクティブ・ラーニング型の授業運営が困難であるが、

Z o o m等を利用した同時双方向型授業の実施により、学生同士のディスカッション等が可能となっている。

【授業形態に配慮した1授業あたりの学生数】

本学における1授業あたりの学生数の指針は設けていないが、全学共通教育科目の「自主創造の基礎」及び「日本を考える」におけるガイドラインでは、学生参加型の授業科目を踏まえ学生20～30名に対して教員1名を目安とする旨記載している。さらに、やむを得ず学生数が多くなる場合は、教員を複数配置するか、T Aを配置して授業を行うことも可能である旨周知している。具体的な学生数については、各校舎において調整を行っている。

校舎ごとの措置としては、三島校舎では、1授業あたりの学生数は、総合教育科目、外国語科目では、前年度の履修者数に応じ、適切な講座数を開講し、保健体育科目、専門教育科目のうち履修者数が集中する必修科目（食物栄養学科では、実験・実習科目）については、1クラスあたりの履修者数が適切となるよう、複数クラスに分けて開講している。

船橋校舎においても、演習、実験・実習科目、ゼミナールでは、1授業あたりの学生数を建築・生活デザイン学科は12～17名前後、ものづくり・サイエンス総合学科は20名程度以下とし、少人数教育によるきめ細やかな対応を行っている。

また船橋校舎では、令和2年度後学期は、新型コロナウイルス感染拡大防止対応を行いながら、一部科目で対面授業を実施している。1授業あたりの学生数を教室・実験室等収容定員の半数までに抑えているため、教室等の分散、1クラスの分割等により学生数の調整を行っている。授業時は、学生間の距離を取ること、着席位置の記録等を行っているほか、「大学等におけるキャンパスでの授業実施等に向けたガイドライン」に沿った対応を行っている。

【適切な履修指導の実施】

「教学に関する全学的な基本方針」において、質保証体制に係る様々な施策により、学生の学修成果の伸長を図り満足度を高めることで、退学率1.5%以下を目指している。さらに、各学部において、成績不振に関する個別指導の体制を整備し、さらに令和2年度日本大学短期大学部学則第23条第2項に、当該年度のG P Aが1.50未満で修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した際は、退学勧告を行うことを規定した。

校舎ごとの措置としては、三島校舎では、各学年の成績を確認し、一定の基準に達していない学生に、クラス担任等が個別面談を実施している（資料4-33）。

船橋校舎においても、グループ担任、オフィスアワーなどの制度を用いて、履修指導・学修指導を徹底している。グループ担任制度は、「短期大学部（船橋校舎）学修指導に関する内規」により運用するもので、従来のクラス担任制度を補完し、履修、修学、学生生活、進路、職業選択等に関する助言・指導を組織的に行う仕組みである。また、履修指導については、通常の指導のほか「成績不振者の選定基準及び個別指導の実施方法に関する申合せ」に基づき、学生、保護者、教員による年2回の個別面談を実施している（資料4-34、4-35）。

なお、令和2年度前学期個別面談は、新型コロナウイルス感染症対策として、対面ではなく電話、Z o o m等を利用し実施した。

【各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり】

これまで、本学においては、教学戦略委員会において教学における内部質保証の推進を担ってきた。「卒業の認定に関する方針」及び「教育課程の編成・実施に関する方針」の策定又は見直しにおいては、教学戦略委員会が中心となり、本学の教育体制の確立という視点に立った見直しを重ね、組織・単位及び見直しの観点とスケジュールを各学部を示すこととなった。

また、各学部から提出された三つの方針については、教学戦略委員会教育開発推進検討ワーキンググループが確認作業を行い、各学部へ改善の指示を行った。さらに、本学の教育憲章と「卒業の認定に関する方針」との整合性が不十分な学部においては、本ワーキンググループのメンバーが赴き、改善のポイントの説明を行うなどの支援を行った（資料2-3）。

短期大学部においては、併設の国際関係学部又は理工学部の施策に連動して校舎単位の教育研究活動の質と学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行う取組みを行っている。さらに、本短期大学部の全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として、「全学内部質保証推進委員会」を置くとともに、学部等の内部質保証の推進に責任を負う組織として、「学部等内部質保証推進委員会」が設置された。

従前行っていた「短期大学部二校舎次長・学科長会議」を短期大学部における内部質保証活動の一環として令和3年1月に開催した。

点検・評価項目⑤

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：単位制度の趣旨に基づく単位認定

評価の視点2：既修得単位等の適切な認定

評価の視点3：成績評価及び卒業認定の客観性、厳格性を担保するための措置

評価の視点4：短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示

評価の視点5：学位授与に係る責任体制及び手続の明示

評価の視点6：適切な学位授与

評価の視点7：成績評価及び単位認定及び学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

【単位制度の趣旨に基づく単位認定及び既修得単位等の適切な認定】

本学の短期大学部学則第28条各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

①講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする。②実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする。③講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせ

に応じ、②に規定する基準を考慮して短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とすると規定している。

また、第33条第2項から第7項において、他の短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学で修得した授業科目の単位並びに短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修による単位は、合わせて30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数に参入することができると規定している。

両校舎において、上記学則に基づき入学前既修得単位の認定を行っている。

三島校舎では、外国語技能による単位認定を令和3年度から実施する予定である。

船橋校舎では、「外国の短期大学又は大学に留学し修得した単位の認定に関する要項」に基づき、30単位を上限として卒業に必要な単位として算入できる。また、「短期大学部（船橋校舎）日本大学短期海外研修における成績の単位認定に関する要項」及び「短期大学部（船橋校舎）英語検定試験の成績等の単位認定に関する要項」に基づく単位認定も行っている（資料4-36～4-38）。

【成績評価及び卒業認定の客観性、厳格性を担保するための措置】

学業成績の判定については、短期大学部学則第32条に規定し、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）、E（履修登録したが成績を示さなかったもの）をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられると規定している。また、学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として総合平均点「GPA」を用いることができると規定している。GPAでは、Sにつき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数（P又はNとして表示された科目を除く）で除して算出する。GPAは、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。履修登録後、所定の中止手続を取ったものはP、修得単位として認定になったものはNと表示する。さらに、GPAの算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目（単位認定科目としてNと表示された科目を除く）とすると規定している。また、アウトカム基盤型教育による評価を適切に行うために「日本大学教育憲章ルーブリック」を策定し、自主創造を構成する8つの能力を到達目標（アウトカム）と考え、各段階に応じた到達度（パフォーマンスレベル）を具体的に示し、学修者の評価尺度の“見える化”を行っている。アウトカム基盤型教育の実践やルーブリックの活用については、全学FD委員会を中心にワークショップ等を開催しその浸透に努めている（資料4-5）。

卒業要件は、短期大学部学則第2章において、各学科における卒業単位数を明示しているだけでなく学部要覧等に記載し学生に明示している。卒業の認定に関する方針に対応して策定された教育課程の編成・実施方針に従って配置された各科目を必要数履修し、卒業要件を満たす単位数を修得することにより、卒業の認定に関する方針に則った卒業の認定を行っている。

両校舎においては、上記学則に基づき適切に運用している。船橋校舎においては、「短期大学部（船橋校舎）学業成績査定及び平常試験等に関する内規」（資料4-39）及び「短期大

学部（船橋校舎）学業成績の判定に関する基準」を定め成績評価を行っている（資料4-40）。また、卒業達成度評価として、建築・生活デザイン学科は「卒業研究」において課題制作、発表時の論理展開及び表現力について評価を行っている。ものづくり・サイエンス総合学科は、「総合ゼミナール」において卒業達成度評価試験を行っている。両学科とも、学科ごとのアセスメントプランに基づき総合的な評価を行っている。また、令和2年度から船橋校舎におけるループリックを策定し、ホームページで公開している（資料4-41【ウェブ】）。

なお、船橋校舎においては、新型コロナウイルス感染症への対応に係り、令和2年度成績評価については、対面での試験実施を中止したが、オンラインでの試験実施では公平性・公正性の担保、不正行為防止が困難であることから、レポート及び平常点等での対応とした。レポート等の提出が集中することによる学生の負担を緩和するため、全教科で課題等提出時期や成績評価方法の調整を行った（資料4-42）。

【短期大学士課程の卒業要件，専攻科の修了要件の明示及び学位授与に係る責任体制及び手続の明示，適切な学位授与】

卒業要件については、短期大学部学則にて明記するとともに、校舎ごとのホームページにおいても公開している（資料1-1，4-43【ウェブ】，4-44【ウェブ】）。

また、校舎ごとに学生に配布している履修要覧においても明示しており、様々な媒体において確認できる体制が整っている（資料1-7 p. 4，1-8 p. 13，1-9 p. 32, p. 40）。

学位授与に係る責任体制及び手続の明示については、「日本大学短期大学部学位規程」（資料4-45）において本学が授与する学位及び要件等を定め、卒業の決定については、短期大学部の教授会等の卒業判定を経て、最終的に学長が決定する。

【成績評価，単位認定及び学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり】

本学では、学際的分野が集まる総合大学であるため、全学共通となる「卒業の認定に関する方針」を定めるのではなく、本学独自の教育憲章として社会でその能力を伸長されるべき本学特有の育成すべき人間像として位置付け、この人間像に導くために必要な基礎的能力を本学の教育理念である「自主創造」を構成する3つの構成要素及び8つの能力を示している。

「教学に関する全学的な基本方針」において「教育の質的転換による学位（学士）の質保証」を掲げ学修成果（ラーニング・アウトカム）を捉えた学修・教育の質保証を目的としている。これにより、教員が「教える」ということから学生が「できるようになる」ことを重視したアウトカム基盤型教育の実践を促している。そのため、本学の教育憲章を基軸とした「卒業の認定に関する方針」における学位取得時における能力（コンピテンシー）を到達目標と定め、その能力を涵養するための方針として「教育課程の編成及び実施に関する方針」を策定し、その方針に従い各授業科目を配当している。各科目では成績評価基準を策定し、到達目標の達成度を評価し、学修成果の蓄積が学位取得時における能力（コンピテンシー）の獲得につながる構成としている。

教学戦略委員会を中心に教育憲章に基づく8つの能力に対する全学的な評価尺度として「日本大学教育憲章ルーブリック」を策定し、全学FD委員会が中心となる各種ワークショップでも活用の浸透を図っている。

両校舎においても、本学の教育憲章を基軸とした学位取得時における能力（コンピテンシー）を涵養するための方針として「教育課程の編成及び実施に関する方針」を策定し、その方針に従い各授業科目を配当している。「日本大学教育憲章ルーブリック」に関しては、全学FD委員会が中心となるワークショップにも参加し理解浸透が図られている。さらに、両校舎においては、併設学部と合同でカリキュラムプランニングのFDワークショップを開催し、カリキュラム改善に努めている。

点検・評価項目⑥

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学生の学修成果を把握・評価するための方法及び学修成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学修成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

【学位授与方針に明示した学生の学修成果を把握及び評価するための方法並びに学修成果を測定するための指標の適切な設定】

本学の教育憲章を基軸にして授与される学位単位で「卒業の認定に関する方針」を定め、学位取得時における能力（コンピテンシー）を涵養するための方針として「教育課程の編成及び実施に関する方針」掲げ授業科目が配置する構成としている。この授業科目を適切に評価するため、全学FD委員会を中心にワークショップを開催し理解浸透を図っている。ワークショップでは、学生の行動領域を示し、認知領域（知識に関すること）、精神運動領域（技能に関すること）及び情意領域（態度・習慣）に関する区分に分け、各領域を測定に適した評価方法を解説している（資料4-46）。さらに、教学戦略委員会を中心に本学の教育憲章に掲げる8つの能力の到達（アウトカム）として示し、学生の到達状況を評価する尺度として「日本大学教育憲章ルーブリック」を策定した。評価の尺度は、4段階とし1及び2段階は初年領域、3及び4段階は中上級領域として設定した（資料4-5）。

校舎ごとの措置としては、三島校舎では、全学FD委員会が中心となるワークショップに参加し、授業科目の適切な評価方法を修得し、活用している。しかし、「日本大学教育憲章ルーブリック」を用いた学修評価はまだ確立されていない。

船橋校舎は、全学FD委員会が中心となるワークショップに参加し、授業科目の適切な評価方法を修得し、活用している。さらに、学科単位の「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・プラン）」及び「短期大学部船橋校舎ルーブリック」を制定し、2年間の修業年限に適した評価の測定を行っている（資料4-4【ウェブ】、4-41【ウェブ】）。

【学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり】

これまで、本学においては、教学戦略委員会において教学における内部質保証の推進を担ってきた。教学戦略委員会の目的は、本学の教学戦略の立案・具体化を執行し、教学に係る全般事項を統括することである。その中で、教育の質保証体制の確立を目指し、全学生の学修成果の把握を図るため、その一環として「日本大学学修満足度向上調査」(資料4-47, 2-18【ウェブ】)を提案し、平成30年度から実施している。本調査は、入学時から教育・学生生活・8つの能力の獲得状況・大学に対する満足度等を学生自身が回答し、経年での比較が可能となるシステムを導入した。また、学修状況までを捉えた横断的なデータを蓄積し、入学試験、成績情報などの各種データとの分析を図るよう指示を行った。具体的なデータの活用に発展している学部は少ないことから、各学部の内部質保証を支えるデータとして、全学部が活用へとつながる取組を検討している。

また、教学戦略委員会が中心となり、本学の教育理念である「自主創造」を構成する8つの能力を到達目標(アウトカム)とし、その到達度(パフォーマンスレベル)を具体的に示し評価の尺度として策定したのが「日本大学教育憲章ルーブリック」である。本ルーブリックは、本学の教育の内部質保証システムにおける一ツール(check)として機能することが期待され、「三つの方針」に関連するPDCAサイクルにおける学修及びカリキュラムの効果検証に有効であると考えられるが、具体的な効果検証への活用には至っていない。

短期大学部においては、内部質保証活動の一環として「短期大学部学長・次長・学科長会議」を開催し、三島校舎及び船橋校舎の連携を強化し、教育研究活動の適切な水準の維持と向上を図った。

校舎ごとの措置としては、三島校舎では、教学IR委員会を中心に学内の様々な部署から横断的にデータを収集し、内部質保証システムを整え、継続的な教育改善の実行を検討している。

船橋校舎では、「教学に関する全学的な基本方針」に示された授業の質保証に係る各取組について、短期大学部(船橋校舎)学務委員会が中心となり行ってきた。また、内部質保証については、短期大学部(船橋校舎)企画調整委員会が、教学マネジメントを行うとともに、内部質保証及び向上のための責任機関としての役割を担っている。

点検・評価項目⑦

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価・学修成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

「教学に関する全学的な基本方針」を基に全学的な教学施策等が効果的に履行されているかを定期的に点検するために「学長による学部長等・附属高等学校長とのビジョン共有のための面談」を行っている。この面談は、本学の教学マネジメント体制・ガバナンス体制をさらに強化し、全学的な教育の質保証体制を確立するための体制整備を進めるために

学長が各学部長等とビジョンを共有し、教学に関する基本方針に基づく進捗状況や事業計画策定に向けた意見交換を行うことが目的である（資料1-23）。

その他にも、教学戦略委員会を中心に平成29年度に施行された「日本大学教育憲章」に基づき授与される学位単位で「卒業の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」を策定した。また、平成29年度以降も、継続的に「教育課程の編成及び実施に関する方針」とカリキュラム（科目）との整合性・関係性を踏まえた改善を行っている。

○長所・特色

授与される学位単位で「卒業の認定に関する方針」が策定され、本学の教育憲章を基軸とした学位取得時における能力（コンピテンシー）を示し、その能力の獲得（到達）に向けた方針として「教育課程の編成及び実施に関する方針」を策定し、それに基づいた授業科目が配置され体系的な教育課程を構成している。さらに「教学に関する全学的な基本方針」において「教育の質的転換による学位（学士）の質保証」を掲げ学修成果（ラーニング・アウトカム）を捉えた学修を展開し、教員が「教える」ということから学生が「できるようになる」ことを重視したアウトカム基盤型教育の実践を促している。これを踏まえ各授業科目では、専門性を高い知識と本学の教育憲章に基づいた「卒業の認定に関する方針」に定める能力の獲得のハイブリットの授業展開を実施している。その教育方針を推進するために、全学FD委員会が中心となって各種ワークショップを開催及びガイドブックの発行を通じて、自身の教育改善につなげる仕組みを構築している。

このことを踏まえ、各校舎の特性を加えた特徴ある教育課程を編成している。

船橋校舎では、独自のルーブリックの策定や学科ごとに「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・プラン）」を制定し、卒業の認定に関する方針に示す能力の達成度について、卒業研究、学科独自のアセスメント・テスト等各学科が定める方法により段階的かつ総合的に判定している。

○問題点

教育課程及び学修成果の適切性に向けた取組については、各校舎が併設する学部に合わせて実施されることが多いことから、同じ短期大学部であっても、校舎により、各施策の進捗が異なることが多く見受けられる。

また、三島校舎においては、学位授与方針に明示した学生の学修成果を把握・評価するための方法及び測定するための指標の適切な設定について、シラバスの到達目標に対する到達度及び習熟度等が担当教員により行われており、学修成果の測定の仕組みが確立されていない。

○全体のまとめ

本学は、日本大学学則第1章第1節に「目的及び使命」を掲げ“自主創造の気風”を醸成することに取り組んで学生の育成を行ってきた。その中で、本学の教育理念である「自主創造」を明確化し、本学が目標として育成していく人間像を明示し、学生と向き合いながら実効性のある教学施策を具体化していくための方針として「日本大学教育憲章」を施行した。本学の教育憲章は、大学の「目的及び使命」の意図する内容を、時代に即して解

積したものであり、各学部・各研究科の「教育研究上の目的」、延いては「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受け入れに関する方針」や多様な教学施策の礎になると同時に本学における普段の教育の質向上に向けたP D C Aサイクル確立の指標となるものである。

この教育憲章を基軸として、「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」が策定され、各授業科目を構成され、個々の授業科目においては、専門性の高い知識と本学の教育憲章に基づいた「卒業の認定に関する方針」に定める能力獲得のハイブリットによる授業展開を実施している。このことは、学生にもその教育手法を「F D ガイドブック」に掲載し周知を図っている。

学修成果については、適切な評価を行うためのF D活動が行われ、その実践を行っている。学生からの授業評価アンケートを各学部で実施し、全学共通となる項目の集計結果を全学F D委員会で報告し授業改善への活用を図っている。さらに、学生からは、学修満足度向上調査を各学年で実施し、学生の満足度に限らず、「現在（入学時）の気持ち、状態、目標に関する質問」「学修姿勢や学修経験に関する質問」「シラバスに関する質問」「現在の1週間当たりの時間の使い方に関する質問」「知識や能力が現時点でどのくらい身につけているのかの自己評価」をW e bアンケートで集計し、学生個人と各学部へフィードバックする仕組みを確立している。

カリキュラムの点検・評価は、大学全体を包括するカリキュラムの点検は、教学戦略委員会が起点となり、各学部では教授会・学務委員会等が中心となって実施し、本短期大学部においては、全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として、「全学内部質保証推進委員会」を置くとともに、学部等の内部質保証の推進に責任を負う組織として、「学部等内部質保証推進委員会」が設置された。今後も継続して自己点検・評価を実行し、外部評価も踏まえ、さらなる発展や課題の解決に取り組む。

基準5 学生の受け入れ

○現状説明

点検・評価項目①

学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴，学力水準，能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

短期大学部の各学科は、平成29年から施行された「日本大学教育憲章」に基づき、卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針との整合性を踏まえた入学者の受け入れに関する方針を定めている。入学者の受け入れに関する方針は、ホームページや各種入学案内冊子に明示し、広く受験生に対して周知している（資料5-1 p.23, 5-2【ウェブ】，5-3 p.20, 5-4【ウェブ】）。

各学科では、本学の教育理念「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」，「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学教育憲章」に定める「日本大学マインド」を有する者を育成するための前提として、入学前に求める学力水準や求める学生像を明示している。

また、建築・生活デザイン学科及びものづくり・サイエンス総合学科については、入学試験方式ごとにも方針を定めており、各入試の志願者に対して求める水準等を示している。

点検・評価項目②

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

【学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定】

学生募集については、新聞社等が主催する進学相談会、同僚私立大学との連携による広報活動、高校や予備校への個別訪問などを通して方針に沿った学生募集活動を展開している。情報発信の手段として、大学本部及び短期大学部の各学科で作成している進学ガイドや各学科の入学案内等の各種広報冊子、ホームページなどを通して各学科の特色、授業内容をはじめ授業料等の学費や各種奨学金の情報など進学に必要な様々な情報を積極的に発

信している。

また、三島及び船橋の両校舎では、定期的にオープンキャンパスを開催し、学科説明、模擬授業、保護者及び学生対象の個別相談会など本短期大学部への進学希望者や進学を検討している関係者に対して直接情報提供する機会を作っている。

入学者選抜制度の適切な設定については、幅広い人材を確保するため、志願者の学修成果や人間性などの要素を様々な側面から評価できるよう、短期大学部の各学科により一般入試(個別試験型のA方式, 全学統一型のN方式, 大学入試センター試験を利用するC方式), 一般推薦入試(指定校制・公募制), AO入試, 社会人入試, 自己推薦入試等様々な入学者選抜を実施している(資料5-5~5-7)。

例えば、三島校舎の各学科では、AO入試においてアドミッション・ポリシーに則した意欲や目的意識を重視した上で受験生の個性を重視し学業成績に偏らない選抜方法を実施し、一般入試においては、学力試験を重視するN方式及びC方式、小論文及び面接によって学力以外の観点から本人の意欲等を多面的・総合的に評価するA方式を実施し、方式によって求める人材の差別化を図っている。

また、船橋校舎では、入試方式・種別ごとの選抜方針を定め、適切な入学者を選抜するため、多様な評価方法を組み合わせた多角的な選抜方法による入学者選抜を実施している。一般推薦入試、自己推薦入試、社会人入試においては、筆記試験に代えて面接のほか口頭試問による基礎学力の確認を行っている。

【授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供】

授業その他の費用や経済的支援に関する情報については、進学ガイド及び大学公式ホームページへ入学金・授業料等の学費(入学者納入金)、本学独自の給付型・貸与型奨学金の情報のほか、独立行政法人日本学生支援機構奨学金(給付型・貸与型)の情報を掲載している。また、三島・船橋両校舎のホームページ及び入学案内等にも掲載し、情報提供の充実を図っている(資料5-8 pp.154~158, 5-9【ウェブ】)。

【入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備及び公正な入学者選抜の実施】

入学者選抜の運営体制については、短期大学部の各校舎にそれぞれ入学者選抜を管理・運営する委員会を設置しており、それらを統括する機関として大学本部に「入学試験管理委員会」を設置している。合格者については、三島・船橋各校舎の教授会にて審議し、合格予定者を内申の上、学長が最終決定している(資料3-7)。

大学本部に設置している「入学試験管理委員会」では、毎年、入学試験問題作成方針及び入学試験におけるミス等の防止について定めている。特に令和元年度入試からは、入試業務全体をチェックする組織体制の確立、入学試験におけるミス等の防止に関して第三者からのミスの指摘等があった場合の組織的な体制での検証などを追記し、全学に周知徹底を図っている(資料5-10~5-13)。

また、文部科学省が平成30年12月14日に公表した「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査・最終まとめ」を受けて、本学の学部等における、全ての入学者選抜における公正性を確保するためのガイドラインを制定した(資料5-14)。

その他、入学者選抜の公平性・透明性を確保する取組として、一般入試の不合格者全員への得点開示を行っている（資料5-5 p.121）。

具体的に各校舎においては、三島校舎では、入学者選抜実施に係る全般的な事項、試験日程・選抜方法・推薦基準等の策定を「入試管理委員会」が、各入試の合否判定を「入試委員会」がそれぞれ役割を担っている。

一方、船橋校舎では、入学者選抜制度、入学試験実施、合格判定については「入学試験実行委員会」が中心となり教授会で最終決定しており、適切に入試を運営している。また、「入学試験実行委員会」は毎年の入学試験結果について分析を行い、教授会で報告を行っている。この分析を基に、毎年の学生募集方法及び入学者選抜制度の検証を行っている。各入学試験の試験科目・配点等は、前年度中に「入学試験実行委員会」において原案を作成し、「学科長・主任会議」で協議し、最終案を教授会で審議している（資料5-15）。この配点に基づき、学科ごとに得点順の判定資料を作成し、教授会で合否判定している。その他、試験問題の配付や入学試験の解答の公開を行うことで入試の透明性を確保している（資料5-16【ウェブ】）。

【入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施】

障がい等のある志願者に対しては、「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」及び「日本大学障がい学生支援ガイドライン」に基づいて、各校舎の入試係が受験に関する相談に応じるための支援窓口となっている（資料5-17, 5-18）。これまで障がい等のある志願者への受験上の配慮については短期大学部の校舎ごとに対応しており、申請書類や申請期間についても統一した様式や基準がなかったことから、2021年度入試より受験上の配慮申請の取扱いを併願する志願者が多い一般選抜に限り統一することとした（資料5-19）。

船橋校舎では、「短期大学部（船橋校舎）入学試験における事前相談及び受験上の配慮に関する申合せ」に基づき、入学試験前に本人、保護者、受入れ希望学科教員、事務職員による面談を実施し、受験時及び入学後の対応について説明している（資料5-20）。

【入試において、新型コロナウイルス感染症への対応・対策について、どのような措置を講じたか】

新型コロナウイルス感染症の影響により受験できなかった志願者に対して、文部科学省からの要請に基づき一般選抜において追試験・別日程への振替受験・入学検定料の返還のいずれかの措置を講じることとした。一般選抜以外の試験については、文部科学省からの要請外の試験ではあるが、受験できなかった志願者への配慮として入学検定料の返還の措置を講じるが、追試験・振替受験の対応が可能な場合は実施を妨げないこととした（資料5-21, 5-22）。各措置の内容は、大学本部及び短期大学部各校舎のホームページに掲載し、受験生に周知している（資料5-23【ウェブ】、5-24【ウェブ】、5-25【ウェブ】）。

また、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」及び「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等」に準じて、一般選抜における対応方針を定めた。この中で本学独自の対応としては、本学で実施する全ての試験で入構時におけるサーモグラフィや非接触体温計を用いた検温を実施することとし、無用な不安や動揺を与えないよう配慮し

つつ、受験生や試験監督者への感染拡大を防止する対策を講じる（資料5-26）。

学校推薦型選抜及び総合型選抜などの早期入試における取組として、令和2年5月11日付けで大学本部より新型コロナウイルス感染症への対応について通知し、短期大学部両校舎に対して受験生の不利益にならないよう柔軟に対応するよう要請した（資料5-27）。船橋校舎では、学校推薦型選抜（公募制）において、学修の遅れに配慮して口頭試問の内容を基本的に高校2年次までの学修範囲とした。なお、早期入試において新型コロナウイルス感染症の影響により受験できなかった者は両校舎ともいなかった。

点検・評価項目③

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

全学的な取組として、短期大学部の各学科に対して、次年度の入学者選抜に係る入試期日・科目等について報告を義務付け、入試区分別の募集人員について適切な定員管理がなされているか確認している。

入学者選抜に係る合格判定の際には、入学定員を予め考慮した上で、各学科で判定した結果を学長に内申・決定しており、合格判定の段階で収容定員の管理を行っている。また、入試実施前に各学科における入学者の上限数を通知し、この上限数を超えることがないよう適正な入学定員及び収容定員の管理を促している。

具体的に各学科においては、ビジネス教養学科（三島校舎）では、平成28年度に入学定員80名に対しての入学者が68名となり、定員割れが生じた。平成29年度は82名、平成30年度は91名の入学と2年続けて充足率を満たし、平成31年4月から定員を20名増の100名とした。令和元年度は107名、令和2年度は108名の入学があり、ここ4年間は適正に運用ができています。収容定員に対する在籍学生数比率もここ3年間は1.09、1.11、1.11と適正に収まっている。

食物栄養学科（三島校舎）では、入学定員を充足できない状況が続いていたため、平成31年4月に、それまで120名だった入学定員を100名とした。しかしながら、令和元年度は72名の入学、令和2年度においては90名の入学と増加したものの、定員を充足できない状況が続いている。収容定員に対する在籍学生数比率もここ5年間充足されておらず、令和2年度においては0.80である。食物栄養学科の未充足に関する対応として、受験生から選ばれる魅力を充実させるため、平成31年4月から新たに取得可能な資格としてNR・サプリメントアドバイザーを設置した。また、高校訪問、出張模擬授業の増加、ミニオープンキャンパスの開催回数の増加、入試回数の増加等様々な試みを実施し、何とか志願者に目を向けてもらうべく、対策を講じているところである。

専攻科食物栄養専攻（三島校舎）の入学定員は20名であるが、ここ3年間は入学定員を充足できない状況が続いており、令和2年度の入学者は14名であった（短期大学基礎デー

タ表2)。令和2年度の収容定員に対する在籍学生数比率は0.83である。

建築・生活デザイン学科及びものづくり・サイエンス総合学科（船橋校舎）の各入試の募集人員について、前年度の志願状況を加味した上で、毎年、入学試験実行委員会で検討の上、必要に応じて変更を行い、教授会で審議している（資料5-15）。入学試験の実施段階においては、3月中旬に実施する自己推薦入学試験、3月下旬に実施する追加合格により、入学定員の厳格化への対応を1名单位で行っている。追加合格の実施については、事前に教授会で実施方針について決定するほか、「短期大学部（船橋校舎）における追加合格の取扱い申合せ」及び「短期大学部（船橋校舎）一般入学試験追加合格候補者に対する電話連絡に関する申合せ」に基づく対応を行い、透明性を確保している（資料5-28, 5-29）。

入学者数については、入学定員を180名に変更した平成23年度から令和元年度までの9年間にわたり、定員比率1.04～1.30倍で推移しており、おおむね適正な水準を維持していると言える（短期大学基礎データ表2）。収容定員の管理については、成績不振者面談の実施内容に成績不振の原因を記載することで、その学生に対する適切な指導等を行うとともに面談結果を教授会で報告し、留年生や休・退学者の減少に努めている（資料5-30）。

点検・評価項目④

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

志願者動向把握のため、当該年度の入学志願者・合格者の実態を調査し、その結果を報告書としてまとめ、大学本部に設置している「入学試験管理委員会」で毎年報告、検討している（資料5-10）。また、学生募集活動の際に接触した志願者の情報を学生マーケティングシステム（GMS）に集積し、接触者情報を分析することで志願者とのマッチングが適切に行われているか、効果的な学生募集活動が行われているか適宜点検している。

また、出題の適切性や入試問題の質などについて検証するため、毎年全ての入試終了後に各学部等の教員で構成される入学試験問題検討委員会を開催している。教科科目ごとに出题内容や難易度等について検証しその結果を報告書として取りまとめている。

これらの報告書は、入試に携わる教職員に対して広く共有し、学生募集活動や入学者選抜の改善・向上に役立てている。

全学的な評価・点検のほかに短期大学部の両校舎で独自の取組をしている。三島校舎では、過年度の入学選抜実績や外部機関等からの情報、高等学校等からの意見や前年度の入学試験結果を踏まえ、入試管理委員会において翌年度の出願要件や入試科目及び選抜方法等の原案を作成し、担当会議の協議を経て、教授会で審議している。

船橋校舎では、入学試験実行委員会が毎年の入学試験結果について入学試験種別ごとに分析を行い、教授会で報告を行っている。これに基づき次年度の入学試験方法・入学試験期日・募集人員等について原案を作成し、学科長・主任会議の協議を経て、教授会で審議している。また、毎年4月の新入生ガイダンス時に学力調査を実施し、入学試験別の成績から入学者選抜方法の適切性を確認している（資料5-31, 5-32）。

その他、全学的な取組として、「日本大学自己点検・評価規程」（資料2-8）に基づき、自己点検・評価活動を行っており、自己点検・評価の結果は、3年ごとに『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』（資料2-9【ウェブ】）と題する報告書にまとめ、その後の改善状況については、『日本大学改革の歩みー自己点検・評価結果に基づく改善の状況（改善報告書）』（資料2-10【ウェブ】）としてまとめ、いずれもホームページに公開する等、学内外に公表している。

○長所・特色

短期大学部は三島校舎に2学科1専攻、船橋校舎に2学科の4学科1専攻の構成であるが、志願者の様々な志向に対応するため多様な専門分野を用意しており、実践的な知識・技能を身に付けた即戦力を養成するカリキュラムとなっている。

ビジネス教養学科には経済学、マーケティング、経営学、国際関係、会計学、情報、ビジネススキル、観光ビジネスの8分野を設定。資格取得にも力を入れ、カリキュラムの中で英検、日商簿記、日商PC検定、旅行業務取扱管理者、ファイナンシャルプランナーの資格取得に対応した科目を設置している。食物栄養学科では、栄養士に加えてフードスペシャリスト、製菓衛生師、NR・サプリメントアドバイザー、フードアナリスト、介護職員初任者研修の資格取得をサポート。より高度な知識と技術習得を目指す学生に対応するため専攻科・食物栄養専攻を進学先として設け、管理栄養士国家試験に備えた支援も行っている。

建築・インテリアから都市・ランドスケープまで、生活空間や環境づくりを学ぶ建築・生活デザイン学科では、デザイン系とエンジニアリング系の2つの専門分野を設置し学び方の幅を広げるとともに、資格取得やキャリアアップを目指す建築キャリアデザインや、体験・実習型のインターンシップなどのプログラムを用意して実践的な能力のアップを図っている。ものづくり・サイエンス総合学科では、入学後に自分の適性に合わせて機械工学、電気電子工学、情報科学、応用化学、物理学、数学、総合科学の分野から専門分野の学修を選ぶことができる。

各学科では、以上のような特色をアピールしながら、就職を希望する学生だけでなく、卒業後に編入学を志す学生にとっても魅力的な課程として選択してもらえるよう、志願者の確保を図っている。

また、短期大学部における志願者動向の特徴として地域性の高さが挙げられる。三島校舎で見ると、令和2年度入試における静岡県の高さを占める割合はビジネス教養学科37.5%、食物栄養学科31.6%で、国際関係学部におけるその20.7%を大きく上回っている。船橋校舎における千葉県の高さは建築・デザイン学科で33.1%、ものづくり・サイエンス総合学科で42.5%に達し、理工学部の20.6%を引き離している。

○問題点

食物栄養学科では、過去5年間入学定員を充足していない（令和2年度0.90、令和元年度0.72、平成30年度0.65、平成29年度0.65、平成28年度0.68）。定員充足の改善策として、平成31年4月より入学定員を120名から100名にしたが、それでもなお定員割れが続いている。食物栄養学科は栄養士養成施設校として、短期大学部卒業と同時に栄養士の資格を取

得することができ、近隣地域から教育的な面において一定の評価を受けているものの、管理栄養士国家試験の受験資格を取得するためには、短期大学部から専攻科へ進学し、専攻科修了後の実習等を含め6年間を要する。静岡県内の管理栄養士養成施設校である他大学では、学部卒業と同時に栄養士の資格を取得するとともに、管理栄養士国家試験の受験資格を得られることから、管理栄養士を目標とした受験生からは選択されにくい状況にある。

また、短期大学部は定員数が比較的少ないため、入学定員の管理が難しい。船橋校舎においては、短期大学部（船橋校舎）と理工学部及び他学部との併願合格者において入学手続後の転出入があるが、この事象については予測が困難である。また、令和2年度から本短期大学部での学びを希望する受験者のニーズに応え、一般入学試験において併願制度を取り入れたが、これと追加合格制度の並立も、入学定員管理を難しくする要因となっている。

短期大学部の学生募集については本学に限らず近年厳しい状況が続いているのが現実である。学科ごとの入学定員の見直しや学科の統廃合、入試制度や入試方式ごとの募集人員の見直しを図っているが、更なる改善策が要求される状況にある。

○全体のまとめ

入学者選抜を行うに当たっては、各学科とも入学者受け入れの方針を明確にし、様々な方式によって公正に実施している。建築・生活デザイン学科とものづくり・サイエンス総合学科においては、現状の入学者の受け入れに関する方針は、卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針とのつながりが分かりづらいつの指摘があることから、今後改善に取り組んでいく。

志願者及び入学者の確保については、地域性の高さを生かした就職実績と総合大学の短期大学部ならではの4年制学部への編入学実績を更にアピールしていく必要がある。実践的で多様な学びの実際を広報していくとともに、推薦による編入学先の拡充を含め、教育指導と就職指導を一層充実させていくことが重要であろう。特に県内他大学との厳しい競争の中で入学定員確保に苦慮している食物栄養学科においては、高校訪問や出張授業、Webでの情報発信等きめ細かな学生募集を展開していかなければならない。

定員管理の厳格化に伴い、首都圏の大規模大学は入学者数を絞り込むことを余儀なくされ、それに伴い地方の大学の定員充足率が改善する傾向も見られる。本学の短期大学部が本学国際関係学部や理工学部の受け皿としての認知度がさらに向上すれば、短期的に見れば効果が期待できるかもしれない。

しかしながら、地元根差した魅力ある高等教育機関として、今後恒常的に安定した志願者、入学者を確保していくには、教育力、キャリア支援、入学者選抜制度など様々な方向から更なる見直しを進めていくことが必要不可欠である。

基準 6 教員・教員組織

○現状説明

点検・評価項目①

短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：短期大学として求める教員像の設定

・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力，教育に対する姿勢等

評価の視点 2：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針

（分野構成，各教員の役割，連携のあり方，教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学においては、教員組織の編成に当たり、「選ばれ続ける大学」の実現を目指した教育体制の転換も見据えながら、様々な施策を講じている。具体的な取組として、教員配置数の適正化、専任教員が担当する基準授業時間の見直し、兼任教員の積極的な活用による学部等を超えた専任教員の共有化及び各学部等における本学出身専任教員の割合が60%以上となることを目指す等が挙げられる。これらを反映した教員組織を編成すべく、平成28年度に短期大学部各校舎に対して5年間（令和2年度まで）とする教員配置計画の策定を依頼した（資料6-1）。

また、求める教員像等について、「本大学の専任教員は、学識経験に富み、研究に忠実で、師表として教育業績、研究業績を有し、かつ積極的に大学運営活動等に参画し、広く社会に貢献しうる者でなければならない」と「教員規程」（資料6-2）に明記しており、専任教員の資格（教授、准教授、講師、助教、助手）ごとにその能力、資質等を定めているが、三島・船橋各校舎においては、これに準拠して、それぞれ内規等を制定している。

三島校舎では、教育目標として「地域社会に貢献できる良質な人材を育成する」旨挙げており、その専門性を生かし、地域の公的委員・役員等を務める等、積極的に地域との連携協力を実践できる教員を求めている。また、各学科では、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、日本大学教育憲章に基づき「日本大学の目的及び使命」を理解し、「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力に基づく本短期大学部における能力を修得した者に「短期大学士」の学位を授与すると明記しており、上記の教育体制の構築を可能とする教員を求めている。加えて、ビジネス教養学科では、外国語能力及び社会人としての基礎的な教養を幅広く教育することができ、かつ急激に変化する社会に対応した将来へのキャリアパスを自主創造し、人間関係を築くことのできる教養を教員に求めており、食物栄養学科では、活力のある社会を実現する上で欠かせない健全な食生活による健康の維持、増進を担える人材の養成に必要となる栄養と健康に関する専門知識を教員に求めている。

船橋校舎では、「教員規程」（資料6-2）及び「教員資格審査規程」（資料6-3）等に準拠した、併設の本学理工学部と共通の「理工学部教員資格審査に関する内規」（資料6-4）により採用・昇格時の審査基準等を明記しているが、第3条第2項において「審査に当たっては、各基準を十分に満たしていることを確認するとともに、豊かな学識による創造的

研究能力、学生に対する教育能力及び学部構成員としての責任分担能力等についても考慮しなければならない」旨明記されている。また、「短期大学部（船橋校舎）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」において、「自ら学び、考え、創造する積極的な姿勢・習慣を育む教育体制を構築する」と明記しており、船橋校舎においては、上記能力を有し、教育体制の構築を可能とする教員を求めている。

点検・評価項目②

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

【短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの専任教員数】

短期大学部では各学科で挙げた教育理念・目標を具現化する教育課程（カリキュラム）に適合した教員を配置し、教員組織の充実に努めており、教員数については学科により異なるが、いずれも短期大学設置基準に定める教員数を下回ることがないように人事編成を行っている。また、専任教員の配置状況については、本部学務課において、「教学に関する各種調査」の「専任教員の配置状況調査」により、各学科の専任教員が基準数に対して現員が下回っていないかの確認を行っている（資料6-5、6-6）。

三島校舎では、2学科1専攻科体制をとっており、ビジネス教養学科の教員数の内訳は、教授5名、准教授2名、専任講師1名、計8名、食物栄養学科の教員数の内訳は、教授3名、准教授3名、助教2名、計8名、専攻科食物栄養専攻の教員については、食物栄養学科の教員が兼務しており、2学科1専攻科の教員数は、合計16名、そのうち、女性教員は5名である（令和2年5月1日現在）。いずれも短期大学設置基準を満たしており、学科の教員組織は、適正に維持されている（短期大学基礎データ表1）。なお、栄養士法施行規則第9条第5項により、助手3名、うち管理栄養士取得者2名も配置している。

船橋校舎では、平成24年に教員定員に関する基本方針が理工学部教員人事委員会で定められ、学科ごとの教員定員を改めて定めた。各学科の助教以上の専任教員数については短期大学設置基準の1.5倍、助手の専任教員数については短期大学設置基準の0.3倍とすることを原則とし、令和2年度（2020年理工学部100周年）までに教員定員内の教員数とする中長期計画を策定しており、令和2年5月1日現在、建築・生活デザイン学科の教員数は、

教授5名、准教授3名、助教1名、計9名、ものづくり・サイエンス総合学科の教員数は、教授6名、准教授2名、専任講師2名、助教2名、計12名、一般教育の教員数は、教授2名、准教授1名、専任講師1名、助教1名、計5名であり、短期大学設置基準が定める必要専任教員数は、十分に確保されている（短期大学基礎データ表1）。なお、計画の途中変更があった場合には、学科に理由書及び計画書の再提出を求め、理工学部教員人事委員会で検討の上、承認しており、令和元年度から生命・物質化学科の学生募集が停止されたことから、令和元年度以降の教員定員（資料6-7）については、平成30年7月に変更が承認されている。

【教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性】

平成28年度に5年間（令和2年度まで）の教員配置計画の策定を短期大学部各校舎に対して依頼したが、毎年、次年度予算編成時に学務課及び人事課において、短期大学設置基準に定める教員数を満たしているか、計画に基づき採用が行われているか等について確認を行っている。

また、各校舎においても、教員組織の編成について確認等を行っており、三島校舎では、毎年度、教員配置計画に基づき、定年退職予定者数を鑑みた上で、教育目標・各学科の教育理念に合致した採用計画を教員執行部にて策定し、教員組織を編成している。さらに、ビジネス教養学科では、特に外国語の能力向上と将来へのキャリアパスを自主創造できる教養を身に付けさせることができる教員の配置、食物栄養学科では、栄養と健康に関する専門知識を身に付けさせることができる教員の配置に努めている。

船橋校舎では、各学科が短期大学部の教育理念、教育研究上の目的等に沿って、担当する授業科目と担当教員の研究業績等から適合性を図りつつ整備を図っている。毎年度6月に、各学科等は「分類・分野」及び「主要授業科目」ごとに担当教員を資格別に記載した次年度の教員組織及び採用予定申請書等を理工学部長へ提出し、理工学部教員人事委員会にて、定員管理及び教員配置計画の適切性について審査した後、理工学部長から各学科等へ翌年度人事計画を通知している。

【教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置】

本学では、「教学に関する全学的な基本方針」において、専任教員が主体となった教育の質の担保を行うことを目的として、本学諸規程が想定している専任教員の基準授業時間10時間（5講義）を学部の授業科目として担当することに加え、兼担制度の積極的な活用により、6時間（3講義）以上、大学院を含む本学内の授業科目を担当することを求めている。この達成状況を確認することを目的として、毎年「授業時間割の担当科目状況調査」を実施して各学部の専任教員の授業実施状況を把握し、「学長による学部長等とのビジョン共有のための面談」の資料として活用している。

担当授業科目については、各校舎において検討するが、三島校舎では、授業科目と担当教員の適合性及び担当授業時間数の適切性は学務委員会が主体となり、学科と連携し確認しており、最終的な担当科目は教授会で審査している。また、採用・昇格等の審査に当たり、教育課程に定める科目を担当できるか否かを基準の一つとしている。船橋校舎では、教員の授業科目と担当教員の適合性について、「理工学部教員資格審査に関する内規」（資

料6-4)に基づき、教員資格審査委員会で審査を行っている。

【教育の授業負担への適切な配慮】

教員の基準授業時間については、「教員の勤務に関する内規」(資料6-8)に規定されており、専門教育科目、基礎教育科目、一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目(体育実技を含む)については、毎週10時間(5講義)担当することとなっているほか、専任教員が主体となった教育の質の担保のため、「教学に関する全学的な基本方針」において、前述の担当時間数及び講義数に加えて、「6時間(3講義)以上、大学院を含む本学内の授業科目を担当すること」と定められている。一方、「教員の勤務に関する内規」において、基準授業時間を超えて授業を担当する場合は、10時間(5講義)を限度とする旨、規定されており、過度な授業負担とならないよう配慮されている。

また、各校舎においても、適切な授業担当時間とすべく配慮しており、三島校舎では、「教員の勤務に関する内規」及び「教学に関する全学的な基本方針」に基づき、令和2年5月1日現在の専任教員(助教を除く)14名全員が毎週10時間(5講義)以上を担当しており、更に全教員が本大学内の授業科目6時間(3講義)を含め、16時間(8講義)以上を担当している。教育の質の担保のため、今後も各教員が過度な授業負担とならないように全教員が本大学内で16時間(8講義)を担当するよう編成することとする。

船橋校舎では、「教員の勤務に関する内規」及び「理工学部専任教員の授業担当時間ならびに超過講義手当支給に関する要項」に基づき授業担当時間が決められている。令和2年5月1日現在、授業担当時間が10時間以上16時間以下の教員は18名、授業担当時間が16時間以上の教員は8名であり、授業担当時間数の基準を下回ることも上回ることもなく、適切に教員組織が編成されていると言える。

【短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む)及び特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮】

教員組織における年齢構成について、明確な基準等は示されていないが、本部から次年度予算編成時等に年齢構成を十分に配慮した教員配置とすべく依頼しており、平成27年度には、短期大学部全体における60歳以上の教員の割合(助手除く)が32.61%、39歳以下の割合が6.52%であったところ、令和2年度には60歳以上の教員の割合が19.05%、39歳以下の割合11.9%となっている。また、令和2年9月に各校舎に対し令和3年度以降の教員配置計画の作成を依頼(資料6-9)したが、策定に当たっては、後継者育成及び若手教員の積極的採用を行うなど、年齢構成を十分に考慮すべく依頼しており、今後、均衡化が期待される。さらに、若手・女性など様々な人材を登用し、教員組織に多様性を確保するために、その方針についても策定を依頼している。

三島校舎においては、短期大学設置基準に定める設置基準人数を超えるよう年齢構成も勘案し、人事委員会で検討の上、教員組織を整備している。両学科の年齢構成は60歳以上が18.75%(3名)、50~59歳が50.00%(8名)、40~49歳が18.75%(3名)、30歳~39歳が12.50%(2名)である(短期大学基礎データ表5)。

船橋校舎においては、学科ごとにばらつきはあるものの、全体の年齢構成は60歳以上が19.23%(5名)、50~59歳が38.46%(10名)、40~49歳が30.77%(8名)、30歳~39歳が

11.54%（3名）で、おおむねバランスを保っている（短期大学基礎データ表5）。なお、船橋校舎では、理工学部と同様に助教以上には必ず学位を求めていること、教授、准教授及び講師の職にある者の定年が満65歳に達した日の属する年度の末日であることから、20歳代及び66歳以上は0名である。

また、三島校舎のビジネス教養学科では、4年制大学等への編入学を希望する学生が多く、外国語能力の向上や異文化理解を推進することが進学への要であると考え、ネイティブ教員を採用しており、船橋校舎では、配置教員が少ないことから、外国人に限定した採用を行ってはいないが、併設する本学理工学部の外国籍教員が船橋校舎の授業を担当している。

なお、三島校舎においては、教員を新規採用するに当たり、面接、模擬授業等を実施しており研究業績、教育歴を重視していること、船橋校舎においては、大学に比べて少ない教員数で運営しなければならないため、基準を設けることで、適任者不在の時に短期大学設置基準で定められた専任教員数を下回る可能性があり、年齢や性別を厳格に限定することなく適切な教員を採用できる余地のある体制を取っていることから、適切であると考えられる年齢構成、男女比等については明確な基準を設けていない。

【教養教育の運営体制】

三島校舎の教員組織においては、経済学、数学、化学、生物、英語、フランス語、スポーツを担当する専任教員を配置している。それ以外の総合教育科目については、専任教員は配置せず、学務委員会が各学科の意見を聴取し、適切な授業担当者を併設する国際関係学部教員や非常勤講師へ依頼している。

船橋校舎の教員組織においては、数学、物理、保健体育（総合教育科目）の担当教員を配置しているものの、人文社会系及び語学系科目については、専任教員がいないため、理工学部一般教育教室をはじめとする理工学部各学科に専門性を考慮しながら依頼し、兼任教員として授業を担当している。兼任教員（及び非常勤講師）への依頼については、学務委員会において各学科の意見・要望を聴取し、一般教育が窓口となり理工学部一般教育と連携しながら、協議し、調整を図っている。

点検・評価項目③

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の採用及び昇格に関しては、「教員規程」（資料6-2）において、「任用及び昇格は、教授会の資格審査を経て、学長が決定する」と明確に規定されており、各資格において必要とされる学位及び教育研究上の業績等については、「教員規程」及び「教員資格審査規程」（資料6-3）により定められている。

さらに、「教員規程」及び「教員資格審査規程」等に準拠して、三島校舎では、併設の本学国際関係学部と共通の「日本大学国際関係学部教員の任用資格審査に関する内規」（資料

6-10)等を、船橋校舎では、併設の本学理工学部と共通の「理工学部教員資格審査に関する内規」(資料6-4)等を制定しており、研究成果を上げうる能力を有する教員の採用・昇格のために必要研究業績数を定める等、具体的な基準を明確にした上で、採用及び昇格等を行っている。また、内規及び要項等において定める諸手続過程等については、各校舎により教員数及び対象とする教育研究領域等が異なることから、それぞれが特色を生かした教員人事を行うべく、工夫を凝らし定めている。

例えば、三島校舎においては、「日本大学国際関係学部教員の任用資格審査に関する内規」(資料6-10)により、採用基準・手続きを明確にしており、教員の募集に当たっては、ホームページや独立行政法人科学技術振興機構が運営している研究者人材データベース上に、求める資格や博士号を取得していること等の条件を明示して公募情報を掲載する等、広く周知している。応募者に対しては、1次審査として国際関係学部執行部が教育歴や業績等の資格基準について確認し、最終選考として「人事委員会」が書類審査のほか、プレゼンテーション(模擬授業)や面接諮問等を実施し、教授能力、研究・教育業績、学会及び社会における活動等の観点から総合的に適正な採用候補者を選出し、学部長はその審査結果を受け、教授会の審査を経て、大学に内申する。

昇格は、「日本大学国際関係学部教員昇格審査に関する内規」(資料6-11)及び「日本大学国際関係学部教員昇格審査に関する要項」(資料6-12)により学部長の推薦があった者、又は、第2条、第3条、第4条の要件を満たした者が学部長宛てに申請することにより昇格審査を受けることができる。なお、食物栄養学科では、栄養士法施行規則に準則している。

船橋校舎においては、平成23年度までは、教員の採用・昇格の申請は各学科コースに委ねられていたが、平成24年度より企画調整委員会委員をメンバーとする短期大学部人事検討委員会が設けられ、組織として人事計画を図っており、計画に基づき適正な教員人事が行われている。

採用及び昇格基準・手続等は、併設の本学理工学部において平成23年度に制定された「理工学部教員資格審査に関する内規」(資料6-4)により明確化されている。この内規は、審査基準の大枠を定めるとともに、理工学部教員評価モデル基準及び学科教員評価基準において、3つの大項目(研究貢献、教育貢献、学内・社会貢献)それぞれに2～5の中項目を定め、加えて理工学部の学科により増減はあるものの30以上の小項目それぞれについて基準点数を定めており、教員の功績を論文数だけではない視点から把握できるようにし、大学が教員に求める能力・資質等を表している。同基準は船橋校舎の教員にも適用され、教員評価基準は、教員ごとに関連する理工学部の学科の基準を適用し、運用している。

教員の募集に当たっては、教員人事委員会が承認した人事計画の範囲内で行うこととし、毎年度教員人事委員会からの承認通知でも周知している。具体的な募集方法については、各学科に委ねられており、ホームページ、独立行政法人科学技術振興機構の研究者人材データベース及び学会に公募情報を掲載・周知し募集を行っている。

また、募集後は、理工学部教員人事委員会専門委員会において、対象者の資格等を事前に詳細に確認しており、同委員会での確認後、教員資格審査委員会で審査を行い、審査合格後、学内の会議(担当会議、担当・主任会議)で協議、教授会で審査している。昇格についても、手続きの流れは新規採用者の募集後の流れと同様である。

以上のように教員募集から教授会における資格審査までの諸手続過程等は各校舎で異なるものの、いずれも諸規程に則り、客観的基準により公平かつ公正な手続きを経て行っている。

点検・評価項目④

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動，研究活動，社会活動等の評価とその結果の活用

【ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施】

本学における教員の教育能力の向上，教育課程や授業方法の改善につなげるため，日本大学FD推進センター（以下，推進センター）を設置し，大学院，学部，通信教育部及び短期大学部におけるFD活動の支援を行っている。具体的な体制については，推進センターに3つのワーキンググループを設置し，教育活動に係る調査・分析，教育改善を推進する各種説明会，ワークショップの開催，教職員の教育・研究指導能力向上や大学全体及び学部等におけるFD活動などの取組を広く学内に情報発信を行っている（資料6-13～6-15）。

具体的な取組として，推進センター基本計画（中期計画）のうち，「質保証体制の充実と日本大学教育憲章を捉えたFD活動の各学部等への浸透策の展開ーワークショップ等浸透に関わるプログラムの充実と改善ー」に基づき，「全学FDワークショップ@キャンパス」を企画し，学部（短期大学部も含む）単位でFDワークショップを定期的に開催しうる環境の整備を進めている（資料6-16）。短期大学部においても，推進センターに「全学FDワークショップ@キャンパス実施予定報告書」を提出させ，内容を協議した上で，三島校舎においては，「二年次教育の問題点」，船橋校舎においては「初年次教育の問題点」をテーマとしたカリキュラムプランニングのワークショップを併設学部と共催で開催し，推進センターが発行している「日本大学FD研究」に，実施報告として投稿している（資料6-17，6-18）。

その他の全学的な行事として「新任教員ワークショップ」があり，グループワークを通じて，日本大学教育憲章に基づいた，シラバスの作成スキルの修得を目指している（資料6-19），令和2年度は，新型コロナウイルス感染症拡大のため中止）。また，学生主体で企画するイベントである「日本大学FD学生CHAmmit」では，学内の身近な議題について，学生及び教職員が気軽な雰囲気の中で意見交換を行い，教育改善に努めている（資料6-20【ウェブ】）。

その他の各校舎における具体的な取組について，三島校舎では，授業評価アンケートによる授業改善のほか，新任の専任教員が自分の担当する科目に関係した授業を参観させており，この授業参観の目的は，新任教員に多様な授業の在り方を学ぶ機会を設けるとともに，学生の授業への満足度をいかにして上げることができるかを検討している（資料6-21）。

船橋校舎においては，職員が委員会の構成員（副委員長2名のうち1名は職員）であり，各種研修会等に教員と共に職員も参加していることが挙げられる。

また、授業評価アンケートは、平成13年度から前・後学期の年2回継続的に実施しており（資料6-22）、教員相互の授業参観は、平成20年度から前・後学期の年2回継続的に実施してきた（資料6-23）。平成30年度後期からは、授業改善トライアルを実施し、アクティブラーニングをはじめとした授業改善のための様々な方法を試行し、その結果を教員相互で共有する取組を行っている（資料6-24）。授業評価アンケートの分析及び授業改善トライアルによりその成果や授業の問題点を抽出し、船橋校舎全体で共有しながら教育の質的向上及び教員の資質向上を図っている。

また、年2回実施する教職員研修会において、外部講師による講演や学外での各種FDに関するシンポジウム、ワークショップに出席した教員による報告会を実施し、教職員間で情報の共有を図っている（資料6-25）。

【教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用】

大学全体の取組として、諸活動に対する教員の業績評価については、推進センター基本計画（中期計画）として、教育業績評価・ポートフォリオ等の在り方の検討を行い、全学の教員が業績の振返りを行えるよう「教育状況調査票」を取りまとめた（資料6-26）。今後については、全学FD委員会委員が各部科校に対して説明会を実施し、調査票回答のシステム化を進めるとともに順次導入を促す予定である。「教育状況調査票」は、取組状況を自己採点し、数値化されることから、システム化により、各項目の改善状況を経年で確認することが可能となり、今後の教育活動に資するものと期待できる。

なお、現在、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の業績は、教員昇格に当たり、教員としての人格及び見識、教授能力及び教育実績、研究業績及び実務実績、学界及び社会における活動を履歴書に記載させ、評価の対象としている。

また、教員の研究活動や社会貢献等の活性化及び資質向上における取組としては、学術研究助成金、理事長特別研究・学長特別研究等の研究助成（資料6-27【ウェブ】、6-28【ウェブ】）、シンポジウム・ポスターセッション等の学部連携による研究活動支援（資料6-29【ウェブ】、6-30【ウェブ】）、NUBIC（日本大学産官学連携知財センター）と学部研究事務課との連携で実施される自治体や企業との受託・共同研究等の推進など、幅広く実施している。

また、日本大学研究助成金公募情報等通知システム（資料6-31）を用いた外部資金の公募情報提供を実施しており、過去に採択された研究計画調書のGoogleDriveを用いた閲覧できる環境の整備や、科学研究費助成事業の審査委員経験者によるアドバイス及びe-ラーニング等の取組（資料6-32～6-34）を実施することにより、教員の研究計画調書作成の向上につなげており、これらの活動を通じて研究の実践の場を増やすことで教員の育成・資質向上につなげている。

教員の教育活動、研究活動及び社会活動等の評価とその結果の活用について、大学全体の取組として専任教員は「日本大学研究者情報システム」に教育活動、研究活動、社会活動等の入力を行うことによって、学内外に発信している。同システムの入力データを、国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立情報学研究所が運営する、研究者が業績を管理・発信できるようにすることを目的とした、データベース型研究者総覧「researchmap」に毎月提供しているほか、研究者情報システムのデータを、本学が実施する各種調査及び研究

助成の審査資料に用いている。

また、優れた成果を上げた教員を対象に、法人本部ではリサーチャー・アワード（資料6-35【ウェブ】）を設けており、短期大学部（船橋校舎）を併設する理工学部では「日本大学理工学部学術賞」を設けている（資料6-36【ウェブ】）。

関連する取組について、各校舎において、三島校舎では、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の業績は、教員昇格に当たり教員としての人格及び見識、教授能力及び教育実績、研究業績及び実務実績、学界及び社会における活動を評価の対象としている（資料6-10）。

また、船橋校舎においては、当該研究者が主たる著者であり、所属学科及び教員人事委員会専門委員会が認める学術雑誌又は出版物に掲載された査読付きの論文又は解説、当該研究者の専攻する分野に関する著書、建築作品及びプロシーディング等を、教員資格審査の基準に活用している。豊かな学識による創造的研究能力、学生に対する教育能力及び学部構成員としての責任分担能力等が併せて考慮される（資料6-4）。

点検・評価項目⑤

併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

評価の視点1：短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性

評価の視点2：併設大学における兼務の状況

「教学に関する全学的な基本方針」において「兼任教員の積極的な活用による学部等を超えた専任教員の共有化」、「経営上の基本方針」において「部科校間を超えた授業科目担当教員人事制度の確立」が挙げられており、短期大学部各校舎においては、これらを目指した取組を積極的に推進している。

具体的に、三島校舎では、国際関係学部との合同教授会を開催しており、学部・短大の諸問題を共有し、意思決定もスムーズにできている。また、委員会の構成員に国際関係学部教員と三島校舎教員が含まれる等、人的交流等も盛んに行われており、国際関係学部と三島校舎の関係は適切に保たれている。今後は、人的交流をさらに増やし、教育指導や研究活動の活性化を目指す。

なお、令和2年度に併設する国際関係学部の講義を担当している三島校舎の教員は、教授2名、准教授1名、専任講師1名の計4名、三島校舎の講義を担当している国際関係学部の教員は、教授1名、助教1名の計2名、また、本学の他学部に出講している三島校舎の教員は教授が2名である。

船橋校舎では、人事計画について、理工学部の各学科とともに理工学部教員人事委員会の承認を受けることとなっており、理工学部と合わせた人事計画が行われている。短期大学部（船橋校舎）所属の教員にも、「理工学部教員資格審査に関する内規」（資料6-4）が適用され、教員評価基準も理工学部の各学科と同じものが使用されており、採用・昇格等に当たっては、理工学部教員資格審査委員会の審査を経ることとなっている。このように、理工学部と一体となった人事計画と、理工学部と同一の審査基準による審査を行っていることにより、人的交流を容易としており、令和2年5月1日現在、助教以上26名のうち、

12名（46.1%）が併設元の理工学部勤務経験者であるほか、併設する理工学部及び大学院理工学研究科の授業科目を担当している短期大学部（船橋校舎）の教員は、教授10名、准教授6名、助教3名の計19名、短期大学部（船橋校舎）の講義を担当している理工学部の教員は、教授20名、准教授14名、専任講師2名、助教5名の計41名、また、本学の他学部に出講している短期大学部（船橋校舎）の教員は教授が1名であるなど、適切に人的交流が行われている。

点検・評価項目⑥

教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的な取組として、平成28年度に5年間（令和2年度まで）の教員配置計画の策定を短期大学部各校舎に対して依頼した。また、平成28年度教員配置計画の終了を迎えるに当たり、令和2年9月には令和3年度以降の計画策定を依頼しており、今後、授業科目数及び持ちコマ数等の適正化等を踏まえた上で、決定される予定である。また、毎年、次年度予算編成時に学務課及び人事課において、短期大学設置基準に定める教員数を満たしているか、決定された配置計画に基づき採用等が行われているかについて確認を行っている。

短期大学部（三島校舎）では、毎年4月に、5年間の教員配置計画を基に、国際関係学部長、短期大学部（三島校舎）次長、学務担当が、各学科長の意見を聴取し、定年退職等による教員補充計画に則り、教員募集を図っている。また、助教については、任用期間3年の研究業績内容を点検・評価し、更新や昇格の有無を審査している。

短期大学部（船橋校舎）では、毎年度6月に、各学科等は「分類・分野」及び「主要授業科目」ごとに担当教員を資格別に記載した次年度の教員組織及び採用予定申請書等を理工学部長へ提出し、理工学部教員人事委員会にて、定員の範囲内であるかだけでなく、教員組織編成についても確認を行っている（資料6-37）。確認の結果、何らかの問題点がある場合は、教員人事委員会と当該学科との面談の実施ないし書面で計画変更の指示の通知を行っている。

その他、全学的な取組として、「日本大学自己点検・評価規程」（資料2-8）に基づき、自己点検・評価活動を行っており、自己点検・評価の結果は、3年ごとに『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』（資料2-9【ウェブ】）と題する報告書にまとめ、その後の改善状況については、『日本大学改革の歩み－自己点検・評価結果に基づく改善の状況（改善報告書）』（資料2-10【ウェブ】）としてまとめ、いずれもホームページに公開する等、学内外に公表している。

○長所・特色

F D活動については、日本大学F D推進センターを設置し、全学的な取組として、日本大学教育憲章に基づくシラバスの作成スキル向上のための「新任教員ワークショップ」や、学内の身近な議題を学生及び教職員間で意見交換を行う「日本大学F D学生CHAmmiT」など

の横断的な教育の向上・改善への取組を実施している。また、各校舎単位においても独自のFD活動への取組がなされており、これらの活動を通じて、教育の質向上に対し、積極的に取り組む姿勢が浸透している。

○問題点

本学では、学部等ごとに特定の教育研究領域において専門性を有する者を採用する必要があるが、採用候補者の年齢が必ずしも求めている年齢層とは限らない等の理由から、年齢構成等について明確な基準等は示していない。また、短期大学部（三島校舎）においては、教員を新規採用するに当たり、面接、模擬授業等を実施しており研究業績、教育歴を重視していること、短期大学部（船橋校舎）においては、大学に比べて少ない教員数で運営しなければならないこと、基準を設けることで、適任者不在の時に短期大学設置基準で定められた専任教員数を下回る可能性があり、年齢や性別を厳格に限定することなく適切な教員を採用できる余地のある体制を取っていることから、年齢構成等に関して明確な基準等を定めていない。

そのため、今後、検討の余地はあるが、一方で短期大学部各校舎に対して教員配置計画の作成時に後継者育成及び若手教員の積極的採用を行う等、年齢構成を十分に考慮すべく依頼しており、年齢構成の均衡化が期待される。

○全体のまとめ

短期大学部における教員組織の編成に当たり、求める教員像については、「教員規程」に明記しており、短期大学部各校舎では、これに準拠して、それぞれの特色を生かすべく内規等により定めている。また、毎年度、各校舎の教員数が短期大学設置基準を下回っていないかの確認を行っており、教員組織の適切な編成に努めるほか、授業科目における教員の適正な配置及び授業負担の軽減に取り組んでおり、さらにFD活動を組織として積極的に実施しており、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に努めている。

採用、昇格等に当たっては「教員規程」及び「教員資格審査規程」に定めており、短期大学部各校舎は併設する学部と共通の内規等を制定して具体的基準を明確にするとともに、これらを公表、共有し、公平かつ公正な手続きを経ている。

基準 7 学生支援

○現状説明

点検・評価項目①

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：短期大学の理念・目的，入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示

本学では、学長が学生支援の充実について盛り込んだ「教学に関する全学的な基本方針」を策定し、全学に周知を行っている。短期大学部は、「教学に関する全学的な基本方針」を受け、短期大学部各校舎における基本方針及び計画を策定し、それに基づき、教学運営を行っている（資料1-13, 1-20, 1-21）。

修学支援・生活支援・進路支援は、「教学に関する全学的な基本方針」において、「多様な個性を持つ学生一人ひとりが心身ともに健康で、充実し、かつ安全な学生生活を送り、学修に専念できるように、また、自主創造の理念に基づき主体的に進路を選択し、希望する職業に就けるよう生活支援、経済支援、正課外活動支援、就職支援を中心とした総合的支援を行う。」と明示している（資料1-13）。

「教学に関する全学的な基本方針」や「日本大学教育憲章」は、文書において短期大学部各校舎へ通知するとともに、学内イントラネットを通じて教職員に周知している。また、受験生向けの進学ガイド、中期計画に記載しているほか、事業計画には短期大学部各校舎の学生支援に関する内容を併せて記載し、ホームページ等で公開するなど、学内外に対し広く公表している（資料1-22【ウェブ】，2-17【ウェブ】，5-8）。

点検・評価項目②

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 補習授業及び補充教育及び学生の自主的な学習を促進するための支援
- ・ 障がい学生に対する修学支援，学修の継続に困難がある学生の状況把握と対応及び奨学金その他経済的支援

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康，保健衛生及び安全への配慮

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ 学生のキャリア支援体制の整備及び進路選択に関わる支援等

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施及びその他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

【学生支援体制の適切な整備】

学長のリーダーシップの下、学務担当、学生・就職担当、研究担当の3副学長を任命し、短期大学部及び法人本部に修学支援を検討する学務委員会、学生生活支援を検討する学生生活委員会及び就職・キャリア支援を検討する就職委員会を設置し、各種支援の決定や情報共有を行っている（資料7-1～7-3）。その他にも活動拠点として、FD推進センター、学生支援センター、就職支援センター等のセンター機能を有し、実質的な支援につなげる体制を整備している。

学生の声施策に反映する方策として、従前3年に一度行っていた学生抽出形式の学生生活実態調査アンケートを全面的に見直し、平成30年より毎年4月に短期大学部各校舎の全学生を対象に、71項目からなる記名式の学修満足度向上調査を実施しており、回答率は非常に高く、令和元年は、95パーセントとなっている。学修満足度向上調査の結果は、短期大学部各校舎にフィードバックされ、学生支援体制を整備する際の重要なファクタとなるとともに、経年で保存できるため、学生個人の振り返りとしても活用できるものとなっている（資料2-18【ウェブ】）。

【学生の修学に関する適切な支援の実施】

（補習授業・補充教育）

入学した学生が、入学後にスムーズに短期大学での学修に対応できるよう、入学前教育及び入学時プレースメントテストを実施している。三島校舎では、授業内容の理解に後れを取っている学生に対してレポートを作成させるなど、個別指導を行っている。船橋校舎では、補助的な役割よりも格上げし、補充教育科目をカリキュラムに組み込み、正課教育の一環として実施している（資料7-4、7-5）。

（学生の自主的な学習を促進するための支援）

本学がどのような方針を基に教育を行い、学生に必要な能力を身に付けていかせるかを示すとともに、高校の受動的な学びから大学の能動的な学びへの転換を図る目的で、全学生に、「日本大学FDガイドブック：ラーニングガイド」を配布している。履修方法や授業形態などの知識ばかりでなく、先輩の体験談や実際に先輩が作成したノートを掲載するなど、学生の自主的な学修を促す内容となっている。また、ラーニングガイドの対になるものとして、教員には「日本大学FDガイドブック：ティーチングガイド」を配布し、学生目線の授業構築を目指している（資料1-10、4-12）。

（障がい学生に対する修学支援）

障がい学生については、「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」及び「日本大学障がい学生支援ガイドライン」を策定している（資料5-17、5-18）。運営体制であるが、法人本部に学生支援センター、各校舎（併設大学）に学生支援室を設置し、カウンセラー、コーディネーター及び日本大学インテーカーを配置して、障がい学生支援に当たっている（資料7-6、7-7）。実際に、入学志願者及び学生から配慮依頼があった際には、入試係又は学生支援室を通じ、各校舎（併設大学）の障がい学生支援委員会において各校舎に合わせた支

援内容を決定している。

学生支援センターは、各校舎（併設大学）の学生支援室に対する助言、学生支援室同士の連携強化及び障がい学生支援に係る講習会やセミナーを実施するなど、全学を統括する組織となっている。なお、学生支援室は、障がい学生支援のみではなく、学生生活に不安を抱える学生等の相談窓口機能も有している（資料7-8）。

（学修の継続に困難がある学生の状況把握と対応）

「教学に関する全学的な基本方針」において、退学率及び留年率の減少を明示し、数値目標を設定することで、全学で対応する姿勢を示している（資料1-13）。教育の質向上を図り、学生の満足度を向上させることにより退学者及び留年者を減少させることが第一義となるが、退学及び成績不振者の発生を未然に防ぐため、クラス担任制を設け、留年生や休学・退学の相談に対して、適切に対応をしている。

具体的な取組として、三島校舎では、欠席が多い学生に対し電話連絡を行うなど、積極的な面談や履修指導を行っている（資料4-33）。

（奨学金その他経済的支援）

経済支援を必要としている学生については、令和2年4月から開始された国の修学支援新制度（高等教育の無償化）を基本としている。しかしながら、修学支援新制度に採用されなかった学生についても支援の必要があるとの判断から、学内に全学共通で募集する奨学金と各キャンパスで募集する奨学金を設定している（資料7-9【ウェブ】、7-10【ウェブ】）（短期大学基礎データ表7）。

具体的には、全学生を対象としている「日本大学創立130周年記念奨学金（家計困窮、自然災害等の不測の事態）」、「日本大学事業部奨学金（家計困窮）」、三島校舎独自の「日本大学三島後援会奨学金（遠距離通学補助）」、船橋校舎独自の「理工学部校友会特別奨学金（家計急変者）」がある。特に、「日本大学創立130周年記念奨学金」では、新型コロナウイルスの影響を受けた学生を対象に、第1期募集で一人10万円を1万人規模で募集し、第2期募集で後学期授業料を上限に2,000名募集するなど、社会情勢及び学生のニーズに沿って対応している。また、民間及び自治体の奨学金についても、募集要項が届き次第、掲示や専用ポータルサイト等で学生に周知し、奨学金獲得機会の増加を図っている。

【学生生活に関する適切な支援の実施】

（学生相談）

本学では、従前から各キャンパスに学生相談室があり、学生相談室にカウンセラーを配置するとともに、4月に学生生活適応チェックを行い、その結果を基に学生から申し出があればカウンセリングを行うという対応を取ってきた。令和元年に学生相談室を学生支援室に発展的解消した後は、学生支援室に「学生支援窓口」を設け、障がい学生を含め、友人関係の悩み、学業成績の悩み、将来への不安等の多様な学生の悩みに対応している。校舎別の過去3年間の相談件数は以下のとおりである。

校舎		平成29年度	平成30年度	令和元年度
三島校舎	実人数	21人	14人	12人
	のべ回数	128回	85回	49回
船橋校舎	実人数	17人	23人	8人
	のべ回数	72回	76回	36回

また、キャンパス内では相談しにくいという学生のために、大学本部にある学生支援センター内にも相談対応窓口を設置している。

さらに、本学独自の取組として、初級カウンセラーとしてのインターカー認定制度を設けており、毎年、講習を修了した120名程度の教職員に修了証を発行している。日本大学インターカーに認定された者は、相談者の第一次窓口として学生支援室で相談に当たるなど、有用な制度となっている（資料7-11）。

（ハラスメント防止のための体制の整備）

日本大学人権侵害防止ガイドラインに基づき、人権侵害の防止・解決を目的とした学内外からのいかなる干渉も受けることのない独立した体制として、日本大学人権侵害防止委員会、人権救済委員会及び人権相談オフィスをそれぞれ設置し、これらが相互に連携することで人権侵害の防止、啓発活動及び問題解決に当たっている。日本大学人権侵害防止委員会は、本学における人権侵害防止・解決体制を監督・支援しており、人権侵害の防止対策について企画・立案し、広報及び啓発活動を展開している。本委員会の委員長は、理事長及び学長から人権侵害問題全般に関わる権限の委任を受け、防止・解決体制全体を統括している（資料7-12）。

人権救済委員会は、人権侵害を受けた者の保護・救済を基調に相談に応じ、事実関係の確認、問題解決を実施する委員会であり、人権侵害防止委員会の下に置かれている。委員は、学内外の関係分野の専門家を中心として構成され、委員のうちから人権アドバイザーが委嘱されており、人権アドバイザーが面談等の対応を行って問題解決に当たっている。

人権相談オフィスは、人権侵害に関する解決及び救済を迅速に実施するために、相談及び救済の申立てを受け付ける機関並びに面談を行う場所として設置されており、人権侵害を受けた者から電話や電子メールで寄せられる相談等に対応している。なお、相談窓口は学内及び学外に設置しており、相談者が選択できるように整備している。

啓発活動としては、人権侵害についての具体的な解説、人権侵害を受けた時の対応策、人権相談オフィスの概要と連絡先などを記載した人権侵害防止リーフレットを毎年度作成し、全学生に配布し周知している。また、人権侵害防止に係るポスターも毎年度作成し、各キャンパス、校舎内等に掲示している（資料7-13）。

（心身の健康、保健衛生及び安全への配慮）

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮は、主に保健室が取り扱っており、健康相談、保健指導や怪我や急病などの応急措置、大学周辺の医療機関の紹介、感染症予防の啓発等について、学校医や精神科医、学生支援室と連携し対応している。また、安全への

配慮として、授業中や課外活動中の事故については、「日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程」に基づき、治療費を給付している。また、学内に設置された学生傷害事故等調査委員会へ報告の上、事故に至った経緯や原因究明を行い、再発防止に努めている（資料7-14）。

【学生の進路に関する適切な支援の実施】

（キャリア支援・進路選択）

「教学に関する全学的な基本方針」の中では、キャリア支援・進路選択に係る大きな柱として、「就職支援の充実」と「公務員志望者の合格へ向けた支援の充実」を掲げている（資料1-13）。

「就職支援の充実」においては、全学的な取組として、就職支援情報ポータルサイト「NU就職ナビ」による企業採用情報の提供や「日本大学合同企業研究会・就職セミナー」、「地方就職UIJターンセミナー」等を開催している。また、各校舎の支援活動の実施をサポートするため全国38地方自治体との就職支援協定締結や企業との連携（例：ANAビジネスソリューション株式会社との教育連携協定締結）など外部機関・団体との連携強化を進めている（資料7-15, 7-16【ウェブ】、7-17【ウェブ】、7-18～7-20, 7-21【ウェブ】）。

また、「公務員志望者の合格へ向けた支援の充実」については、全学的な取組として、各種公務員試験対策講座、年3回の公務員特別セミナー、模擬試験、公務員合宿を開催し、学生の公務員試験合格のサポートを行っている（資料7-22【ウェブ】）。

具体的な各校舎の取組としては、三島校舎においては、入学から卒業まで2年間を通して一貫したキャリア教育が受けられるよう、各種キャリア支援プログラムとして独自の就職ガイダンス・セミナーを実施している。また、学生がいつでも相談を受けられる体制の整備として、キャリアアドバイザー（キャリアコンサルタント有資格者）を配置し、学生に対するきめ細やかなキャリア支援を行っている。さらに、近年採用選考の方法として用いられているWeb面接に対応するため、ネットワーク環境を整備した専用ルームを設置している。また、三島校舎では、独自の公務員講座を開催し、公務員志望者の合格のための支援を行っている。

船橋校舎では、大多数を占める4年制大学への編入学希望者については、各学科クラス担任による編入学ガイダンスの実施及びグループ担任による個別指導のほか、一般教育の教員が組織的に編入学に向けた修学支援を行っている。

少数の就職希望者に対しては、キャリア・就職支援検討専門委員会及び理工学部就職指導委員会、就職指導課（キャリア支援センター）、教務課並びに各学科（教員）が密接に連携する進路支援体制を取り、多彩な就職・キャリア支援プログラムでバックアップしている（資料7-23）。このプログラムは、キャリア・就職支援検討専門委員会が主体となって、その時々就職情勢等を勘案し毎年度見直している。

求人情報については、短期大学部生に特化した求人情報のリモート閲覧及び就職指導委員とのメール連絡も随時可能にしておき、冊子「CAREER」を就職希望者に配布している（資料7-24）。

また併せて、キャリア教育の一環として、学生自身に自分の進路（キャリアデザイン）を考えさせるために、冊子「CAREER SUPPORT GUIDE」を1年生全員に配布しガイダンスや

コンピテンシー診断・講座等においてキャリア教育を推し進めている（資料7-25）。

教育課程上のキャリア形成支援としては、専門教育科目区分の中にキャリア・職業教育部門を置き、キャリア・職業教育関係科目（キャリアデザイン、技術者倫理、資格取得支援科目等）を開設している。また、コンピテンシー診断と併せて、SPI3適性検査、就職常識試験、マナー講座等を実施している。

【正課外教育及び活動の支援・学生からの要望に対する支援】

令和元年度より授業で得た学びを実践の場で生かしていく力を培い、教育課程と正課外の双方の教育を充実させることを目的として、「日本大学自主創造プロジェクト」を創設した。自主創造プロジェクトは、学生の「やってみたい」という想いを実現させる取組として、短期大学部、大学及び大学院に所属する日本大学の全学生が混在で参画できるものとなっており、学生が発案した正課外での活動について、最大100万円を補助する。令和元年度は、告知期間が短かったにもかかわらず、60件の応募があり、短期大学部の学生がプロジェクト代表者を務めるプロジェクトも含め、33件を採択し、成果を上げている。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により募集しなかったが、自主創造プロジェクトに関する問合せも多く、正課外教育の場として学生の認知度も高まっている（資料7-26）。

また、正課外活動として、文科系・体育系の多くの団体を公認しており、大学での学修に加えて、より学生の主体性を重視した形で学生生活の充実に貢献している。また、正課外活動の実践の場でもあり、短期大学部の身近にある地域社会へのボランティア活動や貢献活動を積極的に行っている。

具体的な各校舎の取組として、歩行者天国への出店、吹奏楽部の音楽隊参加、福祉施設への慰問、夏祭り期間参画、地域の子供たちへのサイエンススクール実施等を行い、地域に根差した大学づくりのため学生と教職員が協働して活動している。

学生の安全面への配慮は、各校舎において毎月1回定期的に各サークル代表者を集め、安全管理に関する注意事項を指導しているほか、問題が生じた際は、必要に応じて学生課や顧問が対応に当たっている。

学生からの要望については、各校舎の学生生活委員会において対応しており、三島校舎においては、学生からの要望で留学生と日本人学生の交流を目的とした異文化交流会の開催や空きスペースの有効活用としてレクリエーションルームを開設した。

【新型コロナウイルス感染症に対する支援】

新型コロナウイルス感染症から学生を守るという観点から、令和2年3月初旬には、令和元年度卒業式及び令和2年度入学式の中止、4月のガイダンス期間の延長、前学期授業開始日の延期、学部主催行事・サークル活動の中止、学生への感染予防対策の啓もう、施設面での感染予防対策などを取りまとめた（資料7-27）。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いキャンパス内への入構禁止措置をとることとなったが、一方で、キャンパス再開・サークル活動再開に向け、「大学等におけるキャンパスでの授業実施等に向けたガイドライン」及び「サークル活動等課外活動再開に関する取扱い」を作成し、コロナ禍における本学の指針としている。「大学等におけるキャン

パスでの授業実施等に向けたガイドライン」は、日々の状況に応じて改定を行っている（資料2-11～2-14, 7-28）。

施設面での感染症対策と同じく重要と考えたのが、学生自身が自主的に安全な行動が取れるよう啓発することである。大学がどれほど感染症対策をしようとも、学生個人の意識が低ければ、容易にキャンパス内でクラスターが発生してしまう。そのため、日々の健康管理が重要であるという観点に立ち、「日本大学健康視察システム」を構築した。このシステムにより、学生自身が平熱を把握できるなど、自身の健康チェックが可能になるとともに、大学が健康状態を管理し、少しでも体調不良があった場合は、キャンパスへの入構を禁止することで、学生が安心して通学し、キャンパス内で大学生活を送ることができる体制の一助としている（資料7-29）。

また、通学ができない、友達ができない、オンライン授業で教員との意思疎通がうまくいかないといった学生の不安に対する心のケアとして、ホームページにおいて各校舎学生支援室で随時相談を受けている旨を掲載し、学生の不安を少しでも軽減するよう対応を行っている。緊急事態宣言発令中でキャンパス入構が完全停止している時期においても、本部付置の学生支援センターは、対面でのカウンセリングを続けるなど、可能な限りの学生ケアを行った。

また、8月から毎月行っている新型コロナウイルス感染症に係る授業改善シンポジウムにおいて、効果的なオンライン授業の方法、オンライン授業における学生の不安解消方法、困り感のある学生を発見した際の対処方法等についての講演を行い、教員に対してコロナ禍における学生支援に関する啓もう活動を行っている（資料7-30）。

心のケアと同時に、学費支弁者の家計状況の悪化により退学をしてしまう学生に対するセーフティーネットとして、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した学生を対象に、創立130周年記念奨学金第3種を適用し、総額10億円を用意して募集を行った。募集は、時間が経過するにつれて家計困窮学生が増えることを想定し、第1期（6月）と第2期（12月）に分けて行い、第1期及び第2期合計で約7億円を給付した。また、オンライン授業開始に伴う準備資金として、全学生に3万円、総額約20億円を給付した。新型コロナウイルス感染症の影響による家計状況の悪化は、今後も続くことが想定されることから、引き続き奨学金を検討する予定である（資料7-31）。

就職支援であるが、令和元年度卒業生については内定取消などの事態は生じず例年並みの就職率を維持することができた。令和2年度卒業予定者に対し令和元年度末より予定していた各種支援行事は一時中止に追い込まれ、キャンパスの入構制限により学生相談の対応もできない状況が続いたが、各校舎においてオンライン化の準備を進め、5月中旬以降は学生相談のWeb化、ガイダンス映像のオンデマンド配信等を実施し、サポートに努めている。

点検・評価項目③

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の定期的な点検として、「教学に関する全学的な基本方針」に基づき、短期大学部が策定した基本方針について、直接学長及び担当副学長が短期大学部執行部からヒアリング（学長面談）を行い、進捗状況の確認を行っている。短期大学部は、ヒアリング結果に基づき、学務委員会、学生生活委員会、就職委員会等においてさらに検討を行い、必要な取組の実施及び検証を通じて、改善を図っている（資料1-23, 7-32）。

また、毎年4月に全学生を対象に実施している学修満足度向上調査は、学生からの生の声を改善に反映すべく、調査結果を短期大学部にフィードバックしている。調査開始から3年が経過し、学生の傾向等がより正確に把握することが可能となったため、今後、活用状況や活用結果などを集約し、良い取組については大学全体に普及させるなど、更なる学生支援向上につなげていく。

その他、全学的な取組として、「日本大学自己点検・評価規程」（資料2-8）に基づき、自己点検・評価活動を行っており、自己点検・評価の結果は、3年ごとに『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』（資料2-9【ウェブ】）と題する報告書にまとめ、その後の改善状況については、『日本大学改革の歩みー自己点検・評価結果に基づく改善の状況（改善報告書）』（資料2-10【ウェブ】）としてまとめ、いずれもホームページに公開する等、学内外に公表している。

○長所・特色

障がい学生支援及び学生相談については、統括・調整部署として、法人本部に学生支援センターを設置、短期大学部を含め法人として有する全てのキャンパスに学生支援室及び学生支援窓口を設置し、専門人材を配置している。また、本学独自のインテーカー制度を有し、毎年約120名の教職員がインテーカー講習を受講し、学生支援に直結する学生対応の知識・技能向上に努めている。

また、令和元年度から開始した「自主創造プロジェクト」も本学独自の特色を有している。1プロジェクト最大100万円という予算規模は、学生にとって魅力的であり、やりたいことがあっても経費面で挫折していた学生にとって、まさに「やってみたいを実現する」制度となっている。実際には、当初設定した目標までたどり着けないプロジェクトもあるが、その失敗自体が学生にとって正課では得難い有用な体験となっている。

○問題点

各校舎において、点検・評価、それに基づく改善・向上は適切に行われているが、各校舎が離れているという立地上、学生支援の方策等の細部に異なる部分が散見される。各校舎の良い取組について、さらに共有を図り、より充実した学生支援が行われる体制を構築する必要がある。

○全体のまとめ

本学の学生支援は、学長のリーダーシップの下、「教学に関する全学的な基本方針」を基に、学生が不安なく充実した学生生活を送れるよう、修学支援、生活支援及び進路支援を実施している。

実質的な支援内容の検討及び実行組織として、修学支援は、学務委員会、FD推進センターが担い、生活支援は、学生生活委員会、学生支援センター、学生支援室、保健室が担い、進路支援は、就職委員会、就職支援センターが担っている。また、各実行組織により、各学生支援について適切に実施されている。

さらに、今後の学修支援の向上のため、学修満足度向上調査の実施により、学生からの声をより具体的に反映し、学修支援の改善・向上につなげる体制を整えている。

時代及び社会的な変化が激しくなる中で、学生支援の在り方についても日々刷新していく必要があることから、引き続き、学長のリーダーシップの下、効果的な対応が迅速かつ直接学生に届くよう体制を整備していく。

基準 8 教育研究等環境

○現状説明

点検・評価項目①

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：短期大学の理念・目的，各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、「経営上の基本方針」、「教学に関する全学的な基本方針」、私立学校法に基づき定めた「中期計画」に基づき、教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示している（資料1-13，1-16，1-22【ウェブ】）。

「経営上の基本方針」では、[1]②の「大学全体を意識した施設及び業務の効率運用に関する方針」において、「校舎の設計・工事の共同化及びキャンパスの共同利用」、「研究設備等の共同利用及び共同利用による新たな研究分野の発見」が示されている。[3]の「安心・安全なキャンパスの実現に関する方針」における危機管理の一つとして、施設の耐震化を進めている。

また、「教学に関する全学的な基本方針」には、「ラーニングコモンズ等の充実や図書館共有化の促進など学修環境を担保する設備の充実」、「豊富な学術情報を集結し、本学の学術情報の活用促進を進めるための図書館共用化の推進」、「若手研究者が自立して研究できる環境の整備」、「研究施設・設備・図書館の学部間共同利用の促進」等が記載されている。

「経営上の基本方針」及び「教学に関する全学的な基本方針」は、平成29年10月6日開催の理事会で決定された後、各学部へ通知し、本学全教職員が利用する事務システムに掲載することによって、本学の方針として共有されている。

上記の方針に基づき短期大学部では、短期大学設置基準に準拠し、教育研究等環境の整備に関する方針を三島校舎・船橋校舎ごとに定め、開設している教育課程の種類、学生数、教員数等の組織規模等に応じた校地、校舎、施設、設備を整備している。

点検・評価項目②

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設・設備等の整備及び管理

- ・校地及び校舎面積，施設及び設備等の維持及び管理並びに安全・衛生の確保
- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器，備品等の整備
- ・施設，設備等の維持及び管理，安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み

【施設・設備等の整備及び管理】

（校地・校舎面積）

本短期大学部は、校舎を2箇所（三島校舎は静岡県三島市、船橋校舎は千葉県船橋市）に分散して設置しており、三島校舎は本学国際関係学部、船橋校舎は本学理工学部それぞれ併設されている。各校舎はいずれも「経営上の基本方針」における「大学全体を意識した本学資産の有効活用に関する方針」を踏まえ、校舎ごとに施設及び設備の整備を進め、設置基準上必要な校地及び校舎を有している（短期大学基礎データ表1）。また、それぞれの校舎において適切な運動場等を整備している。

（施設・設備等の維持及び管理）

「日本大学調達規程」（資料8-1）に定める大規模な工事等を伴う整備計画については、各キャンパスにて学生及び教職員の意見を吸い上げ長期計画を作成し、法人本部により承認されたものが実行されている（資料8-2）。小規模な修繕等は各キャンパスで随時実施している。

加えて、大学を取り巻く厳しい環境の中、大学資産の有効活用を図るため、併設の学部で使用している施設・設備を他学部でも活用できるよう、部科校間の垣根を超えたキャンパス・施設の共同利用の実現に向けた検討を実施している。

三島・船橋の両校舎では、上記の方針を踏まえた施設・設備の計画的整備のため、学部等で整備計画に関わる委員会を設置して、学生の学修環境及び研究環境、あるいは情報ネットワークやパソコンを活用した多様な授業を行えるような情報環境の充実を目指している。

具体的に三島校舎では、「三島キャンパス施設・設備検討委員会」（資料8-3、8-4）において、施設・設備環境の将来計画を審議・策定し、船橋校舎では、理工学部キャンパス整備委員会、理工学部営繕管財委員会等（資料8-5、8-6）で審議・策定されている。関連する学務委員会や学生生活委員会等との連携の上、教育研究の効果が最大限上げられるような環境を整える方針を策定し、執行部会等の議を経て優先度の高いものから予算化している。

（安全・衛生の確保）

施設の安全性を確保するための耐震化については、耐震診断結果等の情報を法人本部にて把握し、各校舎にて耐震性が低い等の防災面で懸念のある建物については改築・解体・閉鎖などの整備を進めている（資料8-7）。また、日々の安全の維持については、各キャンパスに設置された委員会等での検証を通じて、改善・向上につなげていけるよう見直しを行っている。

三島校舎では、安全衛生委員会において、月4回の校舎点検を実施しており、避難路の確保状況、消火設備の使用環境の確認、照明器具の不具合、施設の損傷確認、衛生設備の状況確認、空調設備の点検等を行っている。

船橋校舎では、理工学部毒物劇物管理委員会（船橋校舎）において、年1回（12月頃）、船橋校舎内に毒物又は劇物を保管している研究室を対象に委員が巡回し、適正・安全に毒物・劇物を管理しているかを点検し、不備が認められる場合は改善するよう指導を行って

いる。また、月1回、安全衛生委員会の委員がキャンパス内を巡回し、是正箇所を報告し、その内容を基に修繕を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応について、本学では、「大学等におけるキャンパスでの授業実施等に向けたガイドライン」を作成し対策を実施しており、感染防止対策として各キャンパスの状況に応じ、サーマルカメラを設置する等、体温が平熱よりも高い、又は体調が優れない場合は入構を許可していない等の教職員の入構制限を実施している。また、消毒液等を設置し、建物内の常時換気を行っているほか、マイク、机、椅子、パソコン等の物品や、接触頻度の高いドアノブ、スイッチ等の消毒を定期的に行っている（資料2-14）。

具体的に両校舎とも、各所にパーテーション（アクリル板）等を設置し、各建物の入口に手指の消毒ができるようにアルコール消毒液を設置している。通用門に発熱等の症状がある者の入構を禁止する等の注意事項を掲示し、建物各所には新型コロナウイルス感染症防止対策のための掲示を行っている。椅子やベンチは間引きや使用禁止の掲示等により間隔を空けて座るなどの感染防止対策を行っている。

加えて、船橋校舎では、「大学等におけるキャンパスでの授業実施に向けたガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底等について（理工学部長）」に基づき、各施設設備等による対策としては、下記の対策を実施している（資料8-8）。

- ・研究室、実験室等の感染防止対策（常時換気、消毒用アルコール等・アクリル板の設置、机・備品・ドアノブ等の消毒、着席位置の記録、長時間滞在の防止等）
- ・キャンパスへの入構時のサーモカメラによる検温及び、学生証を利用した入構管理システムによる入退場チェック（事前届出制）

（ネットワーク及びICT環境）

ネットワーク環境としては、全学で広域ネットワーク「日大WAN」を構築し、各学部・短期大学部等をつないでいる。短期大学部の両校舎は帯域保証型10Gbpsで接続しており、堅牢性の高い閉域型専用線の上、無線アクセスポイントの整備を行い、遠隔、マルチメディア授業に対応できるよう整備している（資料8-9、8-10）。

また、ICT環境の整備について、三島校舎では、校舎11号館3階に情報処理実習科目や栄養士資格取得のために必要な栄養計算ソフトがインストールされている情報処理室を3教室配置しており、船橋校舎では校舎12号館に情報処理室を5教室配置している。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応について、三島校舎への入構制限に伴い教員についても自宅での研究活動遂行となったため、学内における各研究所の打ち合わせや会議等についてはリモートで実施された。そのため各研究者や事務課においてリモート環境を構築するための機器を購入し、整備した。

（バリアフリーへの対応）

全学的な取組としては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を遵守し、学校施設のバリアフリー整備を推進している。新築工事等においては、行政官庁との協議の下、各部科校の実情を考慮し、可能な限りバリアフリー整備を計画している。既存建物や施設においては、文部科学省等からの実態調査によって現状を把握し、改修工事

等の立案に生かしている。

三島校舎では、平成30年度に短期大学部が専用で使用している11号館の階段手摺を設置し、学部と共用する図書館において、入口階段手摺の設置を行った。

船橋校舎では、短期大学部が学部と共用する校舎である10号館・11号館において、スロープを新設する計画を検討している。

（研究環境整備及び併設大学との連携）

研究関連の施設設備の整備に関する取組として、「日本大学遺伝子組換え実験実施規程」、「日本大学放射線障害予防規程」及び「日本大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理内規」等の諸規程を定め、実験等を実施する際の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している（資料8-11～8-13）。

例えば、船橋校舎では、「日本大学遺伝子組換え実験実施規程」に基づき、併設する理工学部と併せて遺伝子組換え実験室を法令等による実験室の安全基準に基づいて整備しており、短期大学部の教員においても定められた手続きにより承認された後には、学部教員と同様に使用することができるよう配慮している。

（学生の自主的な学習を促進するための環境整備）

「教学に関する全学的な基本方針」に基づき、学生の自主的な学修を促進するための環境整備を促している。学生生活の快適性を向上させるための取組について、三島校舎及び船橋校舎は、都心から離れたキャンパスであるという立地上、学生はキャンパス内で過ごす時間が多くなる。したがって、自習のための施設に加えて、学生の憩いの場所である食堂、ラウンジ等を各所に設置している。

三島校舎では、日本大学図書館国際関係学部分館に、キャレルデスクやグループワーク・エリアを設け、自習やミーティングの場として提供している。また、学生の交流と憩いの場を提供することを目的として、13号館に卓球台やエアホッケー台を有するレクリエーションルームを設置し、学生生活の快適性を高めている。

また、船橋校舎では、リメディアル教育を目的として「パワーアップセンター」を設置し、基礎学力の充実、キャリアプランに加え、将来のこと等について、大学院生や専門のスタッフ等が個別に相談・指導に当たり、学修等に係る支援を行っている（資料8-14）。

【情報倫理における取り組み】

情報管理の確立を図るための取組として、本学における情報管理の徹底の姿勢を学内外に示すため、「日本大学情報管理宣言」（資料8-15【ウェブ】）を策定し、本学構成員に配布する各種印刷物等に掲載するなどして、周知を図っている。情報管理宣言は、本学構成員が取り扱う情報は大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し、良識を持って情報に接することを宣誓したものであり、具体的には、業務・教学情報の外部持ち出しを許さないこと、情報を大学の重要な財産と考え、厳格に管理すること、大学構成員に対し情報管理教育を徹底することを定めたものである。

また、情報の漏えい、紛失等を防ぐことを目的としたリーフレットを毎年度作成し、全ての学生及び教職員に配布している（資料8-16、8-17）。リーフレットの内容は、普段情報

を取り扱う上で、陥りやすい事例を挙げ、イラストで分かりやすく解説している。

関連の取組として、船橋校舎では、短期大学部要覧等に「インターネット上の注意喚起」として、SNS上でモラルを持った行動をし、犯罪行為に巻き込まれないよう注意を記載しているだけでなく、専門教育科目として「情報リテラシ」を設置し、その中で情報倫理及び情報セキュリティ教育を実施している（資料1-9 p.83, 8-18, 8-19）。

点検・評価項目③

図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学では、「教学に関する全学的な基本方針」において、図書館環境の改善、図書館の共同利用の推進を掲げている（資料1-13）。そして、「日本大学図書館規程」第2条に、「日本大学図書館は、本大学の研究者及び学生等に対して、学術情報及びサービスを提供するとともに、学外に対して積極的に学術情報を発信・共有することをもって社会貢献することを目的とする」と記載している（資料8-20）。

本学は、全学共通図書館システムを導入・運用しており、学内の別の図書館の蔵書検索や貸出・文献複写等のサービスが利用できる環境の整備を進めている。また、同システムに本学の全学生のデータを登録することにより、短期大学部を含めた全学生は、学生証によって学内全ての図書館の入館システムを通過することができ、特別な手続きを経ることなく図書の貸出を受けられるようになっている。

また、他大学の図書館とは、同システムを通じてオンラインで図書館間相互貸借（ILL）を行っている。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツについては、本学図書館のホームページに、全学で利用可能な「オンラインデータベース・電子ジャーナル」一覧を記載し、サービスを提供している（資料8-21【ウェブ】）。

短期大学部では三島校舎・船橋校舎の二つのキャンパスに、それぞれ日本大学図書館の分館が設置されている（資料8-22, 8-23, 8-24【ウェブ】、8-25【ウェブ】）。三島校舎は国際関係学部と共用で、船橋校舎は理工学部と共用である。どちらの図書館も、短期大学部の学生は、併設する学部学生と同じ条件で利用可能である。

令和2年5月1日の上記分館の蔵書数は合計で、図書478,795冊、学術雑誌は2,074種類である。利用できる電子ジャーナルは、三島校舎は、共用で約27,000種類、船橋校舎で約20,000種類である。開館時間は、月曜日から金曜日は午前9時から午後8時まで、土曜日

は午前9時から午後5時までとなっている。多様な蔵書資料を、土曜日も含めて長時間にわたり公開している。また、学外からでも電子ジャーナル等を参照できる環境を構築しており、利用しやすい状況を確認している（短期大学基礎データ表1，資料8-26）。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策としては、両校舎の図書館は、開館時間の短縮を実施し、閲覧室の利用時間を2時間以内としている。加えて、来館できない学生を対象に学生からの貸出希望に応じ、郵送料金を無料にし、郵送による資料貸出を行っている。

三島校舎に設置されている日本大学図書館国際関係学部分館の閲覧室は、1階閲覧室にテーブルが置かれ、2階閲覧室及び和書庫内には一人掛けのキャレルデスクが127席ある。また、1階閲覧室内に情報検索設備として、蔵書検索専用のコンピュータ2台、情報検索専用コンピュータ12台、DVD等の視聴覚資料専用機器7台、配備している。平成25年にはグループワーク・エリアを国際機関資料室内に開設している（資料8-27【ウェブ】、8-28【ウェブ】）。図書の選定については、ビジネス教養学科及び食物栄養学科から選出された図書委員が2名、一般図書や専門図書に分けて毎月行っている。図書館職員は、専任職員5名と臨時職員・派遣職員5名の計10名がおり、3名の司書資格者がいる。専任職員の中には英語及びフランス語の素養がある職員1名が配属されている。

また、三島校舎での新型コロナウイルス感染症対策として、上述の制限のほか、図書館の入館の際に、ホームページからの事前申込みを実施している。

船橋校舎に設置されている日本大学図書館理工学部船橋分館は、学部と共用で閲覧室870席、リーディングコーナー（自習室）64席がある。グループ学習室2室でアクティブラーニング対応を行っている。としよテラス（中庭）とリフレッシュコーナーは飲食可能なスペースとし、書庫・閲覧室とのゾーニングを図ることで長時間滞在できる空間となっている。図書館職員は、専任職員4名、非常勤職員8名の計12名がおり、8名の司書資格者がいる。情報の探し方や文献案内などの利用者対応を行っている（資料8-26）。

船橋市立図書館をはじめとする学外の図書館とは、当該図書館が発行する紹介状を持参することで、学外者でも日本大学図書館理工学部船橋分館にて資料閲覧と文献複写が可能となるような連携体制を構築している。また、日本大学図書館理工学部船橋分館では、専門分野を超えた話題に触れる機会として年間1回、サイエンスカフェを実施している（資料8-29【ウェブ】）。専門家（話題提供者）と専門の異なる方々が、くつろいだ雰囲気の中で、双方向的に語り合う場であり、多くの教職員、学生が参加している。

また、船橋校舎の新型コロナウイルス感染症対策として、上述の制限のほか、入口の検温の後に、キャンパス内へ入構を許可された学生を対象に、図書館への入館を許可する措置を取っている。

点検・評価項目④

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

【研究に対する基本的考え・方針】

日本大学では、研究に対する基本的な考えについて、学長が定めた「教学に関する全学的な基本方針」に研究に対する方針を定めており、短期大学部にも適用している（資料1-13）。

「教学に関する全学的な基本方針」には、「研究面について、「日本大学教育憲章」（資料1-2【ウェブ】）に沿った研究力の強化に努め、「社会に貢献する姿勢」に根ざした「社会実装研究」や日本大学の多様性を生かした共同研究の更なる推進を図り、さらには、各教員が自身の研究において必要とする能力や未知の領域にチャレンジしていく精神、努力し続ける姿勢や研究成果を教育の現場においても生かす」と、具体的な方針を記載している。

上記方針に基づき、両校舎において学部等基本方針を策定し、学内に周知した上で、教育研究活動について適切に実施している（資料1-20，1-21）。

【研究費の適切な支給】

研究費の支給については、「日本大学研究費給付規程準則」に基づき（資料8-30）、三島校舎にあっては「国際関係学部研究費給付内規・要項」、船橋校舎にあっては「理工学部研究費給付規程」を定め、短期大学部の教員に研究費を支給している（資料8-31～8-38）。また、外部資金で獲得した間接経費を施設整備関連経費に用いて共有施設の修繕等に活用している。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年2月27日付にて、「新型コロナウイルス（COVID-19）発生に伴う研究費執行等のFAQ」を作成し、短期大学部を含めた全学宛てに周知を行っている（資料8-39）。なお、本FAQは緊急事態宣言発生時及び緊急事態宣言解除時等、社会的状況が変わる度に改正を行っている。

なお、FAQの中で、キャンセル料支出に関する主な判断基準、在宅での研究活動、GoToトラベル事業関係等、研究費の執行に関する方針を定めている。

（1）法人本部が実施する研究費助成

法人本部が実施する研究費助成のうち主なものを挙げる。これらには、短期大学部の教員も応募可能としている。

ア 学術研究助成金（資料6-27【ウェブ】）

本学の専任教職員の学術の振興を図ることを目的に昭和45年度から実施している。現在実施している種目は、「総合研究」「社会実装研究」及び高校の部の「一般研究」である。

「総合研究」の種目では、領域を異にする複数学部の専任教員2人以上による、本大学の総合性を発揮した学際研究を対象とする。年間1,000万円以内、2年間以内の研究を対象としている。令和2年度は10件の研究課題が実施されている。

「社会実装研究」の種目は、平成29年度から実施している。本大学の専任教員1名以上が、研究成果（産業技術、社会システム、ノウハウ、アイデア等）を、企業・団体や地方自治体等と連携して、社会還元することを目指すもので、実用化の直前段階にあ

る研究を対象とする。年間1,000万円以内、2年間以内の研究を対象としている。令和2年度は6件の研究課題が実施されている。令和元年度には、短期大学部教員が分担者として参画する研究課題が採択されている（資料8-40）。

イ 理事長特別研究・学長特別研究（資料6-28【ウェブ】）

理事長特別研究及び学長特別研究は、平成24年度に設置され、現在、第3期が進行中（平成30年度から令和2年度まで）である。「よりよい未来と健康な社会を作る日本大学発イノベーションの実現」をテーマに応募された研究プロジェクトの中から、理事長と学長からそれぞれ社会や本学の状況に鑑み、特に重点を置くべきと考えるものを選定されたものが実施されている。研究期間は1～3年で、年間の総予算は理事長特別研究、学長特別研究と合わせて1億円である。令和2年度は、理事長特別研究2件、学長特別研究3件が実施されており、5件合計の令和2年度交付額は9,190万円である。

なお、新型コロナウイルス感染症により研究活動に様々な支障を来していることから、学術研究助成金及び理事長特別研究・学長特別研究の予算執行について、年度内の執行を原則としているが、令和2年度が最終年度の研究課題に限り、研究期間を1年間延長することを認める特例措置を実施している（資料8-41）。

（2）短期大学部が実施する研究費給付

短期大学部の施策として、資料のとおり研究費を給付している（資料8-38）。

三島校舎では、国際関係学部研究費給付内規・要項に基づき「国際関係学部研究費」を、また、船橋校舎では、理工学部研究費給付規程に基づき「理工学研究所先導研究推進助成金」、「理工学研究所プロジェクト研究助成金」、「理工学部研究助成金」及び「理工学部学術シンポジウム開催助成金」を、短期大学部の教員も研究費の給付を受けることができる（資料8-31～8-38）。教員からの申請により支給を行い、科学研究費助成事業（科研費）の申請や採択状況に応じて増額給付も行っている。また、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言により、在宅勤務による研究を余儀なくされたが、在宅での研究費の執行を認めるとともに、研究者間の打合せを、対面ではなくリモート会議にて実施することにより研究活動を維持した。

また、船橋校舎では、「理工学研究所先導研究推進助成金」、「理工学研究所プロジェクト研究助成金」、「理工学部研究助成金」及び「理工学部学術シンポジウム開催助成金」の各要項に基づき、短期大学部の教員も研究費の給付を受けられる（資料8-34～8-37）。また、科研費等の外部資金獲得を促すため、科研費、受託研究及び研究奨励寄付金の受領者に対して教室割当金にて増額配分を行っている。

【外部資金獲得のための支援】

外部資金を獲得するための取組として、中でも大規模に実施されている科学研究費助成事業を獲得するために、採択経験のある研究者のアドバイザー経費の補助、採択調書のGoogleDriveでの公開等の取組を実施し、教員の研究計画調書作成の向上につなげている（資料6-32、6-33）。

【研究室・研究設備の整備】

研究室については、一人一室確保されている。また、研究設備等の共同利用について、日本大学ホームページの学内向け研究者情報ページに、施設・設備・機器の共同利用等のページを作成し、船橋校舎を併設する理工学部の施設についても掲載しており、本学のスケールメリットを生かした、研究施設・設備の整備を行っている（資料8-42【ウェブ】）。研究所に設置された研究施設は、広く社会へ還元するため学外からの受託研究の実施及び学部間、学部・短大間の共同利用、学外研究機関の利用にも供しており、特に研究施設・設備が豊富な船橋校舎に併設する理工学研究所においても広く利用されている。

【研究時間の確保及び研究専念期間の保障等】

研究時間を確保する取組について、学術の研究、学術の国際交流及び大学の発展に資することを目的として「専任教職員海外派遣規程」を定めており、所定の手続きを経て海外派遣研究員として認められた場合は、最長で1年間にわたり海外において専門分野の研究、調査等に専念することを可能とし、研究に専念できる機会を確保している（資料8-43）。

短期大学部での取組として、併設学部が独自で専任教員を研究のために海外へ派遣する制度や、専任教員が学会に出張する際に学会出張旅費を支援する制度を設け、短期大学部でも利用できるよう配慮している（資料8-44，8-45）。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、三島校舎、船橋校舎ともに、独自制度による海外派遣が中止となった。

【教育研究支援スタッフの配置等・教育研究活動の支援等】

本学においては、教育研究支援体制の整備の一環として、「ポスト・ドクトラル・フェロー規程」、「リサーチ・アシスタント規程」、「研究員規程」及び「客員研究員規程」を整備して若手研究者の育成を推進するとともに、研究推進を支援する体制を整備している（資料8-46～8-49）。

また、具体的な各校舎におけるティーチング・アシスタント（TA）の配置状況については、三島校舎ではTAを配置していないものの、船橋校舎においては大学院生のTAを採用し、授業の準備、進行のサポートや片づけ、その他試験実施の補助業務や補講授業など幅広く教育現場での役割を担っている。

点検・評価項目⑤

研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

【研究活動・研究費取扱いに関する倫理について】

研究活動の倫理については、「日本大学研究倫理ガイドライン」、「日本大学における公正な研究活動の推進に関する内規」及び「日本大学における研究データ及び研究成果の取扱

いに関する要項」により行動規範を定めている（資料8-50【ウェブ】，8-51）。さらに、「日本大学研究不正行為防止宣言」を定め（資料8-50【ウェブ】），これを学内外に広く周知することで，本学が研究不正に対し厳正な姿勢を持って臨むことを明らかにし，研究不正行為の抑止力向上を図っている。

研究費取扱いに関する倫理については、「日本大学における研究費等運営・管理内規」，「日本大学における研究費等運営・管理要項」及び「日本大学における研究費等の取扱いに関する内規」等を定め，ルールの一貫化や責任体系の明確化を図っている（資料8-50【ウェブ】，8-52，8-53）。また，これらの規程等に則った研究費執行マニュアルとして「研究費の取扱い手引き」を作成することにより，研究者に分かりやすく周知し，適正な執行に努めている（資料8-54，8-55，8-56【ウェブ】）。さらに，「日本大学における研究費不正使用防止計画」（資料8-50【ウェブ】）により，不正発生要因を把握し，その具体的な行動計画を策定している。加えて，研究費不正使用防止を啓発するため，不正使用の事例や留意事項を説明した「研究費不正防止ハンドブック」（資料8-50【ウェブ】）を作成し，全ての専任教員及び大学院生等に配布している。

また，実際に研究不正行為（論文等のねつ造，改ざん，盗用及び研究費不正使用等）が起きた際の対応を「日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規」（資料8-50【ウェブ】）で定めている。

各校舎では，これらの大学内規等に基づき研究活動に係る研究倫理教育及び研究費不正使用防止に係るコンプライアンス教育を実施し，本学で研究活動を行っている全ての研究者に対して意識啓発を図っている。

研究倫理教育の実施に当たっては，文部科学省が推奨する「APRIN eラーニングプログラム」を導入し，研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を習得させている（資料8-57【ウェブ】）。コンプライアンス教育の実施に当たっては，「研究費不正使用防止ハンドブック」を教材としたビデオ講習を実施し，受講後に理解度を確認している。

なお，研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講者からは，不正に関与しない旨の誓約書を徴収している。

新型コロナウイルス感染症対策として，三島校舎では，毎年実施している「研究費の取扱い手引き」説明会については，令和2年度は，教員と関連事務課1名に人数を絞り，座席指定により実施した。また研究倫理教育については，対象者ごとに個室にて受講するプログラムで遂行予定である。

また，船橋校舎では，コンプライアンス教育に関して，集会形式でなく，ビデオ受講に切り替えて実施している。科研費申請等に伴う説明会については，オンラインで実施した。

【生命倫理について】

生命倫理に関する全学的な規程等として，「日本大学遺伝子組換え実験実施規程」，「日本大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理内規」を定めている（資料8-11，8-13）。

これらの規程等に基づき，大学本部及び短期大学部を併設する国際関係学部及び理工学部にも各種委員会を設置し，生命倫理に関する実験についての適切な審査を実施している。

【利益相反マネジメントについて】

産官学連携活動に伴う「日本大学利益相反ポリシー」（資料8-58【ウェブ】）を策定し、日本大学産官学連携知財センター（NUBIC）ホームページ内で広く公表している。これによって、本学の社会的信頼を維持し、本学の教職員が利益相反を懸念することなく、産官学連携活動を円滑に行うことができる環境を整備している。

また、「日本大学利益相反マネジメント内規」（資料8-59）を制定し、産官学連携活動に伴う利益相反マネジメント体制の構築、運用を行っている。

点検・評価項目⑥

教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

短期大学部では、年度ごとに実施する事業報告により、主要な事業計画に対する進捗状況（事業概要・進捗状況・予算執行状況・評価・事業展開）の確認・評価を行っている（資料8-60）。

本学では、「教学に関する全学的な基本方針」において、「3 共同研究の推進並びに先駆的・独創的な研究成果の創出及び発信」では、外部研究資金の積極的な獲得を、「4 学部連携に基づく異分野協働型の研究拠点の形成」では、大学及び学部付置研究所の抜本的な見直しを掲げている。

外部資金の獲得について、全学的な取組として、科学研究費助成事業を獲得するため、過去に採択された研究計画調書を、GoogleDriveを用いて閲覧できる環境の整備、科研費の審査委員経験者によるアドバイス及びe-ラーニング等の取組を実施し、教員の研究計画調書作成の向上につなげている等、様々な施策を実施するとともに、学内研究費の見直しを実施している。また、併設している学部の研究委員会にて、社会の状況に鑑み、共同研究費の制定や研究費の制度の枠組み及び配分の見直し等、その都度、検討を実施している。例えば、三島校舎では社会の状況に鑑み、共同研究の制定や配分の見直し等を学部の研究委員会においてその都度、検討できる環境となっている。

研究所の事業について、三島校舎では、各研究所で実施される事業については、各研究所運営委員会にて審議後、学部担当会議、教授会にて報告をしている。また、船橋校舎では研究所において運営委員会を設置し、研究所の過年度の事業報告及び次年度の計画等を審議している。事業計画に対して改善意見等が生じた場合には、研究所の各研究部門に設置した委員会にて詳細を検討し、計画の改善等を図り実施されることとなる。

施設・設備の計画的整備については、三島校舎では三島キャンパス施設・設備検討委員会が、船橋校舎では理工学部キャンパス整備委員会がそれぞれ定期的に点検・見直しを行っている。

ソフトウェアについては、各キャンパスで使用するソフトウェアの監査を行い、その結果を法人のソフトウェア管理委員会において大学全体として確認・検証し、学内のソフトウェアが適正に利用されているか確認を行っている（資料8-61）。

学生生活の快適性については、併設する学部の学生生活委員会において、適宜ワーキンググループを設けて点検・評価している。例えば、三島校舎に設置されたレクリエーションルームは、その中で検討され、実現に至っている。

その他、全学的な取組として、「日本大学自己点検・評価規程」（資料2-8）に基づき、自己点検・評価活動を行っており、自己点検・評価の結果は、3年ごとに『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』（資料2-9【ウェブ】）と題する報告書にまとめ、その後の改善状況については、『日本大学改革の歩み－自己点検・評価結果に基づく改善の状況（改善報告書）』（資料2-10【ウェブ】）としてまとめ、いずれもホームページに公開する等、学内外に公表している。

また、新型コロナウイルス感染症への対応・対策として、文部科学省高等教育局高等教育企画課から令和2年5月15日付けにて事務連絡にて発出された「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（周知）」及び文部科学省高等教育局長から、令和2年6月5日付けの2文科高第238号にて発出された「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」を本部より短期大学部宛てに通知し、コロナ禍における実験施設・設備の利用について、参考となるよう周知を図った（資料8-62，8-63）。

このほか、遺伝子組換え実験の実施に当たり、日本大学遺伝子組換え実験安全委員会にて審議する必要があるため、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るべく対面会議は行わず、メール審議あるいはオンライン会議にて実施した。

また、令和2年度第4回の日本大学遺伝子組換え実験安全委員会では、コロナ禍での対応・現状について意見交換を実施した。意見交換の中で、カルタヘナ法で求められる遺伝子組換え実験の実施条件（窓を閉める）とコロナ対策（換気をする）が相対することについて、対応が議論され、遺伝子組換え実験を行う際のコロナ対策は、カルタヘナ法を遵守していることが基本となるので、感染疑いの者の登校制限や研究室への入室制限など、他の方法で感染拡大を防止する必要があること、一部の学部では、実験室に入る人数の制限や安全キャビネットの使用促進をコロナ対策として行っている旨、情報共有があった（資料8-64）。

○長所・特色

「経営上の基本方針」における「近接部科校間での相互・共同利用の促進による効率的活用」「研究設備等の共同利用による新たな研究分野の創出」を踏まえ、短期大学部と大学とで効率運用できる施設・設備の整備を進めている。

短期大学部は学部に併設されており、学部の充実した施設・設備を共用している。例えば、船橋校舎では、理工系短期大学にとっては重要な実験・実習のための、優れた実験・実習室や情報関連施設を利用することができる。

○問題点

特になし。

○全体のまとめ

教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方針について、「経営上の基本方針」、「教学に関する全学的な基本方針」及び「日本大学中期計画」に基づき、短期大学部が併設されている学部ごとに施設・設備の整備計画を策定し、諸会議等により教職員間の情報共有を行っており、今後も継続する。

「経営上の基本方針」、「教学に関する全学的な基本方針」、「日本大学中期計画」等に基づき、大学全体での施設・設備の共同利用をより推進するとともに、短期大学部が併設されている学部ごとに学生及び教職員の利用に配慮した施設・設備の整備に努めている。校地校舎や運動場等については、設置基準上も充足しており、引き続き適切に管理を行う。

施設の耐震化については、大学全体で状況を把握し、耐震性の低い建物については改築・解体・閉鎖などの整備を行っている。

また、ICT環境についても、中長期的な計画に沿って今後も整備を進める。情報倫理の確立に関する取組として、要覧等への記載だけでなく、授業を通して教育を行っている。

このほか、図書館には関連分野の図書、学術雑誌を整備しており、研究環境整備についても専任教員には必要な研究費を支給し、研究専念時間を確保するための制度を整備している。また、研究活動・研究費に関する倫理規範を定めて、不正を防止するための活動を十分に行っている。

教育研究環境の適切性については、短期大学部が併設されている学部ごとに設置した「キャンパス整備委員会」での、施設・設備の計画的整備に係る検証や「安全衛生委員会」での、施設の安全の維持管理に係る検証などにより、施設・設備の整備や、運用方法の見直しを図り改善につなげている。また、年度ごとの事業報告により、主要な事業計画に対する進捗状況（事業概要・進捗状況・予算執行状況・評価・事業展開）の確認・評価を継続し、検証を通じて改善・向上につなげていく一連のプロセスを適切に実施している。

基準 9 社会連携・社会貢献

○現状説明

点検・評価項目①

短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：短期大学の理念・目的，各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本短期大学部を含む本学の産学連携活動を推進する組織として設置された「日本大学産官学連携知財センター」（以下、NUB I C）では、産官学連携に共通認識を持つことを目的として定めた「日本大学産官学連携・知的財産に関する基本理念」、「産官学連携ポリシー」、「知的財産ポリシー」、産官学の連携方針を、「産官学連携知財センター規程」において「技術に関する研究成果等の民間事業者への移転を推進する機関として、国内外の研究機関はもとより国及び地方公共団体並びに産業界との積極的な連携・協力を行うことにより、本学の研究活動の活性化、産官学連携の推進、新産業の創出等を通じて社会への貢献を図るとともに、知的財産に関わる利益相反の調整を行い、もって我が国経済の発展及び学術の進展に寄与すること」と定め、産・官・学との連携方針を明示している（資料9-1【ウェブ】、9-2）。NUB I Cについては、大学ホームページ内に特設サイトを設け、社会に広く公開している。

また、平成29年の「教学に関する全学的な基本方針」において、研究成果を更なる教育・研究活動に活用し、経済・産業の発展及び社会的課題解決を目的とした、①「社会ニーズを捉えた産官学連携研究の推進」、②「地域経済活性化に貢献する研究活動の積極的展開」、③「国内外の大学及び研究機関との共同研究の推進」等を定め、本学で生まれた知的財産を権利化し、社会で活用されることにより、教育・研究活動の活性化、積極的活用による重点研究分野の育成及びイノベーションの創出による社会実装の推進を目指している（資料1-13）。

また、学生が行う社会貢献活動に関する方針については、「教学に関する全学的な基本方針」に明記するだけでなく、「日本大学教育憲章」において、日本大学マインドを定め、「社会に貢献する姿勢」として明文化し、ホームページにて公表するとともに、入学時に配布される冊子等にて学生への周知も行っている（資料1-2【ウェブ】）。

点検・評価項目②

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

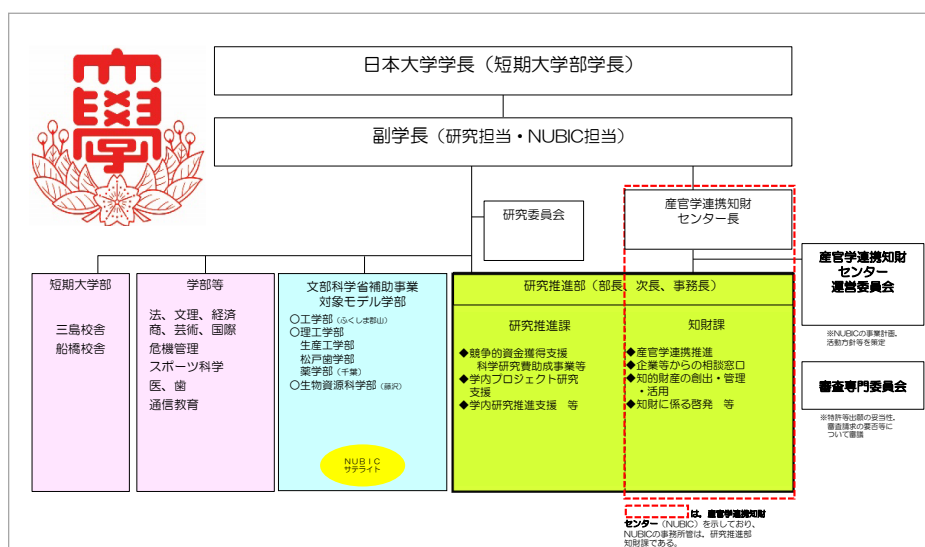
評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制
評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点 3：地域交流，国際交流事業への参加

【学外組織との適切な連携体制】

本学では、研究・産官学連携知財センター担当副学長のイニシアティブの下、各学部等及び大学本部・NUB I Cが連携を強化し、より地域連携を重視し、①各学部等における産官学連携相談窓口の活用、②各地域における産官学連携拠点の形成等を促進し、全学を挙げ、イノベーション創出に資する産官学連携体制の構築及び活動の進展を目指している。

また、本学における地域産官学連携活動は、学部・キャンパスごとに実施され、大学本部・NUB I Cにおいては、文部科学省補助事業「イノベーションシステム整備事業〈大学等産学官連携自立化促進プログラム【機能強化支援型】(特色ある優れた産学官連携の推進)〉」の一環として、「地域連携」と「事業化」をキーワードに、地域産官学連携活動を実施、産官学連携体制を整備した。

本学における産官学連携体制図



また、NUB I Cにおいては、本学における自由な発想に基づく独創的な研究や社会的要請に応える研究等により得られた成果を積極的に活用して産官学連携を推進するため、①知的財産の権利化（発明者より届出のあった発明の特許性、活用可能性を重視した知的財産の権利化）、②知的財産情報の開示（NUB I Cベンチャークラブ会員への優先的開示、展示会等における来場者への開示）、③産業界のニーズへの対応（産業界等との共同研究・受託研究の実施、本学研究成果の産業界への技術移転等）、④地域連携活動（社会実装研究の積極的情報発信及び産官学連携相談窓口の活用による地域ニーズ等の吸い上げ、地域に根差した技術シーズ説明会等の開催）を行うなど、本学において創出された研究成果を積極的に社会に還元している。

本部研究推進部で実施する日本大学学術研究助成金においては、平成29年度から「社会実装研究」の種目を設置した。本学の研究成果を企業や地方自治体等との連携により社会に還元し、社会的問題の解決に向けて応用・展開することで産業・経済等への貢献が期待される研究テーマを選定し助成するものである。令和元年度には、短期大学部教員が分担者として参画する研究課題が採択されている（資料8-38）。

また、三島校舎では、近隣の市町との連携は、平成25年に三島市と災害時における連携に関する協定を締結、平成28年に伊豆市、清水町、令和2年に沼津市と「人材育成」や「国

際交流」等を目的とした連携協力に関する協定をそれぞれ締結している。また、令和元年に地元企業の伊豆箱根鉄道株式会社と教育環境の向上，社会や地域の持続的な発展に寄与していくことを目的とした協定を締結している（資料9-3）。このほかにも「日本大学委託研究等に関する取扱規程」に基づき外部機関からの委託研究を遂行する体制を取っている（資料9-4）。また，地域に関する社会連携は学生参加のプロジェクトへの参加や市からの講演依頼等を積極的に受け入れる体制を取っている。

船橋校舎では，併設の理工学部・大学院理工学研究科とともに共同研究・委託研究，産官学連携，知的財産，特許・技術移転等を推進し，その研究成果をもって社会に還元している。理工学部の付置研究所である理工学研究所では，「研究ジャーナル」，「理工研NEWS」を定期的に刊行しているほか（資料9-5【ウェブ】），学術講演会，理工学研究所講演会を定期的に開催し，その研究成果を発信することにより教育研究の成果を社会に還元している。なお，「研究ジャーナル」はJ-STAGEにより電子版を公開している。また，千葉県が設置している「東葛テクノプラザ」では，産官学連携・交流を軸に事業を展開しており，短期大学部（船橋校舎）も理工学部・大学院理工学研究科及び他の理工系大学とともに参加している。

【社会連携・社会貢献活動による教育研究活動の推進】

全学的な社会貢献として，学生が主体となってN．（エヌドット）募金を行っており，毎年UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）へ寄付を行い，感謝状を授与されている（資料9-6）。

具体的な各校舎の取組として，三島校舎の食物栄養学科において，地域連携プロジェクト「プロジェクトM（三島）」を立ち上げ，平成20年度から食品の商品開発，商品販売の地域活動を推進し，現在ではクラブ活動に形態を変え継続しており，各種イベントや学園祭等で連携協力を行っている（資料9-7）。

また，三島校舎における教員の研究成果については，春期と秋期に近隣市民向けに語学を中心として開講するエクステンション講座や，毎年2回それぞれの統一テーマに沿って数名の大学・短大教員及び外部講演者が静岡県東部住民に講演する市民公開講座において広く公表している（資料9-8，9-9）。市民公開講座は三島市をはじめ，函南町，長泉町，清水町等から後援を受け開催しており，静岡県県民カレッジのプログラムとしても貢献している（資料9-10）。このほかにも静岡県東部の大学等が集まり自治体，企業と連携し開催する「富士山麓アカデミック&サイエンスフェア」の参加，三島市から依頼される講演等地域社会と連携している（資料9-11）。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受け，毎年開催されている公開講座，学術講演会等はほとんどが中止となっているが，生活科学研究所においては現在の状況に鑑み，12月に事前申込制によるWebシンポジウムを開催した（資料9-12）。

船橋校舎では，船橋市立図書館をはじめとする学外の図書館において，当該図書館が発行する紹介状を持参することで，学外者でも日本大学図書館理工学部船橋分館にて資料の閲覧と複写が可能となるような連携体制を構築している。

このほかの船橋校舎の取組としては，毎年，「ものづくり&サイエンス・スクール」を一般市民対象に開催し，学生も運営に参加している。各学科の教育研究の成果を基にした，

子供から大人まで楽しめるプログラムを5つほど用意し、ものづくりや科学の楽しさを広く伝えている。参加者は主に船橋校舎周辺の小学生からお年寄りまでと幅広く、地域住民に親しまれ、毎年恒例のイベントとして定着している（資料9-13）。

【地域交流，国際交流事業への参加】

本短期大学部では、地域社会との交流を積極的に行っている（資料9-14）。

三島校舎では、三島市，裾野市，函南町，清水町等から後援を受けて市民公開講座を実施している（資料9-9）。また、近隣市民向けにエクステンション講座を実施し、語学講座を開催している（資料9-8）。

船橋校舎では、理工学部関係者が関わる史料を収集・保管・展示する博物館相当施設である科学技術史料センター（C S Tミュージアム）を設置している。常設展のほか、年1回の特別展を開催し、広く一般の利用に供している。特別展に関連してワークショップも開催し、学外利用者の好評を得ている。同センターの運営委員会及び専門委員会に短期大学の教員が参加し、運営に参画している（資料9-15～9-17）。新型コロナウイルス感染症への対応として、当面は入館を入構許可された学生・教職員に限定し、人数制限（1日3組までとし1組5名まで）を実施している。事前電話予約制とし、清掃・消毒・換気を徹底して行っている。

また、公開講座について、理工学部と短期大学部（船橋校舎）共催で「公開市民大学講座」を毎年開催している（資料9-18）。教育研究上の成果の一部を市民に還元するため、学術的要素を取り入れた講座とスポーツに関わる講座を開催している。実施に当たっては、理工学部市民大学実行委員会において開催時期や開催内容・講師等を企画立案し、理工学部担当会議の承認を得た後、理工学部教授会及び短期大学部（船橋校舎）教授会で報告を行い、講座終了後には、開催状況、参加者数及び各講座終了時に実施する受講者アンケートの結果を報告している（資料9-19）。

地域交流への参加として、学部祭実行委員会（桜理祭（船橋）実行委員会）所属学生が、近隣団地夏祭り実行委員会の会場設営及び企画の担当として毎年活躍し、自治会から感謝されている（資料9-20）。

短期大学部に関する国際提携及び留学生支援について、三島校舎では、併設する国際関係学部のプログラム要項を基に実施している（資料9-21）。なお、今年度においては新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、海外渡航への自粛に基づき、全てのプログラムを実施していない。

船橋校舎では、併設の理工学部とともに、アジア，欧州の4か国6大学と学術文化交流のための覚書を締結し、教員及び交換留学生の受入れ・派遣等の交流を行っている。理工学部・大学院理工学研究科・短期大学部（船橋校舎）では、各学年にクラス担任を置いている（資料9-22）。クラス担任は、留学生担当教員を兼ねており、年4回、全学年の外国人留学生を対象とした個別面談を行い、国内での生活状況等について確認している（資料9-23）。各学科の留学生担当教員とは別に、週2回、昼休みの時間帯に、留学生相談員（教員）を学生課に配置し、1年生外国人留学生を中心に学業や生活に関する相談が受けられる窓口を設置している（資料9-24）。毎年、10月中旬に行われる学園祭「駿河台桜理祭」期間中に、「外国人留学生による日本語スピーチコンテスト」を開催しており、同時開催の「理工

学部英語弁論大会」に参加した日本人学生と交流を図っている（資料9-25）。

船橋校舎の新型コロナウイルス感染症対応として、学生支援室や個別面談は、対面相談を中止しメール又は電話で対応した。

点検・評価項目③

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的には、産官学連携知財センター運営委員会において、本学における産学連携活動の効率的・効果的な推進を目的とした「NUBIC事業方針」に係る実施内容及び進捗状況等について具体的な統計資料に基づき定期的な検証及び見直しを行っている。また、日本大学研究委員会において、産学連携活動の中心である受託・共同研究に係る本学及び他大学の実績（文部科学省による産学連携等実施状況調査を活用）に関する比較検証を行っている（資料9-26, 9-27）。

三島校舎では、市民公開講座においては、参加者からのアンケート等を検討し、次回開催に向け、学部の研究委員会において内部検証している（資料9-28）。

また、船橋校舎では、ものづくり&サイエンス・スクール参加者に対してアンケート調査を実施し、集計結果を広報委員会及び学科長・主任会議にて報告している（資料9-29）。内容については、企画・運営主体である広報委員会において、次回以降の講座の企画立案に反映させるなど改善に努めている。公開市民大学講座についても同様であり、こちらは理工学部市民大学実行委員会が主体である（資料9-19）。

その他、全学的な取組として、「日本大学自己点検・評価規程」（資料2-8）に基づき、自己点検・評価活動を行っており、自己点検・評価の結果は、3年ごとに『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』（資料2-9【ウェブ】）と題する報告書にまとめ、その後の改善状況については、『日本大学改革の歩み－自己点検・評価結果に基づく改善の状況（改善報告書）』（資料2-10【ウェブ】）としてまとめ、いずれもホームページに公開する等、学内外に公表している。

○長所・特色

本学では、従前まで特許出願等の手続きが発明者と大学本部・NUBICとの間で直接行われ、各学部等が組織として主体的に関与できないことから、知的財産活動の更なる活性化の阻害要因として考えられていたことから、効率的に産官学連携を強化し、研究推進と社会貢献を一層推進するための方策として「知的財産活動体制の見直し」が必要であると考え、以下の観点から体制の見直しを行った。

- ①特許等知的財産の創出に向けた研究活動の活性化及び研究成果の活用に関する取組の強化
- ②本学の知的財産の権利化・技術移転活動をこれまで以上に活性化するための方策
- ③知的財産活動を効果的に推進するための部科校及び本部（NUBIC）間の連携強化

本学は、教育・研究の現場である各学部等の意思を反映し、各学部等の積極的な関与による本学の研究面における総合力の発揮及び知的財産活動の見える化を通じ、研究推進と研究成果の活用（産学連携・知的財産活動）との一体的な推進を可能とする体制に基づき、社会連携（産官学連携）・社会貢献を積極的に行っている。

三島校舎では、社会のニーズに沿った研究テーマにて市民公開講座や学内でのシンポジウムを開催することができ、大きな社会貢献につながっている。

また、船橋校舎では、「ものづくり&サイエンス・スクール」の各プログラムで、各学科の学生が事前準備から当日の運営までをボランティアで手伝っている。特に当日の運営においては、参加者への説明やアドバイス等を積極的に行う姿が多く見受けられ、短期大学部（船橋校舎）が目指す人材の育成に寄与している。

○問題点

これまで積み重ねてきた実績に加え、今後も、本短期大学部における研究成果（社会実装研究）の積極的なアウトリーチ活動に努め、効率的・効果的な知的財産活動を考慮しつつ、①各学部（短期大学部を含む）等における産官学連携機能強化（産官学連携人材の育成等）、②地域関係機関との連携関係強化（地域自治体等との協働関係構築）、③学部・短期大学部等の壁を越えて地域課題を解決できるシステムの構築を図り、事業推進・支援体制等の成果を核とした産官学連携活動を展開することが重要であるとの認識から、より一層の社会連携・地域連携強化による社会実装研究を推進している。

○全体のまとめ

約2,600人の研究者、約7万7千人の学生を擁する大規模総合大学である本短期大学部を含む本学は、同時に、各学部等（キャンパス）を多地域に分散して設置し、各地域との緊密な連携による教育、研究及び社会貢献活動を展開している。大規模総合大学としての強みを生かして地域連携活動を実施できることが本学の特色である。地域連携による研究開発においては、事業化に向けた地域要請が強いことから、本学の特色を発揮する最適な活動であると認識し、全学のネットワークを生かして地域産官学連携を推進している。

三島校舎では、社会連携については、NUBICを中心とし、研究者の知的財産権の確保、企業との連携を行う体制が整備されており、また、企業や静岡県関連団体との委託研究を締結し、地域社会との連携を図ることができている。地域への社会貢献は市民公開講座やエクステンション講座、「富士山麓アカデミック&サイエンスフェア」等の実施により、幅広く、教員の研究成果を社会のニーズ等を加味し、公表する体制が整っている。

また、船橋校舎では、三島校舎と同様にNUBIC等を中心とした知的財産、企業との連携を行う体制が整備されているとともに、全体として学外組織との連携や地域社会への貢献がなされている。特に「ものづくり&サイエンス・スクール」については、短期大学部独自の取組として地域社会に根付いているだけでなく、常に、点検・評価を行い改善・向上に努めており、短期大学部（船橋校舎）の理念・目的の実現にも寄与している。

基準 10 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

○現状説明

点検・評価項目①

短期大学の理念・目的，短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：短期大学の理念・目的，短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では，大学の理念・目的を実現し，永続的な大学運営を行うため「学校法人日本大学寄附行為」（資料10(1)-1【ウェブ】）をはじめ「学校法人日本大学寄附行為施行規則」（資料10(1)-2），「日本大学教育職組織規程」（資料10(1)-3），「日本大学事務職組織規程」（資料10(1)-4）等の各種関連諸規程に基づき，学校法人業務の最終的な意思決定機関である理事会を中心に健全な法人運営を行っている。これらの各種規程については，学内システムである「事務の友」にて教職員間で共有されており，周知徹底が図られている。さらに平成27年からは，教学面及び管理面における具体的な方針として，理事長及び学長（短期大学部学長）の任期に合わせて，教学面においては，「教学に関する全学的な基本方針」（資料1-13），管理面においては，「経営上の基本方針」（資料1-16）をそれぞれ策定し，この2つの方針に基づき，適正かつ健全な大学運営を推進している。現在は，私学法改正に対応するため，現行の2つの方針に全体の構成などの見直しを行った「日本大学中期計画」（資料1-22【ウェブ】）に基づいた大学運営を行っている。教学面における基本的な考え方となる「教学に関する全学的な基本方針」は，副学長を委員長とし，学長も参画している教学戦略委員会を中心に検討され，学生の成長を一義的に捉え，「日本大学教育憲章」（資料4-2）を基点とした全学的な質保証体制の確立をはじめとする教学改革の実行，学生支援制度の充実，最先端な研究の推進など様々な施策を盛り込んだ方針となっている。管理面における基本方針である「経営上の基本方針」は，常務理事を委員長とし，理事長も参画している経営戦略委員会を中心に検討され，教職員の意識改革を推進し，前例に拘らない新しい発想での実行を推進すべく，各種教学施策を支えていくための財政基盤の確立や人事体制の整備，本学資源の効率運用や安心・安全なキャンパスの実現等，学部から付属校までを含めた広い視点に立った法人主導による大学全体を意識した具体的な施策について策定している。これらの2つの方針を盛り込んだ中期計画は，学内の関係諸会議を経て，理事会にて決定された後に教職員に対して，ホームページへの公開及び印刷物として各学部，短期大学部及び付属校へ配布を行い共有している。また，短期大学部各校舎は，「日本大学中期計画」を基に事業計画を策定しており，中長期的視点から単年度の計画の策定及び検証を行い，事業計画書としてホームページに公開している（資料2-17【ウェブ】）。

点検・評価項目②

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生，教職員からの意見への対応
- ・併設大学と合同で教授会を開催する場合，短期大学固有の事項に関する審議方法の適切性

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

【学長及び役職者の選任方法と権限の明示】

「学校法人日本大学寄附行為」に基づき、理事会は法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する機関であることが定められ、法人の永続的な発展を可能とするため、健全な運営に努めている。また、理事会が最終的な意思決定機関であることをより明確化するため「学長選出規則」、「学長選出管理委員会規程」、「日本大学教育職組織規程」、「学部長選出規程」等の関連諸規程の整備（資料10(1)-3, 10(1)-5～10(1)-7）を行うなど、大学ガバナンス体制の更なる強化を図るとともに、理事会の構成員である役員に対して「学校法人日本大学役員規程」（資料1-11）を制定し、役員の責任の明確化を図るなど理事会の適正な運営体制の充実を推進している。また、「学校法人日本大学寄附行為」及び「常務理事会規程」に基づき、より迅速かつ効率的な法人運営を行うため、理事長、学長、常務理事、副学長で構成される常務理事会にて、通常業務の範囲に限定して執行している（資料10(1)-8）。

学長の選任については、「学長選出規則」、「学長選出管理委員会規程」に基づき、最終決定を理事会にて、その権限と責任において適切に行っている。また、寄附行為には、学長はこの法人の設置する学校の教学に関する事項を統括することを規定している。その他の役職者についても関連諸規程に基づき適切に選任している。

【学長による意思決定及びそれに基づく執行等の準備】

短期大学部では、「日本大学教育職組織規程」において、短期大学部学長は日本大学学長（以下「学長」という）であることを明確にし、短期大学部の教育・研究に関する事項を統括し、諸規程に定められた事項を管掌すると規定され、短期大学部学長を補佐するため、短期大学部次長が置かれている。短期大学部次長は、短期大学部学長である学長の方針に基づき、短期大学部次長が各学科所在の地域性を考慮して構成する短期大学部各校舎の基本計画を定め、運営に当たっている。

学長は、毎年開催される「学長による学部長等とのビジョン共有のための面談」及び「短

期大学部二校舎次長・学科長会議」の年2回，短期大学部次長から短期大学部各校舎の状況について報告を受け，短期大学部学長である学長の方針に基づいて短期大学部各校舎が運営されているかを確認している。

【教授会の役割の明確化及び学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化】

平成27年4月の学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正に伴い，「日本大学短期大学部学則」において，学長のガバナンス及び教授会の役割の明確化を図った。教授会は短期大学部次長が招集してその議長となり，教授会で審議するものとして，学校教育法第93条第2項第1号に定める「学生の入学，卒業及び課程の修了」，第2号に定める「学位の授与」について，法令に基づいて明確に規定した。さらに第3号に基づく「学長裁定」（資料3-7）として，「①教育課程に関すること。②区分内の教学組織の増設，改廃及び変更に関すること。③教員の教育研究業績審査に関すること。④入学試験の実施に関すること。⑤大型プロジェクト研究の申請に関すること。」の5項目を定めた。審議とは，論議・検討することを意味し，決定権を含意するものではないことを，「日本大学短期大学部学則」にて規定し，学長は校務に関する最終的な決定権者であり，教授会は法律上の審議機関であることを明確化したため，学長によるガバナンス体制が保たれている。

【教学組織（短期大学部）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化】

教育・研究に関する重要事項については，学長が決定を行うに当たり，全学的な観点から審議，検討する機関として学部長会議を設置している（資料10(1)-9）。学部長会議で審議された事項のうち経営に関わる事項は，理事会に上程されることで，理事会は教学の運営状況を把握することができるため，教学と管理の両面からの判断を行った上で，法人としての意思決定が可能となっている。上記を踏まえた上で，本法人における各種重要事項の決定のプロセスとして，各学部及び短期大学部の教授会及び委員会等で審議を経た上で，常務理事会，学部長会議（教学・研究関係の事項），理事会に上程される体制が確立されている。

【学生，教職員からの意見への対応】

学生や教職員からの意見への対応として，学生については，授業評価アンケート，学修満足度向上調査等の実施により，学生からの様々な意見を把握した上で，各学部等へのフィードバックを行い，これらの意見に基づいた改善，検討に取り組んでいる（資料10(1)-10【ウェブ】，2-18【ウェブ】）。また，教職員については，各学部等において，教職員からの意見を委員会等の各種会議体で取りまとめ，法人本部の各所管部署がその意見に対して対応を行い，必要に応じて法人の関係諸会議等に諮っている。

【適切な危機管理対策の実施】

危機管理対策として，様々な危機事象から，学生及び教職員等並びに近隣住民等の安全確保を図り，大学としての社会的な責任を果たすことを目的として，「日本大学危機管理規程」を定めており，平成30年11月2日付けで改正を行い，危機事象の定義明確化，報告体制の整備，危機管理委員会の機能強化，危機対策本部設置の適正化，危機管理広報体制につ

いて規定している（資料10(1)-11）。さらに、令和元年10月1日付けで、「日本大学危機管理規程」に基づいた危機管理マニュアルを制定し、危機管理における全体としての枠組みを示す基本マニュアルとしての「日本大学危機管理基本マニュアル」、個々の危機管理についての具体的な対応策等を示す個別マニュアルとして、大規模災害[自然災害・事故]時の具体的対応を示した「危機管理(大規模災害[自然災害・事故]等)対応マニュアル」、及び不正・不祥事案等発生時の具体的対応を示した「危機管理(不正・不祥事案等)対応マニュアル」を整備している。また、関連する個別マニュアルとして、「日本大学危機管理広報基本方針」、「学生・生徒等の海外渡航に関する危機管理ガイドライン」、「日本大学付属校等危機管理基本方針及び責務」を定め、様々な危機事象に対応できる体制を整備している（資料10(1)-12～10(1)-17）。このような体制下において意思決定や権限執行が行われ、短期大学部において危機事象が発生した場合は、併設学部の学部長を通じて本部所管部署に報告され、理事長が法人として危機対策を講ずる必要があると判断した場合には危機対策本部が設置されることとなる。本学の危機管理体制は、大規模災害や、不正・不祥事案などにより、大学運営に支障を来す重大な事案を危機事象の対象とし、危機管理に対応する機関として日本大学危機管理委員会を置き、法人のガバナンス体制を強化したものとなっている。

点検・評価項目③

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成の適切性について、本学では、「日本大学経理規程」（資料10(1)-18）に基づき、理事長が、毎年度、理事会の審議を経て法人の予算編成基本方針を明示している。その基本方針は、法人本部の財務部が予算説明会を開催して全経理単位に周知するとともに、予算申請手続きを明確化した予算作成要領も併せて説明をしている。経理単位では、法人の予算編成基本方針に従い、教育・研究に関する施策と管理運営に関する施策や具体的収支改善策を明示した独自の予算編成基本方針を作成した上で、予算原案の編成に当たっている。

経理単位においては、執行部及び会計課等が、予算部署との予算折衝を通して、予算執行の実績や事業の効果・効率性などを分析・検証の上、予算を査定し、継続事業も新規事業も同等にゼロベースで重要度の高いものから予算を設定している。また、特色ある研究や学科の独自性を実現するため、学科予算枠の設定や研究室単位での予算配分を行っている経理単位などもあるが、大規模な施設関係修繕等を含め、全ての事業の緊急性・重要性を考慮し、経理単位予算全体の収支バランスに留意しながら、年次計画等も踏まえ予算原案を策定している。

さらに、財務部では、全経理単位を対象として、予算原案の提出前に、財務部に対する予算原案提出事前承認手続（資料10(1)-19）を義務付けている。この事前承認手続では、経理単位から提出された当該年度の予算原案に織り込んだ収支改善策・改善額及び次年度以降に計画している収支改善策・改善額・改善時期を明確にした資料を精査するとともに、

予算編成基本方針に掲げた目標値の達成状況、過去に策定した収支改善策の実行状況及び収支改善策の実効性などを総合的に勘案し、必要に応じて予算額の変更等を指示した上で予算原案の提出を承認している。

加えて、経理単位から提出された予算原案については、法人執行部と経理単位執行部との間で予算原案に関する打合せ会を行い、基本金組入後収支比率100%未満、事業活動収支差額比率5%以上となることを目標とした収支バランス、事業の内容とその効果や効率性、収支改善策の実効状況などの確認を行った上で、必要に応じて経理単位が編成した予算原案に変更を加え、法人全体の総合予算案を編成している。

予算執行ルールの明確性については、「日本大学経理規程」に、予算執行のルールに関して、支払依頼の承認者、会計伝票の承認者などが明確に定められており、経理単位では、定められた手続に従い予算が執行されている。また、「日本大学調達規程」(資料10(1)-20)には、物件の調達に関して、理事長への申請が必要な調達、経理単位での調達が可能な調達など、対象物件の種類・調達金額に応じた調達手続が明確に定められており、経理単位では、定められた手続に従い調達が行われている。

また、財務部からは、予算の承認は執行の承認ではないことを改めて通知し、予算執行段階での再検証と執行承認手続の徹底、収入の減少に見合う支出予算の削減等を求めるとともに(資料10(1)-21)、収入の減少に見合う支出予算の削減についても、削減内容の報告を求めている(資料10(1)-22)。さらに、期中においても適正な予算執行管理を行う観点から、全経理単位に対して四半期ごとに事業活動収支状況の検証と経理単位内での周知を義務付け、財務部への報告も求めている(資料10(1)-23)。

加えて、財務管財システムによって、予算外の執行ができないよう制御をかけており、予算の変更が必要な場合には、必ず所定の承認手続を経なければならない体制が整っている。

なお、予算部署における予算の執行に当たっては、まず、予算部署の責任者が計画・目的に合致した執行であるかを判断した上で、所定の手続を経て執行しており、個々の事業が学校法人会計基準や「日本大学経理規程」をはじめとした諸法令、諸規程に則って処理され、その経緯を客観的に説明できるよう事務の管理体系を確立している。

また、決算終了後には、法人監事による監査及び監査法人による監査をそれぞれ受けており、予算執行における透明性が確保されていると判断できる。

予算執行に伴う効果を分析・検証し、次年度予算につなげる仕組みの確立については、決算時に、経理単位から提出された決算報告書が適正に表示されていることを財務部において確認するとともに、財務部から経理単位に対し、決算の分析・検証と将来に向けた収支改善策の立案を義務付け、報告書の提出を求めている(資料10(1)-24)。経理単位では、教職員を対象とした財政説明会を実施し、経理単位の執行部から教職員に対して、経営状況、財政状態、現状の課題及び今後に向けた具体的な方針・目標等を説明し、収支改善策の目標達成に向けて、帰属意識、当事者意識及び採算意識等の醸成を図っている。また、予算編成時にも、過去の予算編成時及び決算時に立案した収支改善策の実行状況の検証、収支改善策の予算原案への計上、将来に向けた収支改善策の立案を義務付けるとともに、その具体的内容を説明する資料の提出を求めている(資料10(1)-25)。この資料は、法人執行部と経理単位執行部との間で行う予算原案に関する打合せ会で説明の上検討され、更

なる改善なども求めており、分析・検証及び次年度予算につなげるPDCAサイクルは確立されている。

点検・評価項目④

法人及び大学の運営に関する業務，教育研究活動の支援，その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また，その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用
- ・ 業務内容の多様化，専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づき，職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、「日本大学事務職組織規程」（資料10(1)-4）において，本部と学部，短期大学部，付属校等を含めた部科校に区分している。本部では，関係法令，「学校法人日本大学寄附行為」及び学内諸規程並びに本学の方針及び決定事項等に基づき業務を行うほか，部科校との連携，調整及び全学的な視点から新たな施策の立案，実行，またその運営状況について検証し，改善に努めている。各部科校においては，関係法令，「学校法人日本大学寄附行為」及び学内諸規程並びに本学の方針及び決定事項等に基づき，教育・研究その他所管業務に関して計画を立案し実施することになっている。

部科校に区分される短期大学部の業務については，「日本大学事務職組織規程」にて「当該関連学部の事務局において行う」旨規定されており，短期大学部（三島校舎）の業務に関しては国際関係学部，短期大学部（船橋校舎）の業務に関しては，理工学部で行っている。また，教員と職員が協同して大学運営に取り組んでおり，教授会の構成員に事務統括責任者である事務局長が含まれているほか，各種委員会にも教員及び職員が構成員として含まれる等，教員及び職員がそれぞれの立場で大学運営の重要な役割を担っている。

本学の事務組織は，「日本大学事務職組織規程」において，本部と学部，短期大学部，付属校等を含めた部科校に区分している。本部では，関係法令，「学校法人日本大学寄附行為」及び学内諸規程並びに本学の方針及び決定事項等に基づき業務を行うほか，部科校との連携，調整及び全学的な視点から新たな施策の立案，実行，またその運営状況について検証し，改善に努めている。各部科校においては，関係法令，「学校法人日本大学寄附行為」及び学内諸規程並びに本学の方針及び決定事項等に基づき，教育・研究その他所管業務に関して計画を立案し実施することになっている。

部科校に区分される短期大学部の業務については，「日本大学事務職組織規程」にて「当学関連学部の事務局において行う」旨規定されており，三島校舎の業務に関しては国際関係学部，船橋校舎の業務に関しては，理工学部で行っている。また，教員と職員が協同して大学運営に取り組んでおり，教授会の構成員に事務統括責任者である事務局長が含まれているほか，各種委員会にも教員及び職員が構成員として含まれる等，教員及び職員がそれぞれの立場で大学運営の重要な役割を担っている。

本学における専任職員の採用・昇格等に当たっては，「日本大学教職員就業規則」及び「職員の採用及び資格等に関する規程」等により規定されており，適切に運用されている（資料

10(1)-26, 10(1)-27)。例として、大学卒職員（一般職）を採用する場合、選考方法等を定めた実施要項を年度ごとに決定し、選考試験を実施した上で、大学が内定者を決定している。昇格については、各学部所属長の内申に基づき、学歴、経験、職務能力、人物及び勤務成績等について審査選考の上、大学が決定している。また、配置に関しても、業務上必要が生じた場合は大学が決定する等、公平かつ公正な手続きが行われている。

また、多様化、専門化する業務内容への対応として、「日本大学任期制職員規程」（資料10(1)-28）に基づき専門的知識・資格、能力、経験等を必要とする業務を遂行する任期制職員を雇用するほか、「専任職員（一般職）における特任・特命役職発令に関する内規」（資料10(1)-29）により、特命を冠した役職を命じ、事務運営の円滑化を促進すべく、専門的知識・経験を必要とする職員の育成等に努めている。

さらに、雇用中の任期制職員の中から優秀な人材については、「日本大学任期制職員から登用される職員に関する規程」（資料10(1)-30）及び「日本大学任期制職員に関する内規」（資料10(1)-31）により、任期の定めがない専任職員への登用を可能としており、令和2年度には任期制職員として培った専門性を生かし、かつ各学部の特性を理解し、自発的な業務改善提案等ができる者を7名登用した。その他、専門分野の業務に精通した職員を採用すべく、大学卒職員（一般職）中途採用選考試験を実施しており、令和2年度に7名採用している。

また、上長者は定期的に人物及び勤務成績等について評価を行っており、その結果は昇格に係る審査選考や任期制職員の再任並びに任期の定めのない専任職員への登用審査時に用いられる。

点検・評価項目⑤

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学における事務職員の意欲・資質の向上を図るための取組として、本部人事部人事課が分掌する各研修と本部の各部署が主催して業務上必要なスキル及び知識の習得を目的とする業務別研修を毎年度実施しているが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の理由から一部研修のみ実施している。

本部人事部人事課が分掌する研修には、①階層別研修（役職や職務経験、採用年数に応じて区分。）（資料10(1)-32, 10(1)-33）、②海外研修（管理職、中堅、長期の3区分）（資料10(1)-34～10(1)-36）、③一般社団法人日本私立大学連盟主催研修への派遣（資料10(1)-37）、④通信教育による自己啓発支援制度（大学が指定する通信教育講座から任意で受講。研修助成金を交付）がある（資料10(1)-38）。

業務別研修は、本部の各部署を中心に実施しており、令和元年度に学務部・学生部合同研修（資料10(1)-39）（従前より学務・学生・就職それぞれで実施していたが、令和元年度においては教学関係部署の連携強化のため合同で実施）、財務部による経理事務研修会（資料10(1)-40）、管財部による管財事務研修（資料10(1)-41）、研究推進部による研究事務研

修会（資料10(1)-42）、図書館業務研修会（資料10(1)-43）がある。本学では、キャンパスが学部単位で点在するため、普段は別々の所在地で業務を行っている職員が業務別研修会に参加することで、業務上必要な能力や知識の向上を図るとともに、業務の標準化を図っている。

これら大学本部が主催する職員を対象とした研修に加え、短期大学部併設の各学部においてはSD委員会を設置し、教員を含め意欲・資質の向上を図る取組として特性・特徴に合わせた独自のテーマを定めて研修会を実施している（資料10(1)-44～10(1)-46）。

点検・評価項目⑥

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
評価の視点3：監査プロセスの適切性

【適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価及び点検・評価結果に基づく改善・向上】

本学では、総合大学としてのメリットを最大限に生かした組織運営を行うために、「日本大学中期計画」に基づき教学及び経営の管理運営を行っており、毎年度の事業計画には、中期計画で示した大学運営に関する各種施策を含めた上で策定している。年度末には、当該年度における各種施策の実行状況について点検・評価を行い、その結果を事業報告書（資料2-17【ウェブ】）として取りまとめている。その報告書を受けて必要に応じて、中期計画の見直し、修正を行い、PDCAサイクルを効率的かつ継続的に循環させていくことで、適正な事業の遂行及び中長期的な視点での大学運営を展開している。令和3年度からの新たな中期計画を策定するに当たっては、現行の日本大学中期計画専門部会を発展的に解消し、日本大学中期計画検討委員会を設置し、現行の中期計画の進捗状況及び事業報告書等の内容並びに認証評価結果及び私立大学ガバナンスコード等への対応を考慮したより実効性の高い中期計画の策定を行っていく。

また、短期大学部においては、毎年7月に開催される「学長による学部長等とのビジョン共有のための面談」及び12月頃に開催される「短期大学部二校舎次長・学科長会議」の年2回、短期大学部次長から短期大学部各校舎の状況について報告を受け、短期大学部学長である学長の方針に基づいて短期大学部各校舎が運営されているかを確認している。

【監査プロセスの適切性】

本学では、大学の健全な発展及び社会からの信頼確保のため、大学業務全般について監査を行い、業務の適正化及び効率化に努めるという方針の下、法人監事による「監事監査」、本部部局が監査室と連携して行う「内部監査」、そして監査法人による監査を実施している。

監事監査は、「学校法人日本大学役員規程」に定める基準に基づき選任された監事4名（うち、2名は常任）により、法人の健全な発展と効率的な大学運営に資することを目的として、また、理事とは異なる立場で「経営上の基本方針」及び「教学に関する全学的な

基本方針」に定める業務の執行状況等を確認することにより、中期計画の着実な推進と法人の更なる発展に寄与することを基本として行っている。

監事は、原則として週1回、監事全員による「監事会議」を開催し、当年度の監事監査計画（資料10(1)-47）を策定した上で具体的な監査方法やスケジュール等を検討しているほか、毎回の理事会、評議員会、常務理事会及び学部長会議に出席し、必要に応じて助言できる体制を整えている。また、監査報告会における理事長・学長との意見交換、監査結果に基づく監査法人との意見交換をそれぞれ実施している。

監事監査は、被監査部署の部科校等から提出される関係資料に基づき監査を行う書面監査、実際に部科校等の現地に監事が出向いて監査を行う実地監査により行われている。より効率的に監査するため、実地監査の実施時期を半期終了後に行う「期中監査」と当該年度終了後に行う「期末監査」に分けて実施しており、期末監査終了後、監事の意見を表明した監事監査報告書（資料10(1)-48）を作成し、理事会及び評議員会にそれぞれ提出している。

これとは別に、監事は期中監査及び期末監査のいずれも終了後に、監査の過程で気づいた点を報告書に取りまとめて理事長に提出するとともに、被監査部署の部科校等にも送付している。この報告書には、被監査部署ごとに指摘事項（改善を求める事項）又は要望事項（改善について検討を求める事項）が明記されており、被監査部署の部科校等は指摘事項等に対する改善計画を策定して監事に提出するとともに、改善計画に基づいて改善に取り組むことが求められている。なお、改善計画の進捗状況や改善結果については、次の監査の際に監事により確認されている。

内部監査については、科学研究費助成事業等に係る内部監査を実施している。原則として無作為に抽出した研究課題（一部は年度末に研究費の執行が偏った研究課題）を対象として、学内外から給付を受けた研究費、助成金及び補助金等の運営・管理の適正性について監査を行っており、その結果を報告書にまとめて理事長及び学長に報告している。また、報告書は、被監査部署だけでなく全ての学部等に送付しており、被監査部署の学部等に対しては改善を求め、その他の学部等に対しては類似の問題が生じないように注意喚起を行っている。

本学における監査体制の強化及び内部監査の更なる充実のため、「日本大学内部監査規程」（資料10(1)-49）を一部改正して内部監査の実施主体や対象を明確にしたほか、「日本大学事務職組織規程」の一部を改正し、令和2年4月1日付けで新たに監査室を設置した（資料10(1)-50）。これにより内部監査については、本部各部が所管業務の執行について監査室と連携して行うこととなり、現在、具体的な実施方法等を検討しているところである。

監査法人による監査については、公認会計士が策定した監査計画に基づき、有形固定資産実査、預貯金・棚卸実査及び決算監査等が行われ、適宜、監査人から指導を受けており、経理処理上の疑問が生じた場合には、経理担当以外の部署であっても随時相談することが可能である（資料10(1)-51）。本学の予算執行等が、「日本大学経理規程」に基づき経理単位ごとに行われている実情を踏まえ、会計監査も全ての経理単位を対象として、経理単位ごとに監査が実施されている。

その他、全学的な取組として、「日本大学自己点検・評価規程」（資料2-8）に基づき、自己点検・評価活動を行っており、自己点検・評価の結果は、3年ごとに『日本大学

の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』（資料2-9【ウェブ】）と題する報告書にまとめ、その後の改善状況については、『日本大学改革の歩み－自己点検・評価結果に基づく改善の状況（改善報告書）』（資料2-10【ウェブ】）としてまとめ、いずれもホームページに公開する等、学内外に公表している。

○長所・特色

本学は総合大学として本部、各学部、短期大学部及び付属校等の特色を生かしつつ、総合大学としてのメリットを最大限に生かした大学運営を行うに当たり、部分最適から全体最適への観点から教職員一人ひとりが法人全体の視点に立った上で、危機意識、問題意識の共有を図ることを推進している。「教学に関する全学的な基本方針」及び「経営上の基本方針」、また、この2つの方針を盛り込んだ「日本大学中期計画」だけでなく、平成28年に制定された本学が育成していく人間像の具体的な指標となる「日本大学教育憲章」等、法人としての各種方針等が策定された際には、冊子及びホームページ等にて周知徹底を図るとともに、年に1度、役教職員等が一堂に会する年頭会同の際には、1年単位で本学が取り組むべき施策等を示したレジュメを配布するなど、大学運営についての教職員の意識をより高めるべく働きかけを行っている（資料10(1)-52）。

○問題点

昨今の急激な社会環境の変化等に迅速かつ適切に対応するためにより柔軟かつ効率的な組織体制の構築が必要不可欠であることから、オンライン会議の推進及び電子決裁システムの導入等を含めた大学運営体制についての更なる見直し等を検討している。

○全体のまとめ

本学では、総合大学としてのメリットを最大限に生かした組織運営を行うため、従来から教学面については「教学に関する全学的な基本方針」、管理面については、「経営上の基本方針」に基づき大学運営を行ってきた。この2つの方針を盛り込んだ「日本大学中期計画」では、本学の「目的及び使命」に基づき、「教育理念」の下、本学が育成していく学生の指標である「日本大学教育憲章」を具現化するため、教育憲章を基点とした全学的な質保証体制の確立をはじめとする教学改革の実行、施設環境の整備、学生支援制度の充実等を図るための教学的な施策及びそれらを支えるための財政基盤の確立、人事体制の強化等の経営的な施策等を定めた計画となっており、その中期計画に基づいて学部、短期大学部、付属校等において単年度の事業計画及び事業報告を策定することを改めて体系図とすることにより明確に示した。これにより、法人の方針と日常の業務の連動性が明確化され、あらゆる立場の教職員が共通の危機感をもって業務に取り組むことが可能となった。

これらの中期計画を実現させるために適切な大学運営を行うに当たり、学長等の役職者及び教授会等の機関の役割と権限を明確化し、各種関連諸規程等について整備し対応している。

また、大学運営に必要な事務組織体制は整備されており、予算編成及び予算執行においても透明性及び信頼性を確保した上で行われている。大学運営の点検・評価についても、新たに監査室を設置し体制を強化する等、現状においては、大学運営は適正に行われている。

ると思料する。

今後に向けて、永続的な発展を支える健全な大学運営体制を確立するため、教職員だけでなく多様なステークホルダーに対して大学運営方針を明確に示し、周知していくことを検討している。また、令和3年度からの新たな中期計画を策定するに当たっては、現行の日本大学中期計画専門部会を発展的に解消し、日本大学中期計画検討委員会を設置し、現行の中期計画の進捗状況及び事業報告書等の内容並びに認証評価結果及び私立大学ガバナンスコード等への対応を考慮したより実効性の高い中期計画の策定を行っていく。

基準 10 大学運営・財務

第 2 節 財務

○現状説明

点検・評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点 2：当該短期大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

中・長期的な財政計画の立案については、本学では経理単位ごとに、執行部を中心として、「教学に関する全学的な基本方針」及び「経営上の基本方針」に基づき、教育研究に係る中・長期の将来構想を前提とした 5 年間の資金収支及び事業活動収支長期計画（資料 10(2)-1）を作成している。さらに法人本部では、財務部が中心となり、経理単位の収支長期計画を取りまとめ、経営状態の趨勢の把握及び将来計画の具現化を目途として、法人としての収支長期計画を作成しており、毎年度収支長期計画を作成することにより、収支バランスを考慮した事業計画の立案が行われている。

また、重要な施設等整備事業の計画立案に際しても、更に長期の収支計画を作成し、自己資金又は返済計画に無理の生じない借入金等の範囲内で事業計画が立案されているとともに、整備計画検討委員会において財源確保の状況や整備期間中及び整備完了後の経営状況などを精査した上で、予算原案への計上の可否を判断している。さらに、収支長期計画の見直しを適時行っており、事業資金の高騰が予想される場合や資金調達に困難が予想される場合には、計画規模の見直しや実施の先送りを行っている。

財務関係比率に関する目標について、学校法人の永続的な維持を考慮して収支の均衡を図るため、法人の予算編成基本方針（資料 10(2)-2）に、事業活動収支計算書関係比率における「基本金組入後収支比率」は 100% を超えないこと、「事業活動収支差額比率」を継続的に 5% 以上とすることを目標値として明示している。また、経理単位では目標値を達成できるよう、執行部を中心に、収支改善策を立案した上で、毎年度の予算原案を作成している（資料 10(2)-3）。

点検・評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

【短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤並びに教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み】

過去5年間（平成27～令和元年度）の本学の経営状況は、「事業活動収支計算書関係比率」（大学基礎データ表9）に示すとおりである。

事業活動収支計算書関係比率の適切性については、危機管理学部・スポーツ科学部の開設（平成28年4月）による臨時的支出並びに私立大学等経常費補助金が不交付となる入学定員超過率及び学部設置等が認可されない平均入学定員超過率の引き下げに係る学生数の減少などがありながらも、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るため、決算時及び予算編成時の分析・検証の徹底、予算執行段階での再検証の徹底による幅広い収支改善策の継続的実行により、臨時的要因が生じた年度を除き、法人全体の「事業活動収支差額比率」は2～6%で推移している。

また、貸借対照表関係比率での「純資産構成比率」及び「総負債比率」についても、医歯他複数学部系大学の全国平均並みの比率となっており、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤は確立されている。

なお、法人全体における事業活動収支計算書関係比率の「教育研究経費比率」は、医歯他複数学部を設置する私立大学の平均を下回っているものの、本学は他の大学よりも医歯学部の構成比率が低いためであり、全国大学法人の平均値と比べた場合には高い比率となっている。

現状説明に記したとおり、本学では、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立していると同時に、予算編成及び予算執行の手続も適正かつ厳格に実施している。

【外部資金の積極的獲得】

外部資金の積極的獲得については、幅広い収支改善策の一つとして法人の予算編成基本方針に定めており、獲得に向けて多くの施策が実施されている。

私立大学等経常費補助金及び地方公共団体経常費補助金などの補助金については、関連部署が連携の上、補助要件等を精査し、対象となる事業について積極的に補助申請を行っている。特に、私立大学等経常費補助金については、適正な申請に向けた補助金説明会や本部所管部署による学部巡回指導を実施するなど、全学的・組織的に補助金収入の獲得に向け、積極的な取組を行っている。その結果、短期大学の令和元年度私立大学等経常費補助金については、交付学校数282校中27位に位置し、交付額は短期大学1校当たりの交付平均額の約2倍となる1億1千万円であった。文部科学省補助金は、耐震化事業への重点的支援により、安心・安全なキャンパスの実現に向けた耐震改修工事を行っており、令和2年度においても補助金の交付内定を受けている。

寄付金収入については、本学は「日本一教育力のある大学」の実現に向けた教育環境の整備・充実のため、目標額130億円、期間を平成24年度から10年間として募金活動を実施している。募集対象は主に役・教職員、在校生父母、校友、取引企業、校友会であり、ホームページ、広報誌及び趣意書の継続的な配布により広く寄付を募っている。令和元年度までの寄付金実績累計額は85億円であり、今後も受配者指定寄付金制度や税制控除制度の周知による募金活動の積極的な推進を図ることで、更なる寄付金の獲得に努めていくところである。

研究活動については、大学が配分する個人研究費だけでなく、研究を推進するための

外部資金の獲得が必要であると考え、日本大学研究助成金公募情報等通知システム（資料6-31）を用いた外部資金の公募情報提供等、外部資金獲得に向けて様々な取組を実施している。科学研究費助成事業を獲得するため、過去に採択された研究計画調書をGoogle Driveを用いて閲覧できる環境の整備、科研費の審査委員経験者によるアドバイス及びe-ラーニング等の取組を実施し、教員の研究計画調書作成の向上につなげている。短期大学の科学研究費助成事業（科研費）について、平成29年度は7件/1,521万円、平成30年度は6件/1,118万円、令和元年度は7件/1,118万円と推移している（資料10(2)-4）。また、短期大学部教員によるロイヤルティ収入について、累積の特許権収入が約694万円の教員が1名、累積の著作権収入が56万円の教員が1名在籍している（資料10(2)-5）。

また、本学では産官学連携知財センターを設置しており、産業界との共同研究・受託研究等の研究活動を活性化させることによって、社会へ貢献するとともに学術の発展に寄与することを目的とし、事業を行っている。令和元年度私立大学等改革総合支援事業においては、タイプ4「社会実装の推進」に申請した短期大学10校のうち、本学短期大学が唯一選定されている。

○長所・特色

令和元年度私立大学等改革総合支援事業において、タイプ4「社会実装の推進」に申請した短期大学10校のうち、本学短期大学が唯一選定されたことは、産学連携本部の強化や産業界との研究活動等の実績が高く評価されたものと認識している。

寄付金においては、法人全体の取組として平成24年度から10年間を期間として創立130周年記念事業募金を実施している。本事業期間中、法人を挙げて本事業に集中することで寄付金の増額を目指したり、株式会社日本大学事業部の収益を寄付に充てることによる教育への還元、校友会組織からの寄付など、本学のスケールメリットを生かした募金活動を実施している。

○問題点

事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性については、学校法人の永続的な維持を鑑みて現在の財政基盤をより盤石にするため、今後は、修学支援の充実などにより学生数を可能な限り確保するとともに、平成29年10月に理事長が示した「経営上の基本方針」に掲げられた「本学資源の効率運用に関する方針」を推進するなど、幅広い収支改善策を引き続き実行することにより、事業活動収支計算書関係比率における「事業活動収支差額比率」を継続的に5%以上とするとともに、翌年度繰越収支差額の支出超過額を削減できるよう、更なる収支の安定に努めていく必要がある。

○全体のまとめ

本学では「教学に関する全学的な基本方針」及び「経営上の基本方針」に基づき、教育研究に係る中・長期の将来構想を前提とした収支長期計画の作成、収支バランスを考慮した事業計画の立案を行っている。法人の予算編成基本方針では目標値を明示し、経理単位での収支改善策の立案、決算時及び予算編成時における分析・検証の徹底、予算執行段階での再検証を行い、幅広い収支改善策を継続的に実行することにより、教育研究を安定し

て遂行するために必要かつ十分な財政基盤は確立している。

外部資金の積極的獲得については、幅広い収支改善策の一つとして法人の予算編成基本方針に定めており、外部資金の獲得に向けて、補助金への積極的な申請や全学的・組織的な取組、募金活動の積極的な推進、研究助成金獲得に向けた情報提供、科学研究費助成事業の採択率向上を目途とした多くの施策が実施されている。

今後も、幅広い収支改善策を引き続き実行することにより、「事業活動収支差額比率」を継続的に5%以上とするとともに、翌年度繰越収支差額の支出超過額を削減できるよう更なる収支の安定に努めていく。

終 章

本学短期大学部は、校舎が2か所に分かれているという他短期大学では類を見ない設置形態を生かし、校舎ごとに「自己点検・評価委員会」を設置して点検・評価を行い、それぞれの校舎ごとに改善改革に努めてきた。

今回の短期大学認証評価受審においても、まず各校舎の自己点検・評価委員会が中心となって自己点検・評価を行い、その結果を各校舎において報告書にまとめた。その後、作成された各校舎の報告書について法人本部各所管部署にて検証するとともに、自己点検・評価を行った。記述に当たっては、短期大学部としての全学的な取組と併せて、各校舎における全学的な取組に沿った具体例及び独自の取組や特長、課題等についてまとめた。

2014（平成26）年度には、公益財団法人大学基準協会による「短期大学認証評価」に申請し、適合認定を受けているが、その際指摘された事項については真摯に受け止めると同時に、更なる改善・改革に向けた取組を行って今日に至っている。

今回の認証評価の各基準における具体的な活動や取組については、すでに本章において記述しているが、全体の総括として基準ごとの記述の要点をまとめるとともに、今後の展望等について以下に記す。

1 全体の総括

（1） 理念・目的

日本大学の教育理念「自主創造」の下、大学の「目的及び使命」の意図する内容を時代に即し解釈して「日本大学教育憲章」を制定・施行し、学生が備えるべき能力や姿勢を掲げ、また、校舎ごと、学科ごとにその特性に基づいた学生養成の指針を教育研究上の目的として明確な表現で示している。

また、この教育研究上の目的は、学則に定め、校舎ごとの理念は本短期大学部のホームページにて、教職員、学生及び社会に対して広く周知している。

平成30年度には、令和2年度までの中期計画を作成し、法人全体として、毎年度策定している事業計画及び予算編成に反映させ、各施策の達成度の確認及び改善を行っている。

（2） 内部質保証

内部質保証について、本学では「日本大学内部質保証に関する方針」を策定した。

また、本方針を具体化するために、本方針と連動する「日本大学内部質保証推進規程」を定め、全学的な内部質保証の推進に責任を負う「全学内部質保証推進委員会」、学部等の内部質保証に権限を持つ組織として「学部等内部質保証推進委員会」を置いた。併せて「全学内部質保証推進委員会」の下には「企画検討部会」を置き、今後は、内部質保証に責任を負う組織が、既存の各組織や諸活動と連携し、恒常的な改善・改革、質の向上を図る。

なお、学長は、「全学内部質保証推進委員会」からの内部質保証に関する評価結果を真摯に受け止め、改善に取り組むとともに、学内外に公表することで、学長のリーダーシップの下、教育研究の質保証に取り組む体制となっている。

三つの方針における本学の基本的な考えの設定については、全学的な三つの方針に

代わる「日本大学教育憲章」を制定した。

また、教学戦略委員会において、各学部等に三つの方針の策定又は見直しの指示を行い公表するとともに、三つの方針の見直しについて検討を重ねた。その中で、教学戦略委員会教育開発推進検討ワーキンググループによる確認作業等により、全学的な取組として、教育の質の向上及び保証の実現を図ってきた。

自己点検・評価活動については、「日本大学自己点検・評価規程」に基づき、自己点検・評価活動を行っており、その結果は学内外に公表している。

本学における自己点検・評価活動は、点検・評価実施時点の全学的な取組についてのみ検証するだけでなく、その後の改善に至るまでの流れについても検証を行うことで、適切なP D C Aサイクルにつなげている。

また、情報公開については、「日本大学情報公開内規」を制定し、学校法人日本大学の情報の公開についての必要事項を定めている。

(3) 教育研究組織

本短期大学部の目的・使命に照らし、教育研究組織の適切性は担保されている。

また、本短期大学部の教学マネジメントの確立を推し進めるために、令和3年3月に教学I Rを支える事務組織として大学評価室を設置した。今後は、教学に係るデータの収集、評価の実施及び分析等を行い、社会的ニーズ、学問の動向を踏まえながら、本短期大学部の特色を生かした教育研究組織へ改善・向上するための取組を行う。

(4) 教育課程・学習成果

本学は、日本大学学則第1章第1節に「目的及び使命」を掲げ“自主創造の気風”を醸成することに取り組んで学生の育成を行ってきた。その中で、本学の教育理念である「自主創造」を明確化し、本学が目標として育成していく人間像を明示し、学生と向き合いながら実効性のある教学施策を具体化していくための方針として「日本大学教育憲章」を施行した。本学の教育憲章は、大学の「目的及び使命」の意図する内容を、時代に即して解釈したものであり、各学部・各研究科の「教育研究上の目的」、延いては「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受け入れに関する方針」や多様な教学施策の礎になると同時に本学における普段の教育の質向上に向けたP D C Aサイクル確立の指標となるものである。

この教育憲章を基軸として、「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」が策定され、各授業科目を構成され、個々の授業科目においては、専門性の高い知識と本学の教育憲章に基づいた「卒業の認定に関する方針」に定める能力獲得のハイブリットによる授業展開を実施している。

大学全体を包括するカリキュラムの点検は、教学戦略委員会が起点となり、各学部では教授会・学務委員会等が中心となって実施している。

(5) 学生の受け入れ

入学者選抜を行うに当たっては、各学科とも入学者受け入れの方針を明確にし、様々な方式によって公正に実施している。

志願者及び入学者の確保については、地域性の高さを生かした就職実績と総合大学

の短期大学部ならではの4年制学部への編入学実績を更にアピールする必要がある。

定員管理の厳格化に伴い、首都圏の大規模大学は入学者数を絞り込むことを余儀なくされ、それに伴い地方の大学の定員充足率が改善する傾向も見られる。本学の短期大学部が本学国際関係学部や理工学部の受け皿としての認知度がさらに向上すれば、短期的に見れば効果が期待できるだろう。

地元根差した魅力ある高等教育機関として、今後恒常的に安定した志願者、入学者を確保していくには、教育力、キャリア支援、入学者選抜制度など様々な方向から更なる見直しを進めていくことが必要不可欠である。

(6) 教員・教員組織

短期大学部における教員組織の編成に当たり、求める教員像については、「教員規程」に明記しており、短期大学部各校舎では、これに準拠して、それぞれの特色を生かすべく内規等により定めている。また、毎年度、各校舎の教員数が短期大学設置基準を下回っていないかの確認を行い、教員組織の適切な編成に努めるほか、授業科目における教員の適正な配置及び授業負担の軽減に取り組み、さらにFD活動を組織として積極的に実施しており、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に努めている。

採用、昇格等に当たっては「教員規程」及び「教員資格審査規程」を規定しており、短期大学部各校舎は併設する学部と共通の内規等を制定して具体的基準を明確にするとともに、これらを公表、共有し、公平かつ公正な手続きを経ている。

(7) 学生支援

本学の学生支援は、学長のリーダーシップの下、「教学に関する全学的な基本方針」を基に、学生が不安なく充実した学生生活を送れるよう、修学支援、生活支援及び進路支援を実施している。

実質的な支援内容の検討及び実行組織として、修学支援は、学務委員会、FD推進センターが担い、生活支援は、学生生活委員会、学生支援センター、学生支援室、保健室が担い、進路支援は、就職委員会、就職支援センターが担っている。また、各実行組織により、各学生支援について適切に実施されている。

さらに、今後の学修支援の向上のため、学修満足度向上調査の実施により、学生からの声をより具体的に反映し、学修支援の改善・向上につなげる体制を整えている。

時代及び社会的な変化が激しくなる中で、学生支援の在り方についても日々刷新していく必要があることから、引き続き、学長のリーダーシップの下、効果的な対応が迅速かつ直接学生に届くよう体制を整備していく。

(8) 教育研究等環境

教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方針について、「経営上の基本方針」、「教学に関する全学的な基本方針」及び「日本大学中期計画」に基づき、短期大学部が併設されている学部ごとに施設・設備の整備計画を策定し、諸会議等により教職員間の情報共有を行い、大学全体での施設・設備の共同利用をより推進するとともに、短期大学部が併設されている学部ごとに学生及び教職員の利用に配慮した施設・設備の整備に努めている。

また、ICT環境についても、中長期的な計画に沿って今後も整備を進め、情報倫理の確立に関しては、要覧等への記載だけでなく、授業を通して教育を行っている。

このほか、図書館には関連分野の図書、学術雑誌を整備しており、研究環境整備についても専任教員には必要な研究費を支給し、研究専念時間を確保するための制度を整備している。また、研究活動・研究費に関する倫理規範を定めて、不正を防止するための活動を十分に行っている。

教育研究環境の適切性については、施設・設備の計画的整備に係る検証や施設の安全の維持管理に係る検証などにより、改善につなげている。また、年度ごとの事業報告により、主要な事業計画に対する確認・評価及び検証を通じて改善・向上につなげていく一連のプロセスを適切に実施している。

(9) 社会連携・社会貢献

本学は、各学部等（キャンパス）を多地域に分散して設置し、各地域との緊密な連携による教育、研究及び社会貢献活動を展開している。地域連携による研究開発においては、事業化に向けた地域要請が強いことから、本学の特色を発揮する最適な活動であると認識し、全学のネットワークを生かして地域産官学連携を推進している。

各校舎とも、社会連携については、NUBICを中心とし、研究者の知的財産権の確保、企業との連携を行う体制が整備されており、全体として学外組織との連携や地域社会との連携を図ることができており、地域社会への貢献がなされている。

(10) 大学運営・財務

第1節 大学運営

本学では、従来から、教学面については「教学に関する全学的な基本方針」、管理面については、「経営上の基本方針」に基づき大学運営を行ってきた。

この2つの方針を盛り込んだ「日本大学中期計画」では、「日本大学教育憲章」を具現化するため、教育憲章を基点とした全学的な質保証体制の確立を図るための教育的な施策及びそれらを支えるための財政基盤の確立、経営的な施策等を定めた計画となっており、その中期計画に基づいて学部等において単年度の事業計画及び事業報告を策定することを改めて体系図とすることにより明確に示した。これにより、法人の方針と日常の業務の連動性が明確化され、あらゆる立場の教職員が共通の危機感をもって業務に取り組むことが可能となった。

予算編成及び予算執行については、透明性及び信頼性を確保した上で行われている。大学運営の点検・評価についても、新たに監査室を設置し体制を強化する等、現状においては、大学運営は適正に行われていると思料する。

第2節 財務

本学では「教学に関する全学的な基本方針」及び「経営上の基本方針」に基づき、教育研究に係る中・長期の将来構想を前提とした収支長期計画の作成、収支バランスを考慮した事業計画の立案を行っている。法人の予算編成基本方針では目標値を明示し、経理単位での収支改善策の立案、決算時及び予算編成時における分析・検証の徹底、予算執行段階での再検証を行い、幅広い収支改善策を継続的に実行することによ

り、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤は確立している。

また、外部資金の獲得に向けて、補助金への積極的な申請や全学的・組織的な取組、募金活動の積極的な推進、研究助成金獲得に向けた情報提供、科学研究費助成事業の採択率向上を目途とした多くの施策が実施されている。

今後も、幅広い収支改善策を引き続き実行し、更なる収支の安定に努めていく。

2 今後の展望

本学では、前回の認証評価から現在に至るまでに、本学の教育理念である「自主創造」を標榜して、本学が目標として育成していく人間像を明示し、学生と向き合いながら実効性のある教学施策を具体化していくための方針として、「日本大学教育憲章」を制定し、その中で学生が備えるべき能力や姿勢を、卒業後も引き続き社会でその能力の伸長が図られるべき人間像として「日本大学マインド」を掲げた。

「日本大学教育憲章」を基に、令和2年度までの間に、「学位授与方針」、「教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針」の見直し及び「日本大学教育憲章」、カリキュラム及びシラバスとの整合性・関係性の検証を行い、教育の質保証に努めてきた。

また、より全学的な内部質保証の推進を図るために、現学長の下、教育研究及び管理運営等の諸活動について、改善・改革を推進し、質の向上を図り、本学の人材育成及び研究成果に対する社会的評価及び信頼をより一層高めることを目的に「内部質保証に関する方針」を始めとした内部質保証体制等の整備を行ってきた。

今後は内部質保証の推進により、全学レベル、各組織（教育研究及び管理運営等に係る全ての組織）レベル及び教員レベルにおける活動の企画・設計及び運用について、継続的に自己点検・評価を行い、その結果に基づき、各組織レベル及び教員レベルでPDCAサイクルを機能させるとともに、全学レベルでのPDCAサイクルを有機的に連携させるシステムを構築する等、教育研究及び管理運営等における内部質保証を実現するための取組の推進が求められる。

また、令和3年度からの新たな中期計画の策定に当たって、現行の日本大学中期計画専門部会を発展的に解消し、日本大学中期計画検討委員会を設置し、現行の中期計画の進捗状況及び事業報告書等の内容並びに認証評価結果及び私立大学ガバナンスコード等への対応を考慮したより実効性の高い中期計画の策定を行っていくこととしている。

そのため、この度の認証評価の受審についても、現在の本学の体制や諸活動等に関する内容全般について検証を行う重要な機会の一つと捉え、その結果については教育研究及び管理運営等の改善に資するものと真摯に受け止め、今後の自己点検・評価活動及び中期計画等により継続的に全学的な質の保証の実現を果たしていく。

併せて、全学的な内部質保証の検証・推進体制を構築することで、永続的な発展を支える健全な大学運営体制を確立し、教職員だけでなく多様なステークホルダーに対して大学運営方針及び諸活動を明確に示し、周知していき、質保証の着実な実行を目指すことで、教育・研究で世界に「誇れる」、また教職員・学生が「誇りに思う」日本大学を展開するため、思いを一つにしてこれからも日々新たに歩み続けていく。

以 上